

第23 東北開発株式会社

東北開発株式会社の昭和37 営業年度末資本金は30 億1000 万円（うち政府出資29 億0750 万円）で、前営業年度末に比べて5 億1000 万円増加している。

37 営業年度のおもな生産、販売事業は、セメント38 万トン、カーバイド4 万5 千余トン、ハードボード1 万2 千余トンを生産、販売する計画に対し、実績はセメントは生産数量37 万7 千余トン、販売数量36 万9 千余トン、カーバイドは生産数量3 万7 千余トン、販売数量3 万8 千余トン、ハードボードは生産数量8 千余トン、販売数量8 千余トンとなっており、また、土地造成事業は造成土地7 万6 千余坪を売り渡す計画に対し、実績は6 千余坪となっている。

新規事業は、砂鉄事業16 億5000 万円、直轄工場の整備等6 億7000 万円、パーティクルボード事業3 億円、投融資事業等1 億3000 万円計27 億5000 万円の計画に対し、実績は砂鉄事業5 億3774 万余円、直轄工場の整備等2 億8112 万余円、パーティクルボード事業1 億6592 万余円、投融資事業等1 億0018 万円計10 億8496 万余円で、計画に比べて16 億6503 万余円減少しているが、これは主として砂鉄事業において技術、原料、経営形態等に関して具体的計画が整わなかったことによるものである。

事業に要する資金として政府出資金5 億円、債券発行による収入金29 億円（うち10 億円は36 年度発行分）計34 億円を調達したが、そのうち新規事業に10 億8496 万余円を充て、営業支出に10 億9259 万余円を使用し、残額12 億2243 万余円を翌営業年度に繰り越す結果となっている。

37 営業年度の収益は43 億5626 万余円、費用は51 億0850 万余円で、当期損失金は7 億5223 万余円となっており、これを事業別等にみると、ハードボード事業で2 億2981 万余円、カーバイド関係事業で1 億7434 万余円、セメント関係事業で1913 万余円、亜炭事業で3589 万余円、土地造成事業で3755 万余円、さらに本社部門で2 億5549 万余

円それぞれ損失を生じているものである。

しかして、32 年8 月同会社が新発足してからの欠損金累計額は37 営業年度末では資本金の約75%に当たる22 億4300 万余円となっている。

第24 電源開発株式会社

電源開発株式会社の昭和37営業年度末資本金は601億円(うち政府出資600億円)である。

37営業年度において設備の新設等を実施したものは、前営業年度からの継続および新規を合わせ、発電設備では池原等11地点の計画に対し11地点、送電設備では佐久間東幹線等5線の計画に対し5線、変電設備では佐久間周波数変換設備等5箇所の計画に対し5箇所で、これらを含めた総設備資金額は、計画421億9890万余円に対し365億7805万余円で56億2084万余円の差額を生じており、また、前営業年度に比べて32億3242万円減少している。

これらの設備資金については、37営業年度は国からの出資はなく、資金運用部資金の借入金218億円、余剰農産物資金の借入金13億円、社債発行による収入金130億円等を充当している。

37営業年度の収益は282億2848万余円、費用は281億7321万余円で、当期総利益は5527万余円となり、法人税等4455万余円を差し引いて、純利益は1071万余円となっている。これを前営業年度に比べると、収益で36億9117万余円、費用で37億4998万余円増加し、純利益で113万余円の減少となっている。

収益が増加したのは、3水力発電所と1火力発電所が新たに発電を開始したことなどのため、販売電力量56億1096万余キロワットアワー、販売電力料262億4280万余円となり、前営業年度に比べて、それぞれ1.4%、15.8%の伸びを示したことなどによるものであり、一方、費用が増加したのは、水力発電費、支払利息等の増加によるものである。

事業の執行にあたり、注意を要すると認められるものが次のとおりある。

(ア) 魚梁瀬発電所新設に際し、ダム築造工事に使用する社給セメント類は会社倉庫持

込み渡しで購入し、同倉庫から工事請負業者が現場倉庫まで運搬し、さらに現場倉庫から作業場まで場内小運搬することとしているが、現地の状況からみて二段輸送を避け現場倉庫持込み渡しとして工事費の節減をはかることができたと認められる。

(イ) 川内川第2発電所新設に際し、土砂類およびコンクリートの運搬に使用するダンプロックの損料について、積載量、使用時間および修繕費の検討が十分でなかったため高価となっていると認められる。

(ウ) 十津川第2発電所新設に際し、補償の一環として新設したつり橋の対風支索およびつり線について仕様書で所要強度の指定をしていなかったり、また、設計では鋼より線を使用することとなっているのに実際は鉄より線を使用したりしているなど工事の設計および施工が適切を欠いている。

なお、本件つり橋は引継直後季節風により対風支索およびつり線が切れ、橋体が落下している状況である。

第25 日本海外移住振興株式会社

日本海外移住振興株式会社の昭和37営業年度末資本金は33億円(うち政府出資32億2500万円)で、前営業年度末に比べて5億円増加している。

37営業年度の事業計画は、投融資4億9600万円、移住地事業4億4553万余円計9億4153万余円で、前年度計画額に比べて投融資で3億7300万円、移住地事業で3億5821万余円減少しており、これに対する実績は融資4億1808万余円、移住地事業4億0259万余円計8億2068万余円となっている。このうち移住地事業の実績は、ガタバラ移住地造成費2億5327万余円、土地購入費4923万余円を除けば1億0009万余円にすぎないが、これはわが国からの移民が減少してきたため造成工事を手控えたことによるものである。これらの事業資金については、外貨借入金7億1635万余円、事業収入金2億9277万余円等のうちから充当している。

37営業年度の損益は、ブラジル国現地法人の分を合わせて、収益2億5061万余円、費用5億0352万余円で、2億5291万余円の損失を生じ、設立以来の損失累計は10億2896万余円となっている。

設立以来37営業年度末までに同会社が施行した移住地造成事業についてみると、アルト・パラナ(パラグアイ国)ほか11移住地で264,448ヘクタールを購入しているが、そのうち6,804ロッテ180,732ヘクタールを造成し分譲する計画に対し、2,561ロッテ59,672ヘクタールを造成し、1,139ロッテ28,445ヘクタールを分譲したにすぎない。

しかし、これら造成が完了し分譲にいたらない1,422ロッテ31,227ヘクタールのうちには、砂れきが多いことまたは急傾斜地であることなどのため入植希望者が少ないものが相当数あり、また、所在国側のかんがい排水工事が未施行のため入植することができないものもある状況である。もともと、移住地造成事業は工事着手後ほとんどが3年程度で造成および分譲を終了する計画となっており、造成事業費および分譲価格もこれに

基づいて算定されているが、上記のように造成および分譲が円滑に進まなくしてないため、投下資金が適正に回収されていないばかりでなく、造成事業費および分譲価格に見込まれていない道路等の補修費をも要することとなっているほか、一般管理費および現場経費の増大をきたす結果となっている。

以上のような状況にかんがみ、移住地造成事業については、移住者の送出し状況および移住地としての適性を十分に考慮して再検討し、早期に適正な造成計画または処分計画を立てる必要があると認められる。

前記移住地のうちガタバラ移住地(ブラジル国)は、従来全国拓植農業協同組合連合会が施行していた事業を引き継ぎ、土地代1億4319万余円、工事費2億8400万円等事業費7億2132万余円で移住地を造成し、375戸(内地入植262戸、現地入植113戸)を入植させる計画で、36年10月工事に着手したもので、38年3月末の工事進捗率は84.9%となっているが、入植者に対する土地分譲代375戸分2億5500万円を前記事業費に充てることとしているのに、38年3月末までに内地入植77戸があったにすぎないため資金の不足をきたし、残事業の施行が困難となっており、一方、現地入植については、現地における通貨価値の下落に加え、ほかに有利な条件で入植することができる移住地があるなどの現地事情により入植者がなく、今後の入植見込みも全くない状況である。また、工事の施行についてみると、幹線水路の施行にあたり、低湿地帯に^くい打ち工等の基礎工も施行しないで盛土するなど安易な工法によっているため、地盤の沈下および地すべりによる崩壊または地下水の湧出による法くずれを生じているものがあり、ガタバラ移住地については、資金計画、入植計画および工事計画について全般的に再検討の必要があると認められる。

第3節 会計事務職員に対する検定

物品管理職員に対する検定

昭和37年12月から38年11月までの間に、物品管理職員が物品を亡失または損傷した事実について当該機関から報告を受理したものは31件36,769,834円で、全部の処理を了したが、弁償責任があると検定したものはない。

機 関 名	報 告 受 理		処 理 済 み	
	件	千円	件	千円
日本専売公社	27	36,710	27	36,710
住宅金融公庫	1	14	1	14
原子燃料公社	3	44	3	44
計	31	36,769	31	36,769

報告を受理し処理をしたものの大部分は天災によりたばこおよび塩を亡失または損傷したものである。

第4節 改善の意見を表示した事項

昭和37年12月から38年11月までの間に、会計検査院法第36条の規定に基づき、責任者に対し、法令、制度または行政に関して改善の意見を表示したものは次のとおり4件である。

(1) 購入資材の規格について改善の意見を表示したもの (昭和38年11月25日付け88 検第553号 日本国有鉄道総裁あて)

日本国有鉄道の資材の調達に関し、昭和37年度における購入資材の規格についてみると、規格が改定されているのに旧規格のものを購入したり、より有利な規格寸法のものがあるのにこれを採用しなかったりなどして購入規格についての検討が十分でなく、ひいては不経済な結果となっていると認められる事例が下記のとおりある。

このような事態を生じているのは、規格の改定について関係部局間の連絡が十分でなかったり、関係部局における新規格のものについての検討および部内の使用状況の実情に対する認識は握が十分でなかったり、規格についての関心が稀薄であったりなどしたことによるものと認められるが、今後とも継続して多額に購入するこの種資材については、これらの点についても検討を加え、もって、適確かつ経済的な購入をはかる必要があると認められる。

記

(1) 内燃機関部品等の購入規格について

気動車の増加に伴い、補修用内燃機関等部品の調達額は逐年増加の傾向にあり、37年度についてみても7億8100万円に上っているが、このうちDMH17形内燃機関部品および同液体変速機部品のなかには、設計を担当する臨時車両設計事務所において設計図面を改定するものと決定しているのに、在来の図面によって購入し

ているものが179品形約2億2500万円ある。

このような状況となっているのは、臨時車両設計事務所における設計会議の決定により設計図面を改定したものについて、同設計事務所と主管の工作局との間の連絡が徹底していなかったため関係箇所には指示が行なわれず、使用部品の要求箇所である工場においても改定の事実を知らないまま旧設計図面により調達を要求し、また、調達部局である資材局等においても要求品形を照合点検する資料がないまま在来の図面により契約を実施したことなどによるものと認められる。

しかしながら、前記設計図面の改定は、いずれも使用部品の性能、強度等を向上し、ひいては営業経費の節減をはかる目的から実施されているものであるから、これを関係箇所に徹底させるよう実効ある通報指示を行ない、調達に反映させるよう留意の要がある。

(2) 部内工場用酸素の購入規格について

部内各工場で溶接等に使用するため酸素を購入しているが、37年度においても、1,475,271キロリットルを日本国有鉄道または業者所有の酸素ポンベ等により、キロリットル当り51円から96円で約1億0200万円購入している。

しかし、本件購入酸素のうち液体酸素はごく一部で大部分は気体酸素であるが、液体酸素は、気体酸素に比べてポンベへの詰込費、運搬費およびポンベ代等を大幅に節減することができるばかりでなく、酸素受入供給装置から使用職場まで配管により自動的に一定の圧力で供給されることなどからみても、気体酸素に比べてすぐれており、現在では大手製造業者も大幅に液体酸素を生産、販売している状況である。

しかし、大宮、大井および新小岩の3工場についてみると、これらの工場では、37年度中に気体酸素をキロリットル当り、日本国有鉄道所有ポンベ使用の場合70円および72円、業者所有ポンベ使用の場合78円および80円で購入している

状況であるが、仮にこれを液体酸素に切り替えるものとするれば、設備費(酸素受入供給装置、基礎工事および配管工事)等の経費を業者負担としても、キロリットル当り50円から60円程度にすぎないこととなり、相当額の経費節減が見込まれる状況である。また、他の工場についても、現在液体酸素供給業者が付近にないなど上記3工場と条件の異なる工場を除けば、たとえ切替えにある程度日本国有鉄道側負担の設備投資を要するものがあるとしても、おおむね数年後にはその投資額は回収することができるものであるから、同様経費の節減をはかることができるものと認められる。よって、気体酸素を液体酸素に切り替え、購入費の節減をはかるよう検討の要があると認められる。

(3) 乗車券板紙および各種切符類の購入規格について

(ア) 乗車券(硬券)については、部内印刷場で印刷製作するため乗車券板紙を購入しており、37年度においても、1279万枚を総額約1億2100万円で購入している。

しかし、本件乗車券板紙の寸法は縦550ミリメートル、横400ミリメートルとしているが、これを使用して製作する切符の品型には、A型(片道乗車券等)、B型(連絡区間変更券等)、C型(準常備往復乗車券等)およびD型(準常備片道乗車券等)の4種類があって、これらのうち板紙使用量が95%を占めるA、BおよびC型はいずれもその横寸法は57.5ミリメートルで、板紙の縦550ミリメートルから9枚取りとしており、この9枚分の寸法は517.5ミリメートルであって、製品面積に対する板紙のロス率は9%から18%となっている。

しかしながら、本件板紙は注文生産によっているものであるが所要の縦寸法のものに変更してもキログラム当りの価格に格別の増大をきたすことはなく、また、その変更により印刷製作に支障を生ずるとも考えられないので、切符類製作の実情に相当する寸法のものを購入し板紙購入費の節減をはかるよう検討の要があると認められる。

(イ) 小荷物切符等各種切符類のうちその主要部分を占める小荷物切符ほか5種の切符類については、37年度において約7200万円を購入している。

しかして、これら各種切符類の用紙については、旅客及び荷物営業規則(昭和33年日本国有鉄道公示第325号)で、一時預り切符は上質紙を、また、小荷物切符ほか4種の切符類はクラフトパルプ半ザラシをそれぞれ使用することと指定されているのに、各地方資材部において購入する際、仕様書には荷札用紙またはクラフトパルプ半ザラシと記載するなどし、現品見本としてはサラシおよび7分サラシのクラフトパルプまたはサラシクラフトパルプに着色したものなどで抄紙したものでいずれも前記指定の用紙より高価で、かつ、一部を除き強度の弱い紙質のものを示し、これにより購入している状況である。

しかしながら、前記指定の紙質の用紙は強度、色彩、価格等を検討のうえ適当であるとして定められたものであり、しかも現在その紙質のものはこれを指定した当時に比べて強度、色彩等種々の点で向上しているものであるから、上記のような事態については検討の要がある。

(2) 連絡運輸に伴う貨車使用料について改善の意見を表示したもの(昭和38年11月25日付け38検第554号 日本国有鉄道総裁あて)

日本国有鉄道(以下「国鉄」という。)は地方鉄道等の運輸機関(以下「社」という。)と輸送上の相互の利便を増進するため連絡運輸契約を締結しているが、この契約によると、国鉄線と社線の両区間にわたって貨車の直通運用を行なうときは、その連絡運輸にかかる運賃を国鉄と社とでそれぞれの運送区間に応じて分割收受するとともに、相手方の運輸機関所属の貨車を使用した場合は、その使用料を支払うこととなっており、この使用料として、国鉄は、昭和37年度中、102社から438,235,560円を徴収し、63社に260,803,668円を支払っている。

本件貨車使用料は、貨車が国鉄線または社線に在線した時間数に応じて計算するこ

ととし、このうち在線12時間までは、貨物運送上荷主に対し発着駅における貨物の積み込みおよび取卸しのために必要な時間として原則としてそれぞれ5時間を許容しているものであるから積卸しに要する10時間については使用料の対象外にするとの理由で、一律に2時間分相当の定額料金によることとしている。

しかしながら、連絡運輸に伴う貨車使用料は相手方の運輸機関から財産使用料として徴収するもので、その料金単価は貨車の減価償却費等年間経費相当額を年間労働総延時間で除して算出しており、したがって、貨車使用時間の経過に応じこれらの経費を回収する建前で単価が設定されているのであるから、積卸しに必要な時間を考慮することは不合理である。

しかして、連絡運輸における貨車の運用についてみると、運用車両の半数以上のものが往路または復路の片道を空車回送されていて、これらについては、貨物の積み込みまたは取卸しの片方しか行なわれないのが実情であるのに、このようにすべての運用貨車について一律に10時間を使用料の対象外としていることは貨車運用の実情に即していないものである。また、本件貨車使用料の徴収または支払いにあたっては、毎月車種別に、前記2時間分料金相当の定額単価に運用車数を乗じて算出した料金額と、1時間当り料金単価に、総在線時間から12時間に運用車数を乗じた時間数を控除したものを乗じて算出した走行料金額との合計額により決定しているが、このような決定方法によるときは、各運用車両のうち実際在线时间が12時間に満たないものも一律に12時間在线时间として算定され、その開差時間は他の在线时间をこえる貨車の走行料金対象時間から控除される結果となり、在线时间12時間未満のものが相当数認められる実情からすれば著しく不合理なものとなっている。

このように、本件貨車使用料に関する定額料金制度は前記料金単価の設定根拠からみて不合理であり、また、貨車運用の実情または使用料決定方法からみても著しく実情にそわないものとなっているばかりでなく、直通運用のために提供される貨車数は

国鉄側の方が著しく多いこと、また、国鉄線内における社車の在線時間は12時間以内のものがきわめて少ないことなどを考慮すると、国鉄側に経費負担を加重せしめる結果となり、著しく不利となっているものと認められるから、本件料金制度については、検討のうえその適正化をはかる必要があるものと認められる。

(3) 道路建設工事の予定価格の積算について改善の意見を表示したもの (昭和38年10

月30日付け38検第502号 日本道路公団総裁あて)

日本道路公団における道路建設工事は、高速自動車道路をはじめとする全国的な幹線道路網の整備、大都市およびその周辺の道路交通の混雑緩和、重要産業地帯における産業道路網の整備拡充等の要請から、逐年その工事量が増大しているが、これら工事の予定価格の積算についてみると、計算の対象となることが多い基礎的な工種において、下記のとおり、積算基準が実情にそわなかったり、その運用が適切でなかったりしたため積算が適正を欠いているものがあり、とくに工事中機械損料が過大に算定されている事例が少なくない。これら工種はいずれも数量的に大規模であるのが通常であるから、積算の単価においてはわずかな開差であっても、総額においては大差を生ずるものである。

このような事態を生じているのは、日本道路公団はわが国における最初の高速道路建設工事をはじめとする多数の道路建設工事を発足以来7年余にわたり実施して作業の実態や実績等につき相当の資料を得ており、また、最近では施行技術の進歩、使用機械の大型化傾向が著しくなっているため、これらの資料および情勢を予定価格の積算に反映させなければならないのに、その配慮が十分でなかったこと、積算基準の設定および統一について高速道路担当部門と一般道路担当部門との連絡調整が十分でなかったことなどによるものと認められる。

しかして、日本道路公団は、昭和38年度から工事請負契約に関する事務を全面的に支社および本社直屬機関に委任することとしたため、予定価格の積算基準およびそ

の運用の適正を期する必要はいよいよ多くなっているから、この際、各種工事の実績等を勘案して早急に合理的な積算基準の整備をはかり、あわせてその適正な運用方法を部内に周知徹底し、もって工事費予算の適切な使用をはかる必要があると認められる。

記

(1) 一般道路建設工事において、舗装用機械の損料算定にあたり、公団制定の機械損料表には30トンアスファルトプラントおよび3.5メートルアスファルトフィニッシャーについて国産品の損料が記載されていないため、上記損料表に記載されている高価な外国品の損料を適用しているが、舗装の規格からみてその使用機械は国産品で足り、また、現に国産品が使用されている場合が多く、実情にそわないものとなっている。

(2) 一般道路建設工事において、運搬費の算定にあたり、大量の土砂等の運搬に使用されるダンプトラックは通常6トン車であるのに、公団制定の機械損料表には6トン車の損料が記載されていないため、上記損料表に記載されている割高な5トン車を使用することとしていて、実情にそわないものとなっている。

(3) 高速道路建設工事において、舗装工事に使用する組合せ機械の損料算定にあたり、各機械の1時間当り損料は当該機械の実か働1時間当りの作業量に対する総所要額を算定しているものであるから、機械のか働時間も各機械の実か働時間によるべきであるのに、使用機械のうち最もか働時間の多い機械のか働時間をすべての機械に一律に適用することとしていて、実情にそわないものとなっている。

(4) 一般道路建設工事において、掘さく費の算定にあたり、岩の切取りは通常機械掘さくによっているのに、公団制定の歩掛表には機械掘さくの歩掛りが記載されていないため算定方法が区々となっていて、過大に算定されているものが多い。

(5) 高速道路および一般道路建設工事において、鋼橋りょうけた製作費の算定にあ

たり、通常の例にならい正味設計重量を基礎として製作歩掛りが定められているのに、これに乗ずる重量を総重量で計算しているものがある。すなわち、橋門構、ブ
ラケット等てい形状として計算するのが相当と認められる部材の重量をは材込みの
く形状として計算するなど、過大に算定されている。

(6) 高速道路および一般道路建設工事において、掘さく費の算定にあたり、パワー
ショベルの作業能力計算の基礎となるバケットの旋回角度を一律に135度とするこ
ととしているため、客土掘さくの場合、作業能率の高い90度程度の旋回で作業可
能と認められる工事現場についても135度の旋回として算定していて、実情にそわ
ないものとなっている。

(4) **会計経理事務の適正な執行について改善の意見を表示したもの** (昭和38年10月
30日付け38検第501号 雇用促進事業団理事長あて)

雇用促進事業団の会計経理事務の執行については、さきに昭和36事業年度決算検
査の結果、一部施設において会計経理事務が適正に行なわれていなかったことにつき
注意を促したところであるが、37事業年度決算について、38年中、本部、7支部お
よび30施設を実地に検査したところ、会計経理事務の執行にあたり下記のとおりそ
の基本的事項においてさえ処理の適正を欠くものなお多数見受けられ、また、一部
の支部、施設において職員の不正行為が生じている状況である。

このような事態を生じたのは、本部、各支部および各施設を通じて会計経理事務の
執行体制が弱体であることによるものと認められるが、とくに、

- (ア) 会計経理事務担当者のうちには、基本的な会計経理事務に習熟していない者
や、事務執行上の職責についての関心の薄い者が多いこと、
- (イ) 会計経理事務の執行にあたり補助者に対する監督指導が十分でないこと、
- (ウ) 全国各地に所在する7支部および50施設の会計経理事務の執行に対する監督
指導を行なうには本部の機構が十分でないこと

がおもな原因と認められる。

したがって、会計経理事務担当者の適正な配置を考慮するとともに、担当事務につ
いて計画的に研修を行なうなどして会計経理事務の習熟をはかり、各支部および各施
設に対する監督指導を常時行なうことができるように本部の機構を充実整備するなど
の処置を講じ、会計経理事務執行の適正化をはかる必要があると認められる。

記

- (1) 予算執行にあたり予算実施計画差引簿の記帳をそのつど行なっていないものが
多く、なかには予算実施計画差引簿を作成していないものさえある。
- (2) 総勘定元帳、現金出納帳、預金元帳および各種補助簿の記帳整理が十分でな
く、なかには総勘定元帳を作成していないものや、現金出納帳の記帳を著しく遅ら
せたり、記帳しなかったりしているものがある。
- (3) 物品台帳および物品受払簿の記帳整理が十分でなく、なかにはこれら帳簿を作
成していないものや、帳簿と現品との対照をしていないものがある。
- (4) 購入決議前に訓練用の器具、教材等の物品を納入させたり、支出決議前にその
購入代金を支払ったりしているものがある。また、支出決議にあたって関係書類の
照合確認を励行していないものがある。
- (5) 決議書、契約書等の会計関係書類の作成、整備が十分でなく、なかには決議
書、契約書、納品書および領収書の日付けまたは相手方について事実と異なる記載
をしたり、見積書、請書を徴しなかったり、契約書を作成しなかったりしているも
のがある。
- (6) 本部に対し定期的に提出しなければならない合計残高試算表および収入及び支出
報告書の提出が遅延しているものが多く、なかには提出期限を6箇月以上も経過し
ているものがある。

第5節 昭和36年度決算検査報告掲記の改善の意見を表示した事項に対する処置状況

昭和36年12月から37年11月までの間に、法令、制度または行政に関して改善の意見を表示したのものとして、昭和36年度決算検査報告に掲記した事項に対し、その後当局においてとっている改善処置の状況は、38年9月末現在、次のとおりである。

(1) 電話加入者開通工事等における宅内用品の取扱いおよび工事の施行について改善の意見を表示したもの (昭和37年11月14日付け37検第539号 日本電信電話公社総裁あて)

日本電信電話公社においては、下記のとおり逐次その改善をはかっている。

1 共同電話機の購入について

共同電話機について、機ひも付きと機ひもなしの2品種別購入をするかどうか、および現在保有の共同電話機に秘話装置を取り付ける場合に生ずる機ひも等の再用の手続きにつき、それぞれその対策を検討中である。

2 撤去品の利活用について

(1) 3号電話機について

38年7月、資材ほか7局長連名通達をもって、各電気通信局長に対し、従来の3号電話機を4号電話機に取り替える工事を37年度限り取りやめ3号電話機の発生を抑えること、および3号電話機の修理に際しては在庫の電話機を解体し修理用部品として極力使用することを指示した。

(2) 保安器について

きょう体の撤去品については極力利活用するよう各電気通信局長に指示するとともに、38年5月、資材局長通達をもって、東京ほか4電気通信局長に対し、密閉型避雷器および1号小型加入者ヒューズ管について撤去品を利活用することが経

済的であるかどうかを検討するための試行処置を指示した。

(3) 金属接地棒について

電話機の移転工事に伴い撤去再用する場合の暫定的基準を立案中である。

3 請負工事の施行について

(1) 接地棒の使用について

金属接地棒と炭素接地棒の使用区分について、38年3月、各電気通信局の担当課長に対し、標準実施方法に従って施行するよう周知徹底を指示した。

(2) 予定価格の積算について

宅内工事を請負施行する場合の予定価格の積算が実情にそわない点について、現在標準能率の基本的検討を進めている他の工事とあわせ検討中である。

(3) 接地工事について

37年11月、建設局長通達をもって、各電気通信局長に対し、工事の検査方法を定めて通知するとともに、標準実施方法に従って工事を施行するよう指示した。

(2) 農林漁業金融公庫貸付けの適正化について改善の意見を表示したもの (昭和37年10月22日付け37検第502号 農林漁業金融公庫総裁あて)

農林漁業金融公庫においては、昭和38年4月、農林漁業金融公庫組織規程(昭和28年4月1日28農公規第1号)の一部を改正し、新たに本店に検査部を設置して検査役を置き、本支店の業務の検査、委託業務の監査および貸付先の調査に関する事務を行なうこととし、同検査部の所要経費として921万余円を38年度予算に計上するとともに、検査関係職員を従来の6名から12名に増員し、監査機構の整備をはかっている。

また、不適正貸付けのうち借入者の悪意によるものについては、繰上償還を請求するとともに、その不適正貸付けに相当する金額について一定の基準により計算した額を徴することができるよう現行借用証書特約条項に所要の改正を加えることとした。

別表第1 租税の徴収過不足をきたしたもの(大蔵省)

(1) 源泉所得税

	税務署	年度	徴収不足 円	徴収義務者
(東京国税局)				
(9)	品川	34、35	1,721,161	株式会社電機商工所 34年7月および35年3月支払った賞与の性質を有する給与4,480,000円に対する源泉所得税を同会社から徴収しなかったことによるものである。
(10)	豊島	36	737,240	株式会社井上靴店 36年6月および11月支払った賞与3,000,000円に対する源泉所得税を同会社から徴収しなかったことによるものである。
(11)	立川	36	922,760	株式会社三多摩産業 36年8月支払った賞与の性質を有する給与2,524,449円に対する源泉所得税を同会社から徴収しなかったことによるものである。
(関東信越国税局)				
(12)	水戸	36、37	1,200,000	明利酒類株式会社 36年12月および37年6月支払った配当12,000,000円に対する源泉所得税を同会社から徴収しなかったことによるものである。
(13)	太田	36	655,980	菊地物産株式会社 36年10月支払った賞与の性質を有する給与1,990,749円に対する源泉所得税を同会社から徴収しなかったことによるものである。
(名古屋国税局)				
(14)	名古屋東	37	675,000	池田工業株式会社 37年12月支払った配当2,109,674円および38年3月納期が到来していた未払配当4,640,326円に対する源泉所得税を同会社から徴収しなかったことによるものである。
(15)	名古屋中	36	630,000	株式会社富士商事 36年4月納期が到来していた未払配当6,300,000円に対する源泉所得税を同会社から徴収しなかったことによるものである。

税務署	年度	徴収不足 円	徴収義務者
(広島国税局)			
(16) 広島東	36	928,190	広島日野デーゼル株式会社
36年11月支払った賞与の性質を有する給与2,330,947円に対する源泉所得税を同会社から徴収しなかったことによるものである。			

(2) 申告所得税

税務署	年度	徴収不足 円	納税義務者
(東京国税局)			
(17) 神田	35	683,400	吉田某
譲渡所得等5,002,307円に対し35年分所得額を決定しなかったことによるものである。			
(18) 同	35	625,150	久島某
譲渡所得等4,611,570円に対し35年分所得額を決定しなかったことによるものである。			
(19) 日本橋	34	2,522,280	志平某
34年分所得額の申告にあたって、譲渡所得11,543,500円を脱漏していたのに更正しなかったことによるものである。			
(20) 同	37	1,608,560	二宮某
36年分所得額の申告にあたって、譲渡所得9,287,150円を脱漏していたのに更正しなかったことによるものである。			
(21) 京橋	34	2,587,710	松谷某
34年分所得額の申告にあたって、譲渡所得15,796,536円を3,986,391円としていたのに更正しなかったことによるものである。			
(22) 同	34	1,671,490	斎藤某
譲渡所得9,934,496円に対し34年分所得額を決定しなかったことによるものである。			
(23) 同	35	708,180	五味某
35年分所得額の申告にあたって、譲渡所得4,978,372円を脱漏していたのに更正しなかったことによるものである。			
(24) 同	35	596,330	村井某
譲渡所得等5,355,320円に対し35年分所得額を決定しなかったことによるものである。			

税務署	年度	徴収不足 円	納税義務者
(25) 芝	36	652,780	中村某
35年分所得額の申告にあたって、譲渡所得3,499,050円を脱漏していたのに更正しなかったことによるものである。			
(26) 四谷	35	910,380	猪俣某
35年分所得額の申告にあたって、譲渡所得5,712,240円を脱漏していたのに更正しなかったことによるものである。			
(27) 小石川	33	765,050	木谷某
不動産所得等2,770,000円に対し33年分所得額を決定しなかったことによるものである。			
(28) 同	35	556,950	上野某
35年分所得額の申告にあたって、雑所得1,905,882円を5,882円としていたのに更正しなかったことによるものである。			
(29) 下谷	35	545,240	脇田某
35年分所得額の申告にあたって、譲渡所得4,191,130円を脱漏していたのに更正しなかったことなどによるものである。			
(30) 同	33	1,528,140	河野某
譲渡所得9,288,549円に対し33年分所得額を決定しなかったことによるものである。			
(31) 同	34	767,250	宮沢某
34年分所得額の申告にあたって、譲渡所得10,780,080円を7,250,080円としていたのに更正しなかったことによるものである。			
(32) 浅草	35、36、37	2,040,900	小沢某
34、35、36各年分所得額の申告にあたって、事業所得2,644,600円、3,407,440円、3,655,988円を827,000円、1,538,000円、1,594,000円としていたのに更正しなかったことによるものである。			
(33) 同	35、36	1,866,680	永野某
34年分所得額の申告にあたって、譲渡所得7,546,739円を脱漏していたのに更正しなかったことなどと、35年分所得額の更正にあたって、不動産所得1,575,123円を950,645円としたことなどによるものである。			
(34) 同	35	671,820	加藤某
34年分所得額の申告にあたって、不動産所得2,252,174円を143,289円としていた			

	税務署	年度	徴収不足 円	納税義務者
				のに更正しなかったことによるものである。
(35)	品川	35	2,303,770	近藤 某
				34年分所得額の申告にあたって、一時所得10,000,000円を脱漏していたのに更正しなかったことによるものである。
(36)	大森	35	954,080	浅賀 某
				譲渡所得6,550,522円に対し35年分所得額を決定しなかったことによるものである。
(37)	同	35	605,030	亀井 某
				譲渡所得4,730,218円に対し35年分所得額を決定しなかったことによるものである。
(38)	世田谷	34	1,325,300	和田 某
				譲渡所得等8,291,875円に対し34年分所得額を決定しなかったことによるものである。
(39)	目黒	35	950,620	福田 某
				34年分所得額の申告にあたって、雑所得2,000,000円を脱漏していたのに更正しなかったことなどによるものである。
(40)	淀橋	35	914,240	平井 某
				譲渡所得等6,393,415円に対し35年分所得額を決定しなかったことによるものである。
(41)	同	36	592,780	柿原 某
				35年分所得額の申告にあたって、配当所得3,735,329円を2,055,329円としていたのに更正しなかったことによるものである。
(42)	中野	34	854,550	萩原 某
				34年分所得額の申告にあたって、譲渡所得4,744,720円を脱漏していたのに更正しなかったことによるものである。
(43)	杉並	35	1,708,580	武井 某
				35年分所得額の申告にあたって、譲渡所得7,318,500円を脱漏していたのに更正しなかったことによるものである。
(44)	板橋	34	828,000	山本 某
				譲渡所得等6,059,040円に対し34年分所得額を決定しなかったことによるものである。

	税務署	年度	徴収不足 円	納税義務者
(45)	豊島	34	1,218,540	林 某
				譲渡所得7,870,380円に対し34年分所得額を決定しなかったことによるものである。
(46)	同	35	821,720	吉田 某
				35年分所得額の申告にあたって、譲渡所得8,527,400円を4,225,856円としていたのに更正しなかったことによるものである。
(47)	同	35	512,080	井山 某
				35年分所得額の申告にあたって、譲渡所得7,377,877円を4,980,927円としていたのに更正しなかったことによるものである。
(48)	王子	34	6,983,180	宮森 某
				34年分所得額の申告にあたって、譲渡所得29,772,960円を脱漏していたのに更正しなかったことなどによるものである。
(49)	同	35	658,230	新井 某
				譲渡所得5,034,235円に対し35年分所得額を決定しなかったことによるものである。
(50)	同	34	509,950	川田 某
				譲渡所得4,184,000円に対し34年分所得額を決定しなかったことによるものである。
(51)	足立	36	767,540	戸塚 某
				36年分所得額の申告にあたって、所得税額から控除することができる配当控除額1,365,994円を2,133,578円としていたのに更正しなかったことなどによるものである。
(52)	墨田	37	955,780	朝比奈 某
				35年分所得額の申告にあたって、譲渡所得4,851,076円を脱漏していたのに更正しなかったことなどによるものである。
(53)	江戸川	35	799,400	岩楯 某
				35年分所得額の申告にあたって、譲渡所得6,165,283円を1,416,841円としていたのに更正しなかったことなどによるものである。
(54)	同	35	761,880	平野 某
				35年分所得額の申告にあたって、譲渡所得6,662,300円を2,242,300円としていたのに更正しなかったことによるものである。

	税務署	年度	徴収不足 円	納税義務者
(55)	江東	37	5,229,240	多田某
				36年分所得額の申告にあたって、譲渡所得 17,751,626 円を脱漏していたのに更正しなかったことなどによるものである。
(56)	同	34	641,580	鳴海某
				譲渡所得 4,936,255 円に対し 34 年分所得額を決定しなかったことによるものである。
(57)	立川	35、37	821,300	金子某
				35、36 各年分所得額の申告にあたって、35 年分譲渡所得 2,220,160 円を脱漏し、36 年分譲渡所得 10,988,565 円を 8,411,460 円としていたのに更正しなかったことによるものである。
(58)	神奈川	35	513,950	久保田某
				35 年分所得額の申告にあたって、譲渡所得 4,776,700 円を 1,336,700 円としていたのに更正しなかったことによるものである。
(59)	小田原	35	1,957,280	鬼頭某
				譲渡所得 11,206,834 円に対し 35 年分所得額を決定しなかったことによるものである。
(60)	市川	35	850,400	伊藤某
				譲渡所得等 5,875,756 円に対し 35 年分所得額を決定しなかったことによるものである。

(関東信越国税局)

(61)	浦和	35	1,419,530	岡野某
				35 年分所得額の申告にあたって、不動産所得 7,086,200 円を 2,700,000 円としていたのに更正しなかったことによるものである。
(62)	太田	36	1,174,680	白土某
				36 年分所得額の申告にあたって、損益の通算を誤り総所得金額 4,440,978 円を 1,005,449 円としていたのに更正しなかったことによるものである。
(63)	同	35	681,570	菊地某
				35 年分所得額の申告にあたって、損益の通算を誤り総所得金額 7,698,142 円を 6,221,285 円としていたのに更正しなかったことによるものである。
(64)	長岡	36	8,671,130	坂井某
				35 年分所得額の申告にあたって、譲渡所得 35,734,320 円を 1,735,360 円としていた

	税務署	年度	徴収不足 円	納税義務者
				のに更正しなかったことによるものである。

(大阪国税局)

(65)	東	37	515,560	荒川某
				36 年分所得額の更正にあたって、不動産所得 1,680,410 円を 430,410 円としたことによるものである。
(66)	西	37	552,110	高橋某
				35 年分所得額の更正にあたって、損益の通算を誤り総所得金額 2,347,997 円を 292,520 円としたことによるものである。
(67)	南	33、34	1,140,580	大川某
				譲渡所得 5,791,976 円、3,164,948 円に対し 33、34 各年分所得額を決定しなかったことによるものである。
(68)	同	36	753,350	角田某
				35 年分所得額の申告にあたって、譲渡所得 6,219,620 円を 2,009,357 円としていたのに更正しなかったことによるものである。
(69)	同	37	683,200	横田某
				35 年分所得額の更正にあたって、雑所得 2,582,910 円を譲渡所得としたことによるものである。
(70)	大阪福島	34	990,270	岩本某
				34 年分所得額の申告にあたって、譲渡所得 6,354,174 円を 1,443,100 円としていたのに更正しなかったことによるものである。
(71)	東成	34、35	1,469,030	下村某
				雑所得等 2,806,100 円、3,078,284 円に対し 34、35 各年分所得額を決定しなかったことによるものである。
(72)	同	35	711,750	高田某
				35 年分所得額の申告にあたって、譲渡所得 7,475,903 円を 3,715,280 円としていたのに更正しなかったことによるものである。
(73)	同	34	570,710	岡田某
				譲渡所得 4,531,359 円に対し 34 年分所得額を決定しなかったことによるものである。
(74)	西成	34	532,520	松本某
				譲渡所得 4,313,000 円に対し 34 年分所得額を決定しなかったことによるものである。

	税務署	年度	徴収不足 円	納税義務者
(75)	住吉	35	1,218,770	山田某
				34、35各年分所得額の申告にあたって、譲渡所得5,652,440円、2,440,800円を脱漏していたのに更正しなかったことによるものである。
(76)	同	35	642,220	武部某
				35年分所得額の申告にあたって、譲渡所得5,584,040円を1,935,040円としていたのに更正しなかったことによるものである。
(77)	淀川	35	711,240	鍵谷某ほか3名
				譲渡所得等5,272,280円に対し35年分所得額を決定しなかったことによるものである。
(78)	同	35、36	638,330	野本某
				譲渡所得7,064,477円に対し35年分所得額を決定しなかったことと、36年分所得額の申告にあたって、譲渡所得4,638,432円を6,657,365円としていたのに更正しなかったことによるものである。
(79)	茨木	36	606,230	宮田某
				雑所得等2,357,860円に対し36年分所得額を決定しなかったことによるものである。
(80)	豊能	36	1,169,320	沖原某
				36年分所得額の申告にあたって、雑所得4,577,498円を一時所得としていたのに更正しなかったことによるものである。
(81)	同	35	940,860	岡本某
				譲渡所得等6,223,500円に対し35年分所得額を決定しなかったことによるものである。
(82)	布施	35	4,559,250	吉田某
				譲渡所得21,600,000円に対し35年分所得額を決定しなかったことによるものである。
(83)	同	36	1,357,180	桜井某
				35年分所得額の申告にあたって、譲渡所得9,005,010円を2,488,853円としていたのに更正しなかったことによるものである。
(84)	同	36	663,610	牧野某
				36年分所得額の申告にあたって、事業所得3,892,756円を2,318,528円としていたのに更正しなかったことによるものである。

	税務署	年度	徴収不足 円	納税義務者
(85)	中京	35	1,270,580	北村某
				34年分所得額の申告にあたって、譲渡所得7,424,997円を脱漏していたのに更正しなかったことによるものである。
(86)	下京	35	534,050	藤井某
				35年分所得額の申告にあたって、譲渡所得4,920,766円を1,420,766円としていたのに更正しなかったことによるものである。
(87)	尼崎	35	931,440	長浜某ほか1名
				譲渡所得6,437,390円に対し35年分所得額を決定しなかったことによるものである。
(88)	加古川	35	1,148,680	籠谷某
				35年分所得額の申告にあたって、譲渡所得6,908,796円を脱漏していたのに更正しなかつたことによるものである。
(89)	姫路	36	913,540	小松某
				36年分所得額の申告にあたって、譲渡所得6,789,001円を1,513,269円としていたのに更正しなかったことによるものである。
(90)	同	36	661,340	小松某
				36年分所得額の申告にあたって、譲渡所得5,780,320円を1,870,320円としていたのに更正しなかったことによるものである。
(91)	同	36	535,320	新井某
				36年分所得額の申告にあたって、譲渡所得5,260,560円を1,955,560円としていたのに更正しなかったことによるものである。
(札幌国税局)				
(92)	札幌	36	889,320	杉山某
				35年分所得額の申告にあたって、雑所得2,584,700円を脱漏していたのに更正しなかったことによるものである。
(93)	同	36	755,500	井上某
				譲渡所得5,670,000円に対し36年分所得額を決定しなかつたことによるものである。
(名古屋国税局)				
(94)	名古屋中	35	628,470	黒田某
				35年分所得額の申告にあたって、譲渡所得4,308,500円を脱漏していたのに更正し

税務署	年度	徴収不足 円	納税義務者
なかったことによるものである。			
(95)	熱田 37	786,060	松永某
36年分所得額の更正にあたって、譲渡所得7,485,000円を2,915,700円としたことによるものである。			
(96)	中川 36	514,870	小木會某
34年分所得額の申告にあたって、譲渡所得2,967,688円を脱漏していたのに更正しなかったことによるものである。			
(97)	半田 36、37	813,510	中川某
35年分所得額の更正にあたって、雑所得817,873円を21,600円としたことと、36年分所得額の申告にあたって、雑所得1,247,290円を脱漏していたのに更正しなかったことによるものである。			
(98)	四日市 36	551,630	伊藤某
事業所得2,201,820円に対し36年分所得額を決定しなかったことによるものである。			
(99)	同 36	512,500	丹羽某
事業所得2,090,000円に対し36年分所得額を決定しなかったことによるものである。			
(広島国税局)			
(100)	広島西 37	518,800	新谷某
34年分所得額の申告にあたって、譲渡所得11,525,740円を9,457,050円としていたのに更正しなかったことによるものである。			
(101)	廿日市 36	1,623,530	梅林某
35年分所得額の申告にあたって、譲渡所得8,972,597円を脱漏していたのに更正しなかったことなどによるものである。			
(102)	岡山 36	1,698,620	安木某
35年分所得額の更正にあたって、譲渡所得10,370,860円を1,740,060円としたことによるものである。			
(103)	米子 37	596,910	安田某
36年分所得額の申告にあたって、雑所得1,676,000円を脱漏していたのに更正しなかったことによるものである。			

税務署	年度	徴収不足 円	納税義務者
(高松国税局)			
(104)	高知 35	1,844,460	国沢某
譲渡所得等10,609,405円に対し35年分所得額を決定しなかったことによるものである。			
(福岡国税局)			
(105)	小倉 35	598,690	山原某
35年分所得額の申告にあたって、譲渡所得7,266,280円を4,188,399円としていたのに更正しなかったことによるものである。			
(106)	長崎 35	1,041,100	山本某
34年分所得額の申告にあたって、譲渡所得6,727,576円を脱漏していたのに更正しなかったことによるものである。			
(3) 法人税			
税務署	年度	徴収不足 徴収過(△) 円	納税義務者
(東京国税局)			
(107)	麴町 35	4,247,840	第一石産運輸株式会社
34年4月から35年3月までの事業年度分の課税にあたって、同会社は同族会社であるのに留保金額42,478,467円に対し課税しなかったことによるものである。			
(108)	同 35	2,007,660	花園砂利工業株式会社 (合併法人第一石産運輸株式会社)
34年4月から35年3月までの事業年度分の課税にあたって、同会社は同族会社であるのに留保金額20,076,623円に対し課税しなかったことによるものである。			
(109)	同 37	1,044,080	株式会社産業経済新聞年鑑局
35年5月から36年4月までの事業年度分所得額の申告にあたって、所得から控除することができる繰越欠損金37,493,307円を40,669,607円としていたのに更正しなかったことなどによるものである。			
(110)	同 37	905,700	富士物産株式会社
36年4月から9月までの事業年度分所得額の更正にあたって、所得から控除することができる繰越欠損金321,501円を2,680,502円としたことなどによるものである。			
(111)	同 37	850,540	株式会社十二製作所

税務署	年度	徴収不足 徴収過(△) 円	納税義務者
			36年6月から37年5月までの事業年度分所得額の更正にあたって、同会社は青色申告法人でないのに会社が損金として貸倒準備金、価格変動準備金の各勘定に繰り入れた金額1,973,915円を所得に加算しなかったことによるものである。
(112)	麴町 37	789,050	太平興業株式会社 35年10月から36年9月までの事業年度分所得額の更正にあたって、益金に算入しない受入利益配当等104,230円を2,311,517円としたことなどによるものである。
(113)	同 37	644,550	住友軽金属工業株式会社 34年8月24日から35年3月31日までの事業年度分所得額の更正にあたって、貸倒準備金勘定への繰入限度超過額1,963,561円を267,418円としたことによるものである。
(114)	同 36	△ 1,190,010	日新火災海上保険株式会社 35年4月から36年3月までの事業年度分所得額の更正にあたって、貸倒れと認められないものとして所得に加算した3,686,371円のうち3,171,250円は貸倒準備金を取りくずして補てんしたものであるのに同額を所得から除算しなかったことによるものである。
(115)	同 36	△ 508,280	寿工業株式会社 34年12月から35年11月までの事業年度分所得額の申告にあたって、所得から控除することができる繰越欠損金30,497,035円を29,118,196円としていたのに更正しなかったことによるものである。
(116)	神田 37	2,678,500	五十鈴鋼材株式会社 36年1月から12月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額7,052,514円を所得に加算しなかつたことによるものである。
(117)	同 37	832,530	株式会社千代田 35年8月から36年7月までの事業年度分所得額の申告にあたって、交際費の損金不算入額2,183,817円を所得に加算していなかったのに更正しなかったことなどによるものである。
(118)	日本橋 37	1,612,410	日清紡績株式会社 35年10月26日から36年4月25日までの事業年度分所得額の更正にあたって、輸出所得の特別控除額124,629,281円を128,872,453円としたことによるものである。

税務署	年度	徴収不足 徴収過(△) 円	納税義務者
(119)	日本橋 37	1,223,610	株式会社三和発送所 36年1月から12月までの事業年度分所得額の更正にあたって、資産の譲渡による所得6,485,708円を3,485,708円としたことによるものである。
(120)	同 36	1,096,680	三井信託銀行株式会社 34年4月から35年3月までの2事業年度分所得額の更正にあたって、益金に算入しない受入利益配当等43,522,542円、34,044,845円を45,028,697円、35,605,552円としたことなどによるものである。
(121)	同 37	650,930	水口物産株式会社 35年12月から36年11月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額1,720,419円を所得に加算しなかったことによるものである。
(122)	同 37	614,260	安田信託銀行株式会社 36年4月から9月までの事業年度分所得額の更正にあたって、法人税額から控除すべき所得税額10,564,123円を11,554,843円としたことによるものである。
(123)	京橋 37	2,270,140	オーシャン株式会社(合併法人三楽オーシャン株式会社) 36年3月から37年2月までの事業年度分の課税にあたって、配当に充てた所得に対する法人税額6,351,036円を12,702,184円としたことによるものである。
(124)	同 37	1,375,370	東都実業株式会社 35年6月から36年11月までの3事業年度分所得額の更正にあたって、益金に算入しない受入利益配当等2,398,768円、1,637,274円、3,052,731円を3,509,833円、3,079,149円、4,440,990円としたことなどによるものである。
(125)	同 35、36	867,830	中央印刷株式会社 34年4月から36年3月までの2事業年度分の課税にあたって、同会社は同族会社であるのに留保金額2,695,516円、5,982,801円に対し課税しなかったことによるものである。
(126)	同 37	778,790	株式会社木村徳兵衛商店 35年10月から36年9月までの事業年度分所得額の更正にあたって、益金に算入しない受入利益配当等2,246,020円を4,602,677円としたことによるものである。
(127)	同 37	610,660	大野興業株式会社 36年4月から37年3月までの事業年度分所得額の更正にあたって、益金に算入しない受入利益配当等5,333,311円を6,933,127円としたことによるものである。

税務署	年度	徴収不足 徴収過(△) 円	納税義務者
(128)	京 橋 36	554,450	垣内商事株式会社
	34年12月から35年11月までの事業年度分所得額の更正にあたって、損金と認められない役員賞与11,340,000円を9,854,000円としたことによるものである。		
(129)	芝 37	8,351,690	住友金属鉱山株式会社
	35年10月から36年9月までの2事業年度分所得額の更正にあたって、益金に算入しない受入利益配当等38,676,499円、54,973,538円を54,542,073円、56,890,222円としたことと、法人税額から控除すべき所得税額12,930,739円、16,781,123円を16,334,539円、17,161,756円としたことによるものである。		
(130)	同 37	588,340	千代田器材株式会社
	36年1月から12月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額1,453,914円を所得に加算しなかったことによるものである。		
(131)	四 谷 37	801,790	日本インターフォン株式会社
	35年12月から36年11月までの事業年度分所得額の申告にあたって、交際費の損金不算入額1,258,945円を所得に加算していなかったことと、前期までに所得から除算済みの事業税1,148,670円を当期損金に計上していたのに更正しなかったことによるものである。		
(132)	下 谷 35	1,276,920	株式会社大倉商店
	34年5月から35年4月までの事業年度分所得額の更正にあたって、違約金収入による所得3,000,000円を所得に加算しなかったことなどによるものである。		
(133)	同 37	905,760	松月堂製パン株式会社
	36年1月から12月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額2,556,294円を所得に加算しなかったことによるものである。		
(134)	同 37	614,310	吉村工業株式会社
	36年2月から37年1月までの事業年度分所得額の申告にあたって、交際費の損金不算入額1,356,002円を所得に加算していなかったのに更正しなかったことなどによるものである。		
(135)	浅 草 37	845,560	株式会社箕輪製作所
	35年10月から36年9月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額2,797,710円を所得に加算しなかったことなどによるものである。		
(136)	品 川 37	629,830	東和電機工業株式会社

税務署	年度	徴収不足 徴収過(△) 円	納税義務者
	36年1月から12月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額2,157,143円を224,578円としたことによるものである。		
(137)	大 森 37	502,750	東京測材株式会社
	36年1月から12月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額813,781円を所得に加算しなかったことと、損金と認められない退職給与引当金514,658円を所得から除算したことなどによるものである。		
(138)	蒲 田 36	1,501,310	荏原インフィルコ株式会社
	36年6月から11月までの事業年度分所得額の更正にあたって、利益に組み入れるべき貸倒準備金勘定の金額2,554,253円を所得に加算しなかったことと、交際費の損金不算入額4,768,041円を3,371,541円としたことによるものである。		
(139)	同 37	931,680	株式会社太田鉄工所
	36年1月から12月までの事業年度分所得額の申告にあたって、交際費の損金不算入額2,453,249円を所得に加算していなかったのに更正しなかったことによるものである。		
(140)	同 37	625,370	協立運輸株式会社
	35年11月から36年10月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額936,683円を所得に加算しなかったことと、損金と認められない債権償却引当金勘定繰入額898,544円を所得に加算しなかったことなどによるものである。		
(141)	浜 谷 35、36、37	1,426,930	海光電業株式会社
	34年2月から37年1月までの3事業年度分所得額の課税にあたって、損金と認められない役員賞与577,640円、922,940円、1,237,040円を所得に加算しなかったことなどと、36年2月から37年1月までの事業年度分留保金額5,240,864円に対し課税しなかったことによるものである。		
(142)	練 馬 36	770,240	昭和精機株式会社
	35年4月から36年3月までの事業年度分の課税にあたって、留保金額18,727,292円を13,389,667円としたことなどによるものである。		
(143)	豊 島 37	525,910	株式会社葵開発
	36年2月から37年1月までの事業年度分所得額の申告にあたって、交際費の損金不算入額1,468,971円を所得に加算していなかったのに更正しなかったことによる		

税務署	年度	徴収不足 徴収過(△) 円	納税義務者
			ものである。
(144)	荒川 36、37	980,480	株式会社半田製作所 35年1月から36年12月までの2事業年度分所得額の更正にあたって、機械の減価償却超過額1,763,000円、714,401円を所得に加算しなかったことによるものである。
(145)	同 37	883,910	赤司製線株式会社 36年1月から12月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額2,714,351円を所得に加算しなかったことによるものである。
(146)	同 37	677,330	金泉産業株式会社 36年1月から12月までの事業年度分所得額の更正にあたって、輸出所得の特別控除額6,321,315円を7,392,957円としたことと、益金に算入すべき輸出損失準備金勘定の金額650,000円を所得に加算しなかったことなどによるものである。
(147)	墨田 37	1,290,710	株式会社光良商会 35年11月21日から36年11月20日までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額3,393,670円を所得に加算しなかったことによるものである。
(148)	江戸川 37	566,350	鋼板剪断機械株式会社 36年3月から37年2月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額1,490,808円を所得に加算しなかったことによるものである。
(149)	江東 37	746,620	株式会社ミツヤ送風機製作所 35年9月から36年8月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額2,331,553円を所得に加算しなかったことによるものである。
(150)	同 37	702,830	栄鋼管株式会社 35年11月から36年10月までの事業年度分所得額の申告にあたって、交際費の損金不算入額2,198,190円を所得に加算していなかったのに更正しなかったことなどによるものである。
(151)	同 37	623,660	津覇車輻工業株式会社 35年10月から36年9月までの事業年度分所得額の申告にあたって、交際費の損金不算入額1,918,648円を所得に加算していなかったのに更正しなかったことによるものである。

税務署	年度	徴収不足 徴収過(△) 円	納税義務者
(152)	江東 37	570,890	丸金印刷株式会社 35年10月から36年9月までの事業年度分所得額の更正にあたって、機械の減価償却超過額1,356,733円を所得に加算しなかったことによるものである。
(153)	八王子 37	538,210	振興信用組合 35年4月から36年3月までの事業年度分所得額の申告にあたって、交際費の損金不算入額1,007,183円および退職給与引当金勘定への繰入限度超過額915,000円を所得に加算していなかったのに更正しなかったことによるものである。
(154)	横浜中 36、37	944,620	株式会社村井ポルト・リベット工場 34年1月から36年12月までの3事業年度分所得額の更正にあたって、認定利子988,000円、987,996円、988,000円を所得に加算しなかったことなどによるものである。
(155)	同 35、36、37	1,643,800	三丸興業株式会社 33年12月から36年11月までの3事業年度分所得額の更正にあたって、保有有価証券に付すべき価額31,575,893円、28,725,718円、56,636,458円を30,371,501円、26,919,946円、52,731,026円としたことなどによるものである。
(156)	同 36	△ 933,660	スタンダード・バキューム・オイル・カンパニー 35年1月から12月までの事業年度分所得額の更正にあたって、貸倒れの補てんのため貸倒準備金を取りくずし所得に加算すべき金額1,316,721円を3,773,661円としたことによるものである。
(157)	藤沢 37	3,819,410	盟和産業株式会社 36年1月から12月までの事業年度分所得額の申告にあたって、交際費の損金不算入額10,060,449円を所得に加算していなかったのに更正しなかったことなどによるものである。
(158)	平塚 36、37	1,232,240	中南信用金庫 34年4月から36年3月までの2事業年度分所得額の申告にあたって、益金に算入しない受入利益配当等93,397円、100,141円を941,100円、1,614,000円としていたのに更正しなかったことなどと、36年4月から37年3月までの事業年度分所得額の更正にあたって、益金に算入しない受入利益配当等261,885円を1,270,382円としたことなどによるものである。
(159)	千葉 36	603,090	株式会社千葉興業銀行

税務署	年度	徴収不足 徴収過(△) 円	納税義務者
			35年10月から36年3月までの事業年度分所得額の更正にあたって、益金に算入しない受入利益配当等3,715,385円を5,005,781円としたことと、法人税額から控除すべき所得税額780,981円を1,038,725円としたことなどによるものである。
(関東信越国税局)			
(160)	川口 37	1,375,760	小原齒車工業株式会社
			35年9月26日から36年9月25日までの事業年度分所得額の更正にあたって、機械の減価償却超過額3,237,276円を所得に加算しなかったことなどによるものである。
(161)	同 36	704,530	日本レジン株式会社
			34年4月から35年3月までの事業年度分所得額の更正にあたって、青色申告法人でなかった前期に取得した機械の減価償却超過額1,867,282円を所得に加算しなかったことによるものである。
(162)	同 37	615,510	東京精密鍛造株式会社
			35年12月から36年11月までの事業年度分所得額の更正にあたって、機械の減価償却超過額1,449,655円を所得に加算しなかったことによるものである。
(163)	太田 36	2,441,870	株式会社飯島漁業所
			35年4月から36年3月までの事業年度分所得額の更正にあたって、船舶の減価償却超過額5,614,029円を所得に加算しなかったことによるものである。
(164)	佐野 37	501,650	株式会社安佐木材市場
			36年2月から37年1月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額1,460,678円を所得に加算しなかったことによるものである。
(大阪国税局)			
(165)	東 36	2,723,980	三興製紙株式会社
			34年10月から35年9月までの2事業年度分所得額の更正にあたって、重要物産の製造について法人税の免除される所得6,362,691円、713,118円を9,198,249円、5,151,877円としたことによるものである。
(166)	同 37	1,512,010	極東ノート株式会社
			35年12月から36年11月までの事業年度分所得額の申告にあたって、交際費の損金不算入額4,654,570円を所得に加算していなかったのに更正しなかったことによるものである。

税務署	年度	徴収不足 徴収過(△) 円	納税義務者
(167)	東 37	△ 1,968,060	小林製薬株式会社
			35年11月から36年9月までの事業年度分所得額の更正にあたって、退職給与引当金勘定への繰入限度超過額1,654,800円を6,414,535円としたことによるものである。
(168)	西 37	578,820	株式会社住友倉庫
			37年4月から9月までの事業年度分所得額の更正にあたって、益金に算入しない受入利益配当等23,770,205円を25,188,505円としたことによるものである。
(169)	同 37	557,210	大山運輸株式会社
			35年12月から36年11月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額1,468,002円を829円としたことによるものである。
(170)	南 36	1,877,210	丸善石油株式会社
			35年4月から9月までの事業年度分所得額の更正にあたって、寄附金の損金不算入額56,812,198円を51,812,198円としたことによるものである。
(171)	北 37	642,290	株式会社新大阪ホテル
			36年2月から37年1月までの事業年度分所得額の更正にあたって、貸倒準備金勘定への繰入限度超過額1,732,436円を所得に加算しなかったことによるものである。
(172)	此花 36	604,880	丸善製塩株式会社
			35年5月から36年4月までの事業年度分所得額の更正にあたって、設備の取得価額に算入すべき2,125,581円を所得に加算しなかったことなどによるものである。
(173)	東成 37	1,049,370	石浜内外硝子株式会社
			35年9月から36年8月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額2,761,509円を所得に加算しなかったことによるものである。
(174)	阿倍野 37	1,054,790	セキセイ株式会社
			35年12月から36年11月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額2,147,388円を所得に加算しなかったことなどによるものである。
(175)	東住吉 37	812,540	山本ビニール株式会社
			36年3月から37年2月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額2,277,621円を18,890円としたことによるものである。
(176)	西成 37	743,620	日興皮革株式会社
			36年12月から37年5月までの事業年度分所得額の更正にあたって、利益に組み

税務署	年度	徴収不足 徴収過(△) 円	納税義務者
			入れるべき貸倒準備金勘定の金額 3,536,388 円を 1,500,104 円としたことによるものである。
(177)	淀川 37	2,502,510	三宝電機株式会社 35年12月から36年11月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額12,066,900円を4,506,110円としたことによるものである。
(178)	同 37	1,696,850	特殊電機製造株式会社 36年5月から37年4月までの事業年度分所得額の更正にあたって、機械の減価償却超過額 4,465,479 円を所得に加算しなかったことによるものである。
(179)	同 37	573,800	株式会社日阪製作所 35年4月から36年3月までの事業年度分所得額の更正にあたって、輸出所得の特別控除額 508,899 円を 2,018,978 円としたことによるものである。
(180)	堺 37	610,380	近泉紡績株式会社 35年12月から36年11月までの事業年度分所得額の申告にあたって、交際費の損金不算入額 2,337,868 円を 320,184 円としていたのに更正しなかったことなどによるものである。
(181)	枚方 36	710,410	巴タクシー株式会社 34年10月から35年9月までの事業年度分所得額の更正にあたって、借地権の取得価額に算入すべき 1,560,000 円を所得に加算しなかったことなどによるものである。
(182)	同 37	△ 1,350,420	越水土地株式会社 36年8月から37年7月までの事業年度分の課税にあたって、留保金額に対する税額 15,794,480 円を 17,144,900 円としたことによるものである。
(183)	下京 37	842,580	株式会社五十嵐組 36年1月から12月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額 2,221,444 円を所得に加算しなかったことによるものである。
(184)	同 37	617,410	株式会社木下商店 36年3月から37年2月までの事業年度分所得額の申告にあたって、交際費の損金不算入額 1,638,436 円を所得に加算していなかったのに更正しなかったことなどによるものである。
(185)	尼崎 37	1,081,780	藤田鉄工株式会社

税務署	年度	徴収不足 徴収過(△) 円	納税義務者
			36年4月から37年3月までの事業年度分所得額の更正にあたって、資産の譲渡による所得 3,648,780 円を 1,148,780 円としたことなどによるものである。
(186)	葛城 37	760,250	三和澱粉工業株式会社 36年3月から37年2月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額 2,003,102 円を所得に加算しなかったことによるものである。
(187)	湯浅 37	934,460	内外除虫菊株式会社 35年11月から36年10月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額 3,365,859 円を 481,961 円としたことによるものである。
			(札幌国税局)
(188)	留萌 37	1,278,670	堀松建設工業株式会社 36年1月から12月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額 4,088,787 円を 653,515 円としたことによるものである。
			(仙台国税局)
(189)	石巻 36	674,490	津田漁業株式会社 35年4月から36年3月までの事業年度分所得額の更正にあたって、船舶の減価償却超過額 1,545,749 円を所得に加算しなかったことによるものである。
			(名古屋国税局)
(190)	名古屋西 36	1,706,960	株式会社共和商会 35年7月から36年6月までの事業年度分所得額の更正にあたって、所得から控除することができない繰越欠損金 4,453,877 円を控除したことなどによるものである。
(191)	同 37	1,294,600	日進電気株式会社 35年12月から36年11月までの事業年度分所得額の申告にあたって、交際費の損金不算入額 3,945,633 円を所得に加算していなかったのに更正しなかったことによるものである。
(192)	同 36	615,010	東海理化販売株式会社 35年10月から36年9月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額 2,327,099 円を 707,004 円としたことによるものである。
(193)	名古屋中 37	974,660	中野株式会社 36年3月から37年2月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金

税務署	年度	徴収不足 徴収過(△) 円	納税義務者
-----	----	---------------------	-------

不算入額 2,684,850 円を 118,227 円としたことによるものである。

(194) 名古屋中 37 924,830 三和商工株式会社
36年1月から12月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額 3,058,510 円を所得に加算しなかったことによるものである。

(195) 同 37 562,690 開国屋工業株式会社
36年1月から12月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額 1,731,494 円を所得に加算しなかったことによるものである。

(196) 昭和 37 1,901,290 新東工業株式会社
36年5月から10月までの事業年度分所得額の更正にあたって、益金に算入しない受入利益配当等 783,350 円を 5,005,070 円としたことと、法人税額から控除すべき所得税額 536,628 円を 1,380,108 円としたことによるものである。

(197) 熱田 36 623,740 橋本電機工業株式会社
35年7月から36年6月までの事業年度分所得額の更正にあたって、所得から控除することができない繰越欠損金 2,067,191 円を控除したことなどによるものである。

(198) 豊橋 37 1,146,100 株式会社共栄社
36年12月から37年11月までの事業年度分所得額の更正にあたって、貸倒れの補てんのため貸倒準備金を取りくずし所得に加算すべき金額 6,218,868 円を 3,657,418 円としたことによるものである。

(金沢国税局)

(199) 富山 37 557,320 サカキ産業株式会社
36年3月から37年2月までの事業年度分所得額の更正にあたって、利益に組み入れるべき貸倒準備金勘定の金額 1,306,500 円を所得に加算しなかったことによるものである。

(広島国税局)

(200) 広島西 35 790,110 山陽精螺工業株式会社
34年4月から35年3月までの事業年度分所得額の更正にあたって、機械の減価償却超過額 2,009,600 円を所得に加算しなかったことなどによるものである。

(201) 海田 37 1,029,810 広島プレス工業株式会社

税務署	年度	徴収不足 徴収過(△) 円	納税義務者
-----	----	---------------------	-------

35年11月から36年10月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額 3,192,436 円を所得に加算しなかったことによるものである。

(202) 福山 37 927,040 吉岡紡織株式会社
35年1月から12月までの事業年度分所得額の更正にあたって、重要物産の製造について法人税の免除される所得 6,363,197 円を 11,270,466 円としたことなどによるものである。

(203) 宇部 35 621,470 宇部興産株式会社
34年10月から35年3月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額 11,327,593 円を 9,345,684 円としたことなどによるものである。

(204) 倉敷 36 774,220 倉敷紡績株式会社
35年10月26日から36年4月25日までの事業年度分所得額の更正にあたって、輸出所得の特別控除額 107,598,458 円を 110,671,426 円としたことによるものである。

(福岡国税局)

(205) 小倉 36 1,978,770 大恵産業株式会社
35年4月から36年3月までの事業年度分所得額の更正にあたって、資産の譲渡による所得 4,990,000 円を所得に加算しなかったことなどによるものである。

(206) 同 36 562,300 八光産業株式会社
35年6月から36年5月までの事業年度分所得額の更正にあたって、貸倒準備金勘定への繰入限度超過額 1,866,877 円を 536,680 円としたことによるものである。

(4) その他

(再評価税)

税務署	年度	徴収不足 徴収過(△) 円	納税義務者
-----	----	---------------------	-------

(東京国税局)

(207) 京橋 34 529,320 斎藤某
再評価差額 8,972,270 円に対し 34 年分再評価差額を決定しなかったことによるものである。

(関 税)		徴 収 不 足		納 税 義 務 者
税 関	年 度	円		
(神 戸 税 関)				
(208) 神戸税関東 部出張所	36	516,340		株 式 会 社 大 運
37年3月輸入した銅のはく(貴金属をめっきしてないもの)4,422キログラム(価格10,326,837円)に対し適用すべき税率100分の20を100分の15としたことによるものである。				

別表第2 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省)

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円
(276) 北 海 道	上磯郡上磯町茂辺 地漁港修築	北海道	4,787,917	3,280,316	3,280,316	312,000	234,000
船揚場延長49メートル等の新設にあたり、船揚場の張りコンクリートは陸上部分を配合比1:3:6で162立米、水中部分を立米当りセメント390キログラム使用で109立米を施行したこととしているが、実際はいずれも配合の悪い粗悪なコンクリートで施行したため工事費312,000円相当額が出来高不足となっている。							
(277) 同	久遠郡大成村長磯 漁港34年災害復旧	北海道	4,857,106	3,885,684	3,885,684	341,000	272,800
護岸延長107メートルの復旧にあたり、コンクリート擁壁337立米は配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際はうち延長88メートル267立米は水洗いの不十分な骨材を使用した配合の悪い粗悪なコンクリートで施行したため工事費341,000円相当額が出来高不足となっている。							
(278) 同	松前郡松前町清部 漁港34年災害復旧	北海道	5,251,128	4,200,902	4,200,902	1,295,507	1,036,405
護岸延長83メートルの復旧にあたり、擁壁の基礎コンクリート203立米は配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際は配合の悪いきわめて粗悪なもので施行し、そのつき固めも不十分であったばかりでなく、型わくの施行が粗雑なためモルタルが流出し、下部はほとんど全延長にわたり砂利だけの層を生じており、すでに一部が洗掘され各所から漏水している。							
(279) 同	浦河郡浦河町東栄 漁港修築	北海道	1,400,000	466,666	466,666	1,213,000	404,333
泊地のしゅんせつにあたり、港口280平米の掘さくは水中岩盤286立米を施行したこととしているが、実際は29立米程度を施行したにすぎず、工事費932,000円相当額が出来高不足となっているばかりでなく、掘さく土量は223立米とすべきものを土積計算を誤って計上していたもので工事費281,000円相当額が設計過大となっている。							

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円
(280)	北 海 道						
	白老郡白老町知床 林道2号工区36 年災害復旧	白老町	8,191,000	7,044,260	7,044,260	914,000	786,040
	林道延長395メートルの復旧にあたり、路側擁壁772立米は配合比7:3の玉石コンクリート549立米を配合比1:3:6のコンクリート厚さ10センチメートル総量223立米で被覆したこととしているが、実際はうち延長63メートル146立米は玉石の配列が粗雑となっているばかりでなく、コンクリートのつき固めが不十分であったため内部に空けきを生じており、すでに通水している。						
(281)	同						
	白老郡白老町知床 林道6号工区36 年災害復旧	白老町	3,417,000	2,938,620	2,938,620	625,000	537,500
	林道延長225メートルの復旧にあたり、路側擁壁297立米は配合比7:3の玉石コンクリート202立米を配合比1:3:6のコンクリート厚さ10センチメートル総量94立米で被覆したこととしているが、実際はうち延長57メートル93立米は玉石の配列が粗雑となっているばかりでなく、コンクリートのつき固めが不十分であったため内部に空けきを生じており、すでに通水している。						
(282)	同						
	上川郡神楽町東部 捕水路第2放水路 37年災害復旧	聖台土地改 良区	5,419,000	4,611,180	2,765,940	587,000	504,830 (504,830)
	水路延長490メートルの復旧にあたり、護岸および底張りはコンクリートブロック18,056個で施行し、各ブロックの移動離脱を防止するため径5ミリメートル、長さ4.86メートルまたは5.36メートルの鉄線1,385本で相互に結束したこととしているが、実際はうち延長80メートル330平米は結束鉄線269本を短いもので施行し全断面を結束していないなど施行が粗雑なため、すでに法面および底張りのブロックは、各所で沈下移動し、破損したりき裂を生じたりしている状況である。						
(283)	同						
	樺戸郡新十津川町 西徳富学園沢頭首 工37年災害復旧	新十津川土 地改良区	530,000	344,500	344,500	530,000	344,500
	井げき延長6メートルの復旧にあたり、えん体14立米は配合比1:4:8のコン						

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円
	リート5立米を配合比1:3:6のコンクリート厚さ10センチメートルまたは20センチメートル総量8立米で被覆し、水たつき9立米、護岸根固工4立米は配合比1:3:6のコンクリートで施行したこととしているが、実際はえん体は玉石を混入した6立米を配合比1:3:6のコンクリート厚さ10センチメートルまたは14センチメートル程度総量7立米で被覆したにすぎないばかりでなく、コンクリートの打継ぎ部分の施行が著しく粗雑なためすでに漏水しており、また、水たつきおよび根固工は配合の悪いきわめて粗悪なコンクリートで施行したためその強度が著しく低下しており、容易に破砕される状況である。さらに、付帯護岸玉石練積石垣52平米は胴裏込コンクリート、平米当り0.21立米総量10立米を配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際は配合の悪いきわめて粗悪なコンクリートで4分の1程度を施行したにすぎないため、練積石垣としての強度が著しく低下している。						
(284)	北 海 道						
	河東郡音更町北柏 水路37年災害復旧	音更町土地 改良区	1,055,000	1,031,790	1,031,790	300,000	293,400
	水路延長115メートルの復旧にあたり、斜段工の止水壁5箇所計25立米は配合比1:2:4のコンクリートで施行したこととしているが、実際は配合の悪い粗悪なもので施行し、コンクリートのつき固めも不十分であったばかりでなく、冬期間の施行であるにもかかわらず養生が不十分であったため凍結し、容易に破砕される状況である。						
(285)	同						
	沙流郡門別町豊郷 頭首工37年災害復 旧	門別町土地 改良区	4,130,000	3,927,757	1,826,000	464,437	397,557 (397,557)
	井げき延長20メートルの復旧にあたり、木工沈床120平米の中詰重石コンクリートは配合比1:3:6で厚さ73センチメートル総量72立米を施行したこととしているが、実際は配合の悪い粗悪なコンクリートで厚さ50センチメートル程度総量49立米を施行したにすぎず、コンクリートとしての強度が著しく低下しており、容易に破砕される状況である。						
(286)	同						
	瀬棚郡今金町神丘 頭首工37年災害復 旧	今 金 町	2,938,660	2,574,266	1,791,400	1,242,823	1,088,712 (782,866)

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

井げき延長19メートルの復旧にあたり、えん体138立米は配合比1:3:6のコンクリートで施行したこととしているが、実際はえん体は内部の110立米を配合の悪いきわめて粗悪なコンクリートで施行し、これを厚さ20センチメートル程度のコンクリート総量27立米で被覆したにすぎず、すでに内部に通水している状況で、えん体としての強度が著しく低下している。また、えん体上流側の水たたきの被覆コンクリートは配合比1:3:6で厚さ30センチメートルまたは50センチメートル総量55立米を施行したこととしているが、実際は配合の悪い粗悪なコンクリートに玉石を多量に混入して施行しているばかりでなく、厚さも30センチメートル程度で総量36立米を施行したにすぎず、その強度が著しく低下している。さらに、右岸根固めコンクリート5立米は配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際は配合の悪いきわめて粗悪なコンクリートで施行し、そのつき固めも不十分であったため下部は砂利だけの層となっており、すでに各所から漏水している。

(287) 北 海 道

瀬棚郡今金町下 メツ頭首工36年 災害復旧	今金土地改 良区	947,000	615,550	615,550	386,000	250,900
-----------------------------	-------------	---------	---------	---------	---------	---------

護岸延長46メートルの復旧にあたり、被覆コンクリートは配合比1:3:6で厚さ30センチメートル総量36立米を施行したこととしているが、実際は玉石を混入し、厚さ25センチメートル程度総量30立米を施行したにすぎず、容易に破碎され、すでに一部が破損している状況である。また、擁壁70立米は配合比2:8の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は玉石を多量に使用して施行したにすぎないなどのため工事費130,000円相当額が出来高不足となっている。

(288) 同

瀬棚郡北檜山町若 松水路36年災害復 旧	北檜山土地 改良区	4,364,000	4,233,080	1,297,400	637,013	617,902 (617,902)
----------------------------	--------------	-----------	-----------	-----------	---------	----------------------

水路延長234メートルの復旧にあたり、うち延長83メートルの側壁および底張りコンクリート60立米は配合比1:2:4の鉄筋コンクリートで施行したこととしているが、実際はコンクリートはいずれもかき込み砂利を使用した配合の悪いきわめて粗悪なもので施行したにすぎず、容易に破碎される状況である。また、延長74メートルの基礎コンクリート32立米は配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際は

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

かき込み砂利を使用した配合の悪いきわめて粗悪なもので施行したため、下部20センチメートル程度17立米は全く硬化していない状況で、基礎コンクリートとしての強度が著しく低下している。

(289) 北 海 道

爾志郡乙部村姫川 第2頭首工36年災 害復旧	乙部村土地 改良区	1,846,000	1,576,484	1,576,484	639,860	546,440
------------------------------	--------------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

井げき延長15メートルの復旧にあたり、えん体および水たたき95立米は配合比1:3:6のコンクリートで施行したこととしているが、実際は配合の悪い粗悪なもので施行しているばかりでなく、水たたき42立米のうち厚さ40センチメートルから69センチメートルで施行した24立米は下部20センチメートル程度8立米が全く硬化しておらず、えん体および水たたきは容易に破碎されすでに摩耗洗掘されている状況である。

(290) 同

檜山郡厚沢部町稲 見水路37年災害復 旧	厚沢部町農 業協同組合	1,428,950	1,287,483	1,023,534	521,296	469,687 (263,949)
----------------------------	----------------	-----------	-----------	-----------	---------	----------------------

導水路延長82メートルの復旧にあたり、擁壁104立米は配合比1:3:6のコンクリートで施行したこととしているが、実際はうち延長65メートル62立米は配合の悪いきわめて粗悪なコンクリートで施行しているばかりでなく、下部45立米はコンクリートのつき固めがきわめて不十分であったため砂利だけの層を生じており、すでに各所から漏水している。また、残りの延長17メートルは高さ2.7メートルで41立米を施行したこととしているが、実際は1.8メートルで23立米を施行すれば足りたため工事費136,000円相当額が設計過大となっている。

(291) 同

檜山郡厚沢部町鶉 頭首工36年災害復 旧	厚沢部町農 業協同組合	4,068,563	3,437,935	1,785,563	1,416,805	1,197,200 (1,197,200)
----------------------------	----------------	-----------	-----------	-----------	-----------	--------------------------

井げき延長24メートルの復旧にあたり、えん体および水たたき77立米は配合比1:3:6のコンクリートで施行したこととしているが、実際はえん体のうち中央部延長8メートル29立米は砂利10立米を中詰めとし、これをかき込み砂利を使用した配合の悪いきわめて粗悪なコンクリート厚さ20センチメートル程度総量18立米で被覆し

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

たにすぎず、左岸側延長8メートル29立米も同様の粗悪なコンクリートで施行したため、すでに全面にわたり摩耗洗掘され、き裂を生じているばかりでなく、えん体の各所から漏水している。また、導水路延長86メートル70立米は配合比1:2:4の鉄筋コンクリートで施行したこととしているが、実際はうち延長15メートル16立米は配合の悪い粗悪なコンクリートで施行し、そのつき固めも不十分であったため砂利だけの層を生じており、すでに各所から漏水しているばかりでなく、一部は大きく欠壊している状況である。さらに、左岸の護岸練積石垣95平米は控30センチメートルの玉石を使用し、平米当り胴込コンクリート0.1立米、裏込コンクリート0.07立米総量16立米を配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際は築石は控25センチメートル程度のものを使用して施行しているばかりでなく、コンクリートは土砂混りの配合の悪いきわめて粗悪なもので、胴裏込部分にぐり石をそり入して2分の1程度を施行したにすぎず、築石が容易に抜き取られ、すでに下部は通水している状況である。

計			54,631,324	45,456,473	35,874,609	11,425,741	8,982,206 (3,764,304)
---	--	--	------------	------------	------------	------------	--------------------------

(292) 青 森 県

東津軽郡平館村平 館漁港34年災害復 旧	青 森 県		5,590,319	3,728,742	3,728,742	580,426	387,144
----------------------------	-------	--	-----------	-----------	-----------	---------	---------

護岸延長140メートルの復旧にあたり、擁壁424立米は骨材に砕石を使用した配合比1:3:6のコンクリートで施行したこととしているが、実際はうち延長40メートルの下部94立米は現場付近で採取したかき込み砂利を使用した配合の悪い粗悪なもので施行しているばかりでなく、コンクリートのつき固めも不十分であったためその強度が著しく低下しており、すでに表面が各所で洗掘されている状況である。

(293) 同

弘前市下坂元水路 36年災害復旧	弘 前 市		1,029,000	668,850	668,850	471,706	306,608
---------------------	-------	--	-----------	---------	---------	---------	---------

水路延長145メートルの復旧にあたり、護岸擁壁102立米は配合比4:6の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は玉石を多量に使用しその配列も粗雑となっており、コンクリートのつき固めも不十分であったばかりでなく、冬期間の施行であるにもかかわらず養生が不十分であったため凍結し、その強度が著しく低下して

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

おり、すでに内部に通水している。

(294) 青 森 県

中津軽郡相馬村福 沢水路36年災害復 旧	相 馬 村		1,348,000	876,200	876,200	882,327	573,512
----------------------------	-------	--	-----------	---------	---------	---------	---------

水路延長157メートルの復旧にあたり、護岸練積石垣435平米は控30センチメートルの野づら石を使用し、胴込コンクリート平米当り0.1立米総量43立米、基礎コンクリート47立米を配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際は築石は大小不ぞろいなものを使用し、その一部は控を面に使用しているばかりでなく、うち130平米程度は風化したぜい弱なものを使用し、胴込コンクリートは配合の悪い粗悪なもので半量程度の21立米を施行したにすぎないため、築石が容易に抜き取られ、また、基礎コンクリートは配合の悪い粗悪なもので、そのつき固めも不十分であったため強度が著しく低下しており、容易に破砕される状況である。

(295) 同

南津軽郡田舎館村 豊時堰水路36年災 害復旧	枝川三堰土 地改良区		1,243,000	807,950	807,950	1,243,000	807,950
------------------------------	---------------	--	-----------	---------	---------	-----------	---------

水路延長247メートルの復旧にあたり、護岸練積石垣641平米は控25センチメートルの野づら石を使用し、胴込コンクリート平米当り0.08立米総量51立米を施行したこととしているが、実際は築石は大小不ぞろいなものを使用し、うち64平米程度は風化したぜい弱なものを使用しているばかりでなく、石積みの施行も粗雑となっており、また、胴込コンクリートは目地程度を施行したにすぎないため、築石が容易に抜き取られる状況である。

(296) 同

南津軽郡大鰐町第 3鯖の沢水路35年 災害復旧	大 鰐 町		1,433,000	1,089,080	1,089,080	955,040	725,830
-------------------------------	-------	--	-----------	-----------	-----------	---------	---------

水路延長173メートルの復旧にあたり、護岸練積石垣359平米は控30センチメートルの雑割石を使用し、胴込コンクリート平米当り0.15立米総量53立米を施行したこととしているが、実際は石積みの施行が粗雑となっているばかりでなく、胴込コンクリートは胴込部分にぐり石をそり入し、コンクリートのつき固めも不十分であったた

都 道 県 名	工 事 事業主体	工 事 費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
		円	円	円	円	円

め半量程度の26立米を施行したにすぎず、練積石垣としての強度が著しく低下している。

(297) 青 森 県

南津軽郡大鰐町杉 刈水路36年災害復 旧	大 鰐 町	1,580,000	1,254,961	1,254,961	283,535	225,205
----------------------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

水路延長155メートルの復旧にあたり、護岸練積石垣441平米の基礎コンクリート32立米は配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際はコンクリートのつき固めが不十分であったばかりでなく、冬期間の施行であるにもかかわらず養生が不十分であったため凍結し、強度が著しく低下しており、すでに各所が摩耗洗掘されている状況である。また、胴込コンクリートは平米当り0.1立米総量44立米を施行したこととしているが、実際は半量程度の22立米を施行したにすぎず、工事費105,000円相当額が出来高不足となっている。

(298) 同

南津軽郡大鰐町第 2三嵩水路35年災 害復旧	大 鰐 町	1,325,000	1,007,000	1,007,000	681,499	517,939
------------------------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

水路延長130メートルの復旧にあたり、護岸練積石垣392平米は控25センチメートルの野づら石を使用し、胴込コンクリート平米当り0.08立米総量31立米を施行したこととしているが、実際は築石は著しく大小不ぞろいなもので、控を面に使用しているばかりでなく、うち38平米程度は風化したぜい弱なものを使用しており、また、胴込コンクリートは半量程度の15立米を施行したにすぎず、冬期間の施行であるにもかかわらず養生が不十分であったため凍結し、強度が著しく低下しており、築石が容易に抜き取られる状況である。

計		13,548,319	9,432,783	9,432,783	5,097,533	3,544,188
---	--	------------	-----------	-----------	-----------	-----------

(299) 岩 手 県

九戸郡野田村林道 日形井線開設	岩 手 県	4,980,000	2,988,000	2,988,000	812,467	487,480
--------------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

林道延長2,711メートルの開設にあたり、路側練積石垣608平米のうち207平米は控35センチメートルの雑割石を使用し、胴込コンクリート平米当り0.18立米総量37立米を施行したこととしているが、実際は石積みの施行が粗雑となっているばかりでな

都 道 県 名	工 事 事業主体	工 事 費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
		円	円	円	円	円

く、胴込コンクリートは胴込部分にぐり石をそり入し、そのつき固めも不十分であったため3分の1程度の12立米を施行したにすぎず、築石が容易に抜き取られる状況である。また、路面敷砂利は厚さ10センチメートルまたは15センチメートルで1,002立米を施行したこととしているが、実際はうち延長1,711メートル648立米は3分の2程度の432立米を施行したにすぎず、工事費258,000円相当額が出来高不足となっている。

(300) 岩 手 県

紫波郡紫波町中谷 地水路37年災害復 旧	紫 波 町	662,000	556,692	403,630	507,648	426,931 (153,062)
----------------------------	-------	---------	---------	---------	---------	----------------------

水路延長96メートルの復旧にあたり、護岸練積石垣196平米は控30センチメートルの雑割石を使用し、胴込コンクリート平米当り0.15立米総量29立米を施行したこととしているが、実際は石積みの施行が粗雑となっているばかりでなく、胴込コンクリートは配合の悪いきわめて粗悪なもので、胴込部分に石くず等をそり入して3分の2程度の19立米を施行したにすぎず、築石が容易に抜き取られる状況である。

(301) 同

下閉伊郡普代村堀 内漁港36年災害復 旧	普 代 村	1,378,000	1,193,348	1,107,614	468,699	405,893 (85,734)
----------------------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	---------------------

防波堤延長10メートルの復旧にあたり、堤体の充てんコンクリート159立米の下部108立米は配合比1:1.8:3.6の水中コンクリートで施行したこととしているが、実際はうち58立米は配合の悪い粗悪なもので施行し、その養生も不十分であったため強度が著しく低下しており、すでに堤体下部は大きく洗掘されている状況である。

計		7,020,000	4,738,040	4,499,244	1,788,814	1,320,304 (238,796)
---	--	-----------	-----------	-----------	-----------	------------------------

(302) 秋 田 県

横手市三原頭首工 36年災害復旧	秋田県南旭 川土地改良 区	1,909,000	1,240,850	1,240,850	606,601	394,290
---------------------	---------------------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

井ぞき延長31メートルの復旧にあたり、えん体および水たたきは基礎ぐい264本を打設し、その内部に玉石171立米、かき込み砂利214立米を充てんし、これらを配合比1:2:4の鉄筋コンクリート厚さ30センチメートルから40センチメートル総量

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

105立米で被覆したとしているが、実際はうち21メートルの鉄筋コンクリート80立米は配合の悪い粗悪なもので施行しているばかりでなく、その打設が粗雑であったため、すでにコンクリートの内部に通水している状況で、鉄筋コンクリートとしての強度が著しく低下している。

(303) 山 形 県

米沢市林道百子沢 線開設	米 沢 市	1,480,000	592,000	592,000	768,929	307,571
-----------------	-------	-----------	---------	---------	---------	---------

林道延長212メートルの開設にあたり、路側練積石垣176平米は控35センチメートルの雑割石を使用し、平米当り胴込コンクリート0.18立米総量31立米を配合比1:3:6で、合ばモルタル0.01立米総量1立米を配合比1:3で施行したこととしているが、実際は石積みの施行が粗雑となっているばかりでなく、胴込コンクリートは配合の悪い粗悪なもので、胴込部分にぐり石等をそう入して3分の1程度の10立米を施行したにすぎず、合ばモルタルは全く施行しておらず、築石が容易に抜き取られる状況である。

(304) 同

飽海郡平田村大沢 地内崩壊地復旧	山 形 県	2,650,000	1,766,666	1,766,666	993,576	662,384
---------------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

えん堤1箇所等の新設にあたり、えん体132立米は配合比7:3の玉石コンクリート109立米を配合比1:3:6のコンクリート厚さ10センチメートル総量23立米で被覆したこととしているが、実際は玉石コンクリートは配合の悪いきわめて粗悪なコンクリートに玉石を多量に使用し、その配列が粗雑となっているばかりでなく、コンクリートのつき固めも不十分であったため内部に多くの空げきを生じており、すでに通水している。

(305) 同

西田川郡温海町木 の下地内崩壊地復 旧	山 形 県	1,540,185	1,026,790	1,026,790	776,107	517,404
---------------------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

えん堤2箇所の新設にあたり、2号えん堤114立米は配合比7:3の玉石コンクリート91立米を配合比1:3:6のコンクリート厚さ10センチメートル総量22立米で被覆したこととしているが、実際は玉石コンクリートは配合の悪い粗悪なコンクリート

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

に玉石を多量に使用し、その配列が粗雑となっているばかりでなく、コンクリートのつき固めも不十分であったため内部に多くの空げきを生じており、すでに通水している。

(306) 山 形 県

西村山郡大江町田 の沢地内崩壊地復 旧	山 形 県	3,329,035	2,219,356	2,219,356	3,225,586	2,150,390
---------------------------	-------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

床固工4箇所、山腹擁壁3箇所等の新設にあたり、床固め4箇所の堤体計324立米は配合比6:4の玉石コンクリート計259立米を配合比1:3:6のコンクリート厚さ10センチメートル計64立米で被覆したとしているが、実際は玉石コンクリートはいずれも玉石の層とコンクリートの層とに分離して打設し、これを厚さ10センチメートル程度のコンクリートで被覆したにすぎず、また、山腹擁壁3箇所計93立米は配合比6:4の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は床固めと同様、玉石の層とコンクリートの層とに分離して打設し、これを厚さ7センチメートル程度のコンクリートで被覆したにすぎず、床固めおよび山腹擁壁としての強度が著しく低下している。

(307) 同

東田川郡朝日村松 ヶ崎地内崩壊地復 旧	山 形 県	2,787,448	1,858,298	1,858,298	2,517,788	1,678,525
---------------------------	-------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

えん堤2箇所の新設にあたり、1号、2号両えん体計355立米は配合比7:3の玉石コンクリート計296立米を配合比1:3:6のコンクリート厚さ10センチメートル計59立米で被覆したとしているが、実際は玉石コンクリートはいずれも配合の悪いきわめて粗悪なコンクリートに玉石を多量に使用し、その配列が粗雑となっているばかりでなく、コンクリートのつき固めも不十分であったため内部に多くの空げきを生じており、すでに通水している。

(308) 同

最上郡大蔵村折渡 地内崩壊地復旧	山 形 県	1,440,000	960,000	960,000	1,123,589	749,059
---------------------	-------	-----------	---------	---------	-----------	---------

えん堤1箇所の新設にあたり、えん体163立米は配合比6:4の玉石コンクリート134立米を配合比1:3:6のコンクリート厚さ10センチメートル総量28立米で被覆した

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち88年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

こととしているが、実際は玉石コンクリートは玉石を多量に使用し、その配列が粗雑となっているばかりでなく、コンクリートのつき固めも不十分であったため内部に多くの空けきを生じており、えん堤としての強度が著しく低下している。

(309) 山 形 県

新庄市小似良川地区溜池36年災害復旧	泉田川土地改良区	779,000	506,100	506,100	607,700	395,005
--------------------	----------	---------	---------	---------	---------	---------

ため池1箇所の復旧にあたり、余水吐護岸延長34メートルは下部は在来のブロックを使用したコンクリートブロック積みで、上部は配合比1:3:6のコンクリートで厚さ15センチメートル総量14立米の側壁を施行し、これらの裏込玉石コンクリート184立米は配合比6:4で施行したこととしているが、実際はコンクリートはいずれも配合の悪い粗悪なもので施行しているばかりでなく、裏込玉石コンクリートは玉石を多量に使用し、その配列が粗雑となっているばかりでなく、コンクリートのつき固めも不十分であったため内部に多くの空けきを生じており、すでに各所から漏水している。

(310) 同

米沢市林道八谷線36年災害復旧	三沢西部森林組合	1,950,000	1,702,350	1,100,885	1,013,420	884,715 (601,465)
-----------------	----------	-----------	-----------	-----------	-----------	----------------------

林道延長111メートルの復旧にあたり、路側擁壁172立米は配合比7:3の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際はうち延長71メートル112立米は玉石を多量に使用し、その配列が粗雑となっているばかりでなく、コンクリートは配合の悪い粗悪なものでそのつき固めも不十分であったため内部に空けきを生じており、擁壁としての強度が著しく低下している。

(311) 同

東村山郡山辺町相沢水路37年災害復旧	玉虫土地改良区	694,000	628,764	97,500	558,916	506,377 (506,377)
--------------------	---------	---------	---------	--------	---------	----------------------

水路延長48メートルの復旧にあたり、護岸練積石垣144平米の胴込コンクリートは平米当り0.18立米総量25立米を配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際は配合の悪い粗悪なもので、胴込部分に多量のぐり石をそり入して3分の1程度の8立米を施行したにすぎず、練積石垣としての強度が著しく低下しており、すでにその

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち88年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

一部にき裂を生じている状況である。

計			16,649,668	11,260,324	10,127,595	11,585,611	7,851,430 (1,107,842)
---	--	--	------------	------------	------------	------------	--------------------------

(312) 福 島 県

南会津郡南郷村大田農地34年災害復旧	南郷村和泉田土地改良区	7,785,000	3,892,500	3,892,500	462,000	231,000
--------------------	-------------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

田49反の復旧にあたり、うち第1工区17.3反は基盤土砂4,358立米を敷きならし、耕土2,832立米を1.5キロメートルの地点から運搬し敷きならしたこととしているが、実際は基盤土砂を敷きならしただけで耕土はほとんど施行していないなどのため工事費462,000円相当額が出来高不足となっている。

(313) 茨 城 県

那珂郡瓜連町山沢水路36年災害復旧	瓜連町	885,000	575,250	575,250	337,000	219,050
-------------------	-----	---------	---------	---------	---------	---------

水路延長133メートルの復旧にあたり、練積石垣125平米は平米当り胴込コンクリート0.18立米総量22立米を配合比1:3:6で、裏込ぐり石0.36立米総量45立米を施行したこととしているが、実際は胴込コンクリートは配合の悪い粗悪なもので半量程度の11立米を施行したにすぎず、また、裏込ぐり石は全く施行していないため、練積石垣としての強度が著しく低下している。

(314) 同

東茨城郡茨城町親沢農道36年災害復旧	茨城町	1,630,000	1,304,000	1,304,000	1,417,000	1,133,600
--------------------	-----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

農道延長479メートルの復旧にあたり、うち1,3,5,6各工区の練積石垣計337平米は法長1メートルから3.43メートルで、平米当り胴込コンクリート0.18立米総量60立米、裏込ぐり石0.25立米から0.35立米総量98立米を施行したこととしているが、実際は基礎部分の法長50センチメートルから1.88メートル145平米は胴込コンクリートを全く施行していないばかりでなく、裏込ぐり石はほとんど施行しておらず、また、7,8両工区の練積石垣計48平米は平米当り胴込コンクリート0.18立米総量8立米を配合比1:3:6で、裏込ぐり石0.25立米総量12立米を施行したこととしているが、実際は胴込コンクリートは配合の悪い粗悪なもので平米当り0.12立米程度総量5立米、

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円
			裏込ぐり石は7立米程度を施行したにすぎないため、いずれも練積石垣としての強度が著しく低下している。				
	計		2,515,000	1,879,250	1,879,250	1,754,000	1,352,650
(315)	埼 玉 県						
	越谷市逆川水路34 年災害復旧(403号)	埼 玉 県	4,884,260	2,875,219	2,875,219	409,000	241,250
			水路延長237メートルの復旧にあたり、練積石垣601平米は平米当り胴込コンクリート0.17立米総量105立米を配合比1:3:6で、裏込ぐり石0.3立米総量180立米を施行したこととしているが、実際は胴込コンクリートは配合の悪い粗悪なもので半量程度の54立米を施行したにすぎず、また、裏込ぐり石は平米当り0.24立米程度総量144立米を施行したにすぎないなどのため、工事費409,000円相当額が出来高不足となっている。				
(316)	同						
	越谷市逆川水路34 年災害復旧(404号)	埼 玉 県	4,921,710	2,844,961	2,844,961	1,908,077	1,067,459
			水路延長170メートルの復旧にあたり、練積石垣604平米は控35センチメートルの雑割石を使用し、平米当り胴込コンクリート0.17立米総量105立米を配合比1:3:6で、裏込ぐり石0.3立米総量181立米を施行したこととしているが、実際は石積みの施行が粗雑となっているばかりでなく、胴込コンクリートは配合の悪い粗悪なもので3分の1程度の36立米を施行したにすぎず、また、裏込ぐり石は全く施行していないなどのため、練積石垣としての強度が著しく低下している。				
(317)	同						
	越谷市逆川水路34 年災害復旧(407号)	埼 玉 県	5,462,910	3,053,191	3,053,191	433,000	247,550
			水路延長153メートルの復旧にあたり、練積石垣690平米は平米当り胴込コンクリート0.175立米総量120立米を配合比1:3:6で、裏込ぐり石0.3立米総量207立米を施行したこととしているが、実際は胴込コンクリートは配合の悪い粗悪なもので半量程度の62立米を施行したにすぎず、また、裏込ぐり石は平米当り0.24立米程度総量				

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円
			165立米を施行したにすぎないなどのため、工事費433,000円相当額が出来高不足となっている。				
(318)	埼 玉 県						
	秩父郡大滝村林道 雲取線開設	埼 玉 県	26,999,970	16,199,982	16,199,982	597,000	358,200
			林道延長1,195メートルの開設にあたり、練積石垣1,955平米の胴込コンクリートは平米当り0.16立米総量312立米を施行したこととしているが、実際は平米当り0.11立米程度総量215立米を施行したにすぎず、工事費597,000円相当額が出来高不足となっている。				
	計		42,268,850	24,973,353	24,973,353	3,347,077	1,914,459
(319)	東 京 都						
	西多摩郡奥多摩町 林道奥沢線開設 (1)	東 京 都	4,932,937	1,973,174	1,973,174	725,000	290,000
			林道延長201メートルの開設にあたり、路側練積石垣769平米および法留練積石垣640平米の胴込コンクリートは配合比1:3:6で平米当り0.2立米総量281立米を施行したこととしているが、実際は配合の悪い粗悪なもので平米当り0.14立米程度総量197立米を施行したにすぎないなどのため工事費725,000円相当額が出来高不足となっている。				
(320)	同						
	西多摩郡奥多摩町 林道奥沢線開設 (2)	東 京 都	5,275,203	2,110,081	2,110,081	567,000	226,800
			林道延長246メートルの開設にあたり、路側練積石垣826平米および法留練積石垣542平米の胴込コンクリートは配合比1:3:6で平米当り0.2立米総量273立米を施行したこととしているが、実際は配合の悪い粗悪なもので平米当り0.15立米程度総量205立米を施行したにすぎないなどのため工事費567,000円相当額が出来高不足となっている。				
(321)	同						
	西多摩郡奥多摩町 林道大沢入線開設	東 京 都	5,298,486	1,589,545	1,589,545	837,000	251,100
			林道延長260メートルの開設にあたり、路側練積石垣1,025平米および法留練積石垣				

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 (うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)
			円	円	円	円	円
			616 平米の胴込コンクリートは配合比 1 : 3 : 6 で平米当り 0.2 立米総量 328 立米を施行したこととしているが、実際は配合の悪い粗悪なもので平米当り 0.14 立米程度総量 229 立米を施行したにすぎないなどのため工事費 837,000 円相当額が出来高不足となっている。				
(322)	東 京 都						
	西多摩郡奥多摩町	東京都	14,703,612	7,351,806	7,351,806	591,000	295,500
	林道海沢線開設						
			林道延長 496 メートルの開設にあたり、路側練積石垣 1,021 平米および法留練積石垣 537 平米の胴込コンクリートは配合比 1 : 3 : 6 で平米当り 0.2 立米総量 311 立米を施行したこととしているが、実際は配合の悪い粗悪なもので平米当り 0.15 立米程度総量 233 立米を施行したにすぎないなどのため工事費 591,000 円相当額が出来高不足となっている。				
(323)	同						
	塩山市林道一之瀬	東京都	9,799,084	4,899,542	4,899,542	471,000	235,500
	線開設						
			林道延長 296 メートルの開設にあたり、路側練積石垣 977 平米および法留練積石垣 193 平米の胴込コンクリートは配合比 1 : 3 : 6 で平米当りそれぞれ 0.18 立米および 0.15 立米総量 204 立米を施行したこととしているが、実際は配合の悪い粗悪なもので平米当り 0.15 立米および 0.12 立米程度総量 169 立米を施行したにすぎないなどのため工事費 471,000 円相当額が出来高不足となっている。				
(324)	同						
	塩山市山椒沢地内	東京都	3,038,000	2,025,333	2,025,333	691,074	460,716
	崩壊地復旧						
			えん堤 2 箇所の新設にあたり、2 号えん堤 144 立米は配合比 7 : 3 の玉石コンクリート 118 立米を配合比 1 : 3 : 6 のコンクリート厚さ 10 センチメートル総量 25 立米で被覆したこととしているが、実際は玉石コンクリートは玉石を多量に使用し、その配列が粗雑となっているばかりでなく、コンクリートは配合の悪い粗悪なもので施行し、そのつき固めも不十分であったため内部に空げきを生じており、被覆コンクリートも配合の悪い粗悪なもので施行しているため、えん堤としての強度が著しく低下している。				

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 (うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)
			円	円	円	円	円
(325)	東 京 都						
	八丈島八丈町八重	東京都	12,065,000	12,065,000	12,065,000	3,833,900	3,833,900
	根漁港修築						
			泊地の掘さくおよび土えん堤の新設にあたり、土えん堤延長 120 メートルの練石張り 1,201 平米は控 45 センチメートルの雑石を使用し、胴込コンクリート平米当り 0.22 立米総量 264 立米を施行したこととしているが、実際は石張りの施行が粗雑で控を面に使用しているばかりでなく、胴込コンクリートは全く施行していないため、張石が容易に抜き取られる状況である。				
(326)	同						
	八丈島八丈町神湊	東京都	2,650,000	2,120,000	2,120,000	1,383,021	1,106,416
	漁港35年災害復旧						
	(1)						
			物揚場および防波堤の復旧にあたり、物揚場延長 30 メートルは配合比 3 : 7 の玉石コンクリート 166 立米の上部に配合比 1 : 3 : 6 の舗装コンクリート厚さ 20 センチメートル総量 51 立米を施行したこととしているが、実際は玉石コンクリートは玉石を多量に使用し、コンクリートのつき固めも不十分であったため内部に空げきを生じているばかりでなく、舗装コンクリートは厚さ 15 センチメートル程度で総量 40 立米を施行したにすぎず、また、防波堤の根固工延長 11 メートルの水中コンクリートは立米当りセメント 390 キログラム使いで 31 立米を施行したこととしているが、実際は配合の悪い粗悪なもので 26 立米程度を施行したにすぎないばかりでなく、そのつき固めも不十分であったため、すでに下部は深さ 70 センチメートル程度洗掘されている状況である。				
(327)	同						
	八丈島八丈町神湊	東京都	2,110,000	1,688,000	1,688,000	532,022	425,617
	漁港35年災害復旧						
	(2)						
			船揚場 2 箇所の復旧にあたり、B 船揚場延長 13 メートルの舗装 27 立米は立米当りセメント 390 キログラム使いの水中コンクリートで施行したこととしているが、実際は配合の悪い粗悪なもので施行したため容易に破砕され、すでに各所で深さ 15 センチメートル程度洗掘されている状況である。				

都 道 県 名	工 事	事業主体	工 事 費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

(328) 東 京 都

大島大島町野増漁 大 島 町 3,245,900 3,103,080 3,103,080 589,318 563,388
港36年災害復旧

船揚場の復旧にあたり、船揚場先端部コンクリート延長45メートルは岩盤36立米を掘さくし、高さ1メートルから1.2メートル、幅1メートル総量49立米を立米当りセメント390キログラム使用の水中コンクリートで施行したこととしているが、実際はうち延長25メートルの水中コンクリート27立米は掘さくした地盤が岩盤でなく大玉石混り土砂であったのにそのまま打設したばかりでなく、裏型わくも使用することなく配合の悪い粗悪なもので幅50センチメートル程度総量13立米を施行したにすぎないため、すでに大きく破損、欠壊している状況である。

(329) 同

大島大島町元村漁 大 島 町 3,106,510 2,485,208 2,485,208 507,000 405,600
港36年災害復旧

護岸延長71メートルの復旧にあたり、練積石垣222平米は控45センチメートルの雑割石を使用し、胴裏込コンクリート平米当り0.33立米総量73立米を配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際は築石は控30センチメートルから35センチメートル程度のものを使用し、胴裏込コンクリートは配合の悪い粗悪なもので半量程度の35立米を施行したにすぎず、工事費507,000円相当額が出来高不足となっている。

(330) 同

八丈島八丈町赤見 八 丈 町 1,183,000 768,950 768,950 1,183,000 768,950
沢第1水路33年災
害復旧

水路延長100メートルの復旧にあたり、護岸は基礎両側面に控35センチメートルの雑割石を使用し、胴裏込コンクリート18立米を充てんした練積石垣120平米の上部から積石垣300平米を控35センチメートルの雑割石を使用して施行したこととしているが、実際は築石はいずれも雑石程度のものを使用しているばかりでなく、基礎練積石垣の胴裏込コンクリートは全く施行せずぐり石を充てんしたにすぎないため、すでに石垣はいずれも合ばに差狂いを生じており、一部にはらみ出しを生じている状況である。

都 道 県 名	工 事	事業主体	工 事 費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

(331) 東 京 都

八丈島八丈町洞輪 八 丈 町 4,400,000 4,400,000 4,400,000 1,620,000 1,620,000
沢漁港修築

防波堤延長12メートルの新設にあたり、堤体下部は岩盤36立米を掘さくして両側部を1メートル、中央部を50センチメートル根入れすることとし、両側部にセルラーブロック16個をすえ付け、立米当りセメント390キログラム使用の水中コンクリート231立米を施行したこととしているが、実際は岩盤11立米を掘さくし、両側部を50センチメートル程度根入れしただけで、配合の悪い粗悪な水中コンクリート211立米を施行したにすぎず、セルラーブロックは全く施行していないため、工事費1,620,000円相当額が出来高不足となっている。

(332) 同

府中市四ツ谷下堰 受益者共同 7,185,000 4,670,250 4,670,250 1,256,000 816,400
頭首工36年災害復
旧 施行

井ぞき延長40メートルの復旧にあたり、その堤体である木工沈床の表面練石張り530平米は控30センチメートルの野づら石を使用し、胴込コンクリート平米当り0.1立米総量53立米を、また、続きわくの面張り玉石コンクリートは配合比3:7で厚さ30センチメートル総量132立米を施行したこととしているが、実際は練石張りは石張りの施行が粗雑で控を面に使用しているばかりでなく、胴込コンクリートは全く施行しておらず、また、玉石コンクリートは配合の悪い粗悪なもので厚さ15センチメートル程度総量63立米を施行したにすぎず、練石張りは張石が容易に抜き取られ、玉石コンクリートは容易に破砕される状況である。

(333) 同

南多摩郡日野町向 受益者共同 4,011,000 2,607,150 2,607,150 742,600 482,690
島頭首工36年災害復
旧 施行

井ぞき延長56メートルの復旧にあたり、その堤体である鉄筋コンクリート沈床の中詰めブロックは配合比1:3:6で厚さ40センチメートルまたは50センチメートルのもの140個総量121立米を施行したこととしているが、実際は配合の悪い粗悪なもので厚さ20センチメートルまたは25センチメートル程度総量60立米を施行したにすぎず、沈床の中詰めブロックとしての強度が著しく低下している。

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 (うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)
			円	円	円	円	円
(334)	東 京 都						
	南多摩郡日野町平 山水路36年災害復 旧	受益者共同 施行	1,845,000	1,085,100	1,085,100	1,187,851	676,875
	水路延長99メートルの復旧にあたり、護岸擁壁50立米は配合比1:2:4の鉄筋コンクリートで、床固工108立米は配合比3:7の玉石コンクリートでそれぞれ施行したこととしているが、実際はコンクリートはいずれも現場付近で採取した粗悪な骨材を使用した配合の悪いもので施行しているばかりでなくそのつき固めも不十分であったため、床固工は内部に多くの空げきを生じており、護岸擁壁はすでに数箇所なき裂を生じているばかりでなく、用水が外部に浸透している状況である。						
	計		84,848,732	54,942,219	54,942,219	16,716,786	12,459,452
(335)	新 潟 県						
	西蒲原郡岩室村間 瀬漁港修築	新 潟 県	9,815,304	3,926,121	3,926,121	1,524,000	609,600
	防砂堤延長51メートルの新設にあたり、堤体基礎の被覆石820立米は水中張立て542平米、水上張立て268平米を施行したこととしているが、実際は水上張立てを220平米程度施行したにすぎず、水中張立ては全く施行していないため、工事費1,524,000円相当額が出来高不足となっている。						
(336)	同						
	糸魚川市粟倉水路 36年災害復旧	糸 魚 川 市	11,488,000	7,467,200	7,467,200	472,000	306,800
	ずい道および暗きょ延長191メートルの復旧にあたり、ずい道のみ口擁壁3立米、暗きょ吐き口水そう13立米は鉄筋1,479キログラムを使用した配合比1:2:4の鉄筋コンクリートで施行し、また、三面張りコンクリート水路延長14メートル4立米は配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際は鉄筋コンクリートは配合の悪い粗悪なコンクリートで施行しているばかりでなく、鉄筋も654キログラム程度を使用したにすぎず、その配筋も粗雑となっており、また、三面張りコンクリート水路は配合の悪い粗悪なもので施行しているばかりでなく、その底厚は10センチメートルの設計に対し半量程度を施行したにすぎず、いずれもその強度が著しく低下している。						
	計		21,303,304	11,393,321	11,393,321	1,996,000	916,400

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 (うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)
			円	円	円	円	円
(337)	富 山 県						
	下新川郡奈月町 下立地内崩壊地復 旧	富 山 県	1,080,000	720,000	720,000	704,050	469,366
	えん堤延長28メートルの新設にあたり、えん体171立米は配合比6:4の玉石コンクリート148立米を配合比1:3:6のコンクリート厚さ10センチメートル総量23立米で被覆したこととしているが、実際は玉石コンクリートは玉石を多量に使用し、その配列も粗雑となっているばかりでなく、コンクリートは配合の悪いきわめて粗悪なもので施行したため、えん堤としての強度が著しく低下している。						
(338)	同						
	下新川郡奈月町 田倉谷地内崩壊地 復旧	富 山 県	1,005,000	670,000	670,000	735,196	490,130
	えん堤2箇所の新設にあたり、1号えん堤延長14メートルのえん体93立米および2号えん堤延長10メートルのえん体35立米はそれぞれ配合比6:4の玉石コンクリート80立米および28立米を配合比1:3:6のコンクリート厚さ10センチメートル総量12立米および6立米で被覆したこととしているが、実際は玉石コンクリートは配合の悪い粗悪なコンクリートに玉石を多量に使用し、コンクリートのつき固めも不十分であったため内部に空げきを生じており、被覆コンクリートも配合の悪い粗悪なもので施行しているため、いずれもえん堤としての強度が著しく低下している。						
(339)	同						
	西砺波郡石動町松 永地内溪流崩壊防 止	富 山 県	1,079,000	719,333	719,333	573,914	382,609
	えん堤2箇所の新設にあたり、1号えん堤延長19メートルのえん体78立米は配合比6:4の玉石コンクリート64立米を配合比1:3:6のコンクリート厚さ10センチメートル総量13立米で被覆したこととしているが、実際は玉石37立米を中詰めとし、これをコンクリート厚さ30センチメートル程度総量40立米で被覆したにすぎず、えん堤としての強度が著しく低下している。						
(340)	同						
	氷見市大山地内崩 壊地復旧	富 山 県	1,840,000	1,226,667	1,226,667	600,104	400,069

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

法留擁壁延長 26メートル等の新設にあたり、擁壁 98 立米は配合比 6 : 4 の玉石コンクリート 74 立米を配合比 1 : 3 : 6 のコンクリート厚さ 10 センチメートル 総量 24 立米で被覆したこととしているが、実際は玉石の層とコンクリートの層とに分離して打設し、これをコンクリート厚さ 10 センチメートル程度で被覆したにすぎず、擁壁としての強度が著しく低下している。

(341) 富 山 県

東砺波郡利賀村大谷水路35年災害復旧	利賀村	662,000	430,300	430,300	593,229	385,598
--------------------	-----	---------	---------	---------	---------	---------

護岸延長 16メートルの復旧にあたり、練積石垣 77 平米は控 30 センチメートルの雑割石を使用し、胴込コンクリート平米当り 0.15 立米総量 11 立米を配合比 1 : 3 : 6 で、裏込ぐり石総量 41 立米を施行したこととしているが、実際は石積みの施行が粗雑となっているばかりでなく、胴込コンクリートは配合の悪い粗悪なもので胴込部分に石くず等をそう入して半量程度の 6 立米、裏込ぐり石は総量 8 立米を施行したにすぎず、築石が容易に抜き取られる状況である。

計		5,666,000	3,766,300	3,766,300	3,206,493	2,127,772
---	--	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

(342) 石 川 県

鹿島郡田鶴浜町田鶴浜地区かんがい排水	田鶴浜土地改良区	9,208,000	3,683,000	3,683,000	1,367,708	547,083
--------------------	----------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------

水路延長 1,519メートルの新設にあたり、うち延長 1,294メートルの側壁 および底張りのコンクリート計 706 立米は配合比 1 : 3 : 6 で施行したこととしているが、実際はうち延長 502メートル 140 立米は水洗いの不十分な骨材を使用した配合の悪いきわめて粗悪なもので施行したため、コンクリートとしての強度が著しく低下している。

(343) 同

羽咋郡押水町林道北谷線36年災害復旧	押水町	913,000	600,490	600,490	361,000	237,433
--------------------	-----	---------	---------	---------	---------	---------

林道延長 56メートルの復旧にあたり、路側擁壁 100 立米は配合比 6 : 4 の玉石コンクリート 67 立米を配合比 1 : 3 : 6 のコンクリート厚さ 10 センチメートル 総量 33 立米で被覆したこととしているが、実際はコンクリートは配合の悪い粗悪なもので施行し

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

ているばかりでなく、とくに下部 63 立米は玉石の配列が粗雑となっており、コンクリートは粗悪な骨材を使用し、そのつき固めも不十分であったため玉石コンクリートとしての強度が著しく低下し、すでに基礎が洗掘されている状況である。

(344) 石 川 県

鳳至郡穴水町林道小又線36年災害復旧	穴水町	2,792,000	2,285,415	2,285,415	1,051,000	860,002
--------------------	-----	-----------	-----------	-----------	-----------	---------

林道延長 286メートルの復旧にあたり、第 1 号路側 練積石垣 320 平米は控 35 センチメートルの雑割石を使用し、胴込コンクリート平米当り 0.18 立米総量 57 立米を配合比 1 : 3 : 6 で施行したこととしているが、実際は石積みの施行が粗雑となっているばかりでなく、胴込コンクリートは配合の悪い粗悪なもので、胴込部分に多量のぐり石をそう入して 4 分の 1 程度の 14 立米を施行したにすぎず、築石が容易に抜き取られる状況である。

(345) 同

鳳至郡門前町滝ノ上水路34年災害復旧(53号)	門前町	4,325,000	4,108,750	4,108,750	359,000	341,050
-------------------------	-----	-----------	-----------	-----------	---------	---------

水路延長 251メートルの復旧にあたり、護岸延長 115メートルのコンクリートブロック練積み 296 平米の 胴込コンクリートは 配合比 1 : 3 : 6 で平米当り 0.21 立米総量 64 立米を施行したこととしているが、実際はうち 219 平米は配合の悪い粗悪なもので 3 分の 1 程度の 14 立米、残りの 77 平米は 12 立米程度総量 27 立米を施行したにすぎないなどのため、工事費 359,000 円相当額が出来高不足となっている。

(346) 同

鳳至郡門前町滝ノ上水路34年災害復旧(382号)	門前町	7,925,000	7,528,750	7,528,750	516,730	490,893
--------------------------	-----	-----------	-----------	-----------	---------	---------

水路延長 323メートルの復旧にあたり、護岸擁壁 719 立米は 配合比 2 : 8 の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は型わくの施行が粗雑であったばかりでなく、うち護岸延長 44メートルの下部 40 立米は配合の悪い粗悪なコンクリートで施行し、冬期間の施行であるにもかかわらず養生が不十分であったため凍結し、擁壁としての強度が低下しており、容易に破砕される状況である。

計		25,163,000	18,206,405	18,206,405	3,655,438	2,476,461
---	--	------------	------------	------------	-----------	-----------

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

(347) 福 井 県

大野市林道亥向谷 線36年災害復旧	大 野 市	6,677,000	5,909,145	5,909,145	260,000	230,100
----------------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

林道延長 237メートルの復旧にあたり、路側練積石垣 610 平米の胴込コンクリートは平米当り 0.18 立米総量 109 立米を施行したこととしているが、実際は胴込部分にぐり石をそり入して平米当り 0.12 立米程度総量 73 立米を施行したにすぎないなどのため、工事費 260,000 円相当額が出来高不足となっている。

(348) 同

小浜市林道神ノ谷 線34年災害復旧	小 浜 市	3,916,000	3,524,400	3,524,400	252,723	227,450
----------------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

林道延長 373メートルの復旧にあたり、護岸根固工延長 28メートル 20 立米は配合比 1:3:6 のコンクリートで施行し、また、路側擁壁延長 203メートル 363 立米は配合比 6:4 の玉石コンクリート 224 立米を配合比 1:3:6 のコンクリート厚さ 10センチメートル総量 139 立米で被覆したこととしているが、実際は根固めコンクリートはぐり石 12 立米を中詰めとしてこれを配合の悪い粗悪なコンクリート厚さ 15センチメートル程度総量 7 立米で被覆したにすぎないため、根固工としての強度が著しく低下している。また、擁壁の玉石コンクリート 224 立米は玉石を多量に使用して施行したなどのため、工事費 112,000 円相当額が出来高不足となっている。

(349) 同

大飯郡大飯町林道 北谷線34年災害 復旧	大 飯 町	1,856,000	1,670,400	1,670,400	574,774	517,296
----------------------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

林道延長 168メートルの復旧にあたり、路側擁壁延長 154メートル 190 立米は配合比 6:4 の玉石コンクリート 109 立米を配合比 1:3:6 のコンクリート厚さ 10センチメートル総量 80 立米で被覆したこととしているが、実際はうち延長 47メートル 64 立米は配合の悪いきわめて粗悪なコンクリートに現場付近で採取したげい弱な粗石を 7割程度混用した粗石コンクリート 48 立米を粗悪なコンクリート厚さ 6センチメートル程度総量 16 立米で被覆したにすぎないため容易に破砕される状況である。また、延長 66メートル 81 立米は玉石を多量に使用した玉石コンクリート 60 立米を配合の悪い粗悪なコンクリート厚さ 6センチメートル程度総量 21 立米で被覆したにすぎず、工

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

事費 133,000 円相当額が出来高不足となっている。

(350) 福 井 県

大飯郡高浜町上瀬 漁港34年災害復旧	高 浜 町	3,419,144	3,278,958	3,278,958	371,000	355,789
-----------------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

護岸延長 129メートルの復旧にあたり、練積石垣 319 平米は平米当り胴込コンクリート 0.17 立米総量 54 立米、裏込コンクリート 0.15 立米総量 47 立米を施行したこととしているが、実際は胴込コンクリートは平米当り 0.13 立米程度総量 41 立米を施行したにすぎず、裏込コンクリートは全く施行していないため、工事費 371,000 円相当額が出来高不足となっている。

(351) 同

南条郡河野村河野 漁港35年災害復旧	河 野 村	3,769,500	2,774,352	2,774,352	370,000	272,320
-----------------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

防波堤延長 2.6メートルの復旧にあたり、根固工は配合比 1:3:6 のテトラポット 118 個 348 立米を製作しすえ付けたこととしているが、実際は配合の悪い粗悪なコンクリートで製作しているばかりでなくそのすえ付けも粗雑となっているため工事費 370,000 円相当額が出来高不足となっている。

(352) 同

足羽郡美山村林道 河内線36年災害 復旧	美 山 村	1,866,000	1,546,914	1,546,914	505,647	419,181
----------------------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

林道延長 197メートルの復旧にあたり、路側練積石垣 497 平米は控 35センチメートルの野づら石を使用し、平米当り胴込コンクリート 0.12 立米総量 59 立米を配合比 1:3:6 で、裏込ぐり石 0.4 立米総量 198 立米を施行したこととしているが、実際はうち延長 61メートル 142 平米は石積みの施行が粗雑となっており、裏込ぐり石 57 立米は全く施行しておらず、胴込コンクリート 17 立米は配合の悪い粗悪なもので半量程度の 8 立米を施行したにすぎないばかりでなく、冬期間の施行であるにもかかわらず養生が不十分であったため凍結しており、築石が容易に抜き取られる状況である。また、残りの延長 136メートル 354 平米の胴込コンクリート 42 立米は配合の悪いもので 3分の 2 程度の 28 立米を施行したにすぎないなどのため工事費 102,000 円相当額が出来高不足となっている。

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

(353) 福 井 県

大野郡和泉村下 山頭首工36年災 害復旧	和 泉 村	933,000	816,628	816,628	243,320	212,970
----------------------------	-------	---------	---------	---------	---------	---------

井ぞき延長9メートルの復旧にあたり、えん体および水たたきの練石張り56平米は控35センチメートルの雑割石を使用し、平米当り胴込コンクリート0.21立米総量11立米、裏込コンクリート0.25立米総量14立米を配合比1:3:6で施行したこととしていますが、実際は張石は加工の不十分な粗悪なものを使用し、裏込コンクリートは配合の悪い粗悪なもので施行したにすぎないばかりでなく、胴込コンクリートは全く施行していないため空洞となっている状況である。

(354) 同

大野郡和泉村下山 水路36年災害復旧	和 泉 村	1,520,000	1,354,320	1,024,650	768,779	684,982 (329,670)
-----------------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	----------------------

水路延長92メートルの復旧にあたり、護岸擁壁40立米は配合比2:8の玉石コンクリートで、また、既存護岸の根固めコンクリート10立米は配合比1:3:6で施行したこととしていますが、実際はコンクリートはいずれも配合の悪い粗悪なもので施行しているばかりでなく、冬期間の施行であるにもかかわらず養生が不十分であったため凍結し、容易に破砕される状況であり、また、護岸練積石垣71平米は控35センチメートルの雑割石を使用し、胴裏込コンクリート平米当り0.38立米総量27立米を施行したこととしていますが、実際は石積みの施行が粗雑となっているばかりでなく、胴裏込コンクリートは胴裏込部分に多量のぐり石をそう入し、配合の悪い粗悪なもので3分の2程度の17立米を施行したにすぎず、すでに石垣下部の胴込コンクリートは流出して空洞となっている状況である。

(355) 同

大野郡和泉村林道 日の谷線34年災 害復旧	和 泉 村	1,658,000	1,492,200	1,492,200	648,681	583,812
-----------------------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

林道延長168メートルの復旧にあたり、延長152メートルの練積石垣447平米は控35センチメートルの雑割石を使用し、胴込コンクリート平米当り0.18立米総量80立米を配合比1:3:6で施行したこととしていますが、実際はうち延長122メートル358平米の胴込コンクリートは配合の悪い粗悪なもので半量程度の32立米を施行したに

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

すぎないなどのため工事費350,000円相当額が出来高不足となっており、また、残りの延長30メートル89平米は石積みの施行が粗雑となっているばかりではなく、胴込コンクリートは配合の悪いきわめて粗悪なもので3分の1程度の5立米を施行したにすぎず、築石が容易に抜き取られる状況である。

計			25,614,644	22,367,317	22,037,647	3,994,924	3,503,900 (329,670)
---	--	--	------------	------------	------------	-----------	------------------------

(356) 山 梨 県

大月市坂田水路34 年災害復旧	大 月 市	1,898,000	1,708,200	1,708,200	429,000	386,100
--------------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

水路延長100メートルの復旧にあたり、護岸練積石垣565平米は平米当り胴込コンクリート0.12立米総量67立米、裏込コンクリート0.1立米総量56立米を配合比1:3:6で施行したこととしていますが、実際は胴込コンクリートは配合の悪い粗悪なもので3分の2程度の45立米を施行したにすぎないばかりではなく、裏込コンクリートは全く施行していないため、工事費429,000円相当額が出来高不足となっている。

(357) 同

都留市上手下水路 34年災害復旧	都 留 市	1,996,000	1,796,400	1,796,400	445,000	400,500
---------------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

水路延長85メートルの復旧にあたり、護岸練積石垣485平米の胴込コンクリートは配合比1:3:6で平米当り0.18立米総量87立米を施行したこととしていますが、実際は配合の悪い粗悪なもので3分の2程度の58立米を施行したにすぎないなどのため、工事費445,000円相当額が出来高不足となっている。

(358) 同

北都留郡小菅村中 川原頭首工36年災 害復旧	小 菅 村	1,254,000	1,101,012	1,101,012	1,254,000	1,101,012
------------------------------	-------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

井ぞき延長19メートルの復旧にあたり、えん体90立米は配合比1:3:6のコンクリートで施行したこととしていますが、実際はうち84立米は床掘りから発生した硬岩61立米を中詰めとし、これを配合の悪いきわめて粗悪なコンクリート厚さ15センチメートル程度総量23立米で被覆したにすぎず、また、水たたき66立米は配合比1:3:6のコンクリートで厚さ75センチメートルを施行したこととしていますが、実際はえん

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち88年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

体同様粗悪なコンクリートで厚さ30センチメートル程度総量34立米を施行したにすぎず、いずれも著しく強度が低下しており、水たたきはすでに内部に通水している。さらに、付帯護岸練積石垣49平米は控35センチメートルの雑割石を使用し、胴込コンクリート平米当り0.18立米総量8立米を配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際は築石は雑石程度のものを使用し、胴込コンクリートは配合の悪いきわめて粗悪なもので、胴込部分にぐり石をそり入して3分の1程度を施行したにすぎず、すでに通水している。

(359) 山 梨 県

東山梨郡牧丘町神 根入水路36年災害 復旧	牧 丘 町	1,314,000	1,114,272	1,114,272	316,000	267,968
-----------------------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

水路延長109メートルの復旧にあたり、護岸練積石垣293平米の胴込コンクリートは配合比1:3:6で平米当り0.18立米総量52立米を施行したこととしているが、実際は配合の悪い粗悪なもので平米当り0.06立米程度総量17立米を施行したにすぎないなどのため工事費316,000円相当額が出来高不足となっている。

(360) 同

東八代郡御坂町坂 野水路34年災害復 旧	御 坂 町	1,847,000	1,662,300	1,662,300	597,598	537,838
----------------------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

水路延長206メートルの復旧にあたり、護岸練積石垣377平米は控35センチメートルの雑割石を使用し、胴込コンクリート平米当り0.18立米総量67立米を施行したこととしているが、実際はうち右岸240平米は石積みの施行が粗雑となっているばかりでなく、胴込コンクリート43立米は胴込部分にぐり石をそり入し、コンクリートのつき固めも不十分であったため、半量程度の21立米を施行したにすぎず、すでに石垣の一部にき裂を生じている状況である。

(361) 同

南巨摩郡畷沢町桂 沢水路34年災害復 旧	畷 沢 町	2,994,000	2,694,600	2,694,600	226,000	203,400
----------------------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

水路延長140メートルの復旧にあたり、3号、6号両床固工計44立米は配合比3:7の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は玉石を多量に使用し、その

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち88年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

配列が粗雑となっているばかりでなく、コンクリートのつき固めも不十分であったため内部に空げきを生じており、床固工としての強度が著しく低下している。

(362) 山 梨 県

南巨摩郡中富町押 手沢頭首工34年災 害復旧	中 富 町	1,047,000	942,300	942,300	821,000	738,900
------------------------------	-------	-----------	---------	---------	---------	---------

井ぞき延長14メートルの復旧にあたり、えん体および止水壁は配合比3:7の玉石コンクリートで76立米を施行したこととしているが、実際は配合の悪いコンクリートに玉石を多量に使用し、その配列も粗雑となっているばかりでなく、コンクリートのつき固めも不十分であったため内部に多くの空げきを生じており、すでに各所から漏水している。また、付帯護岸練積石垣127平米および水たたき練石張り40平米は控35センチメートルの雑石を使用し、それぞれ胴込コンクリート平米当り0.12立米または0.08立米総量18立米を施行したこととしているが、実際は築石および張石はいずれも控を面に使用し、石積みおよび石張りの施行が粗雑となっているばかりでなく、胴込コンクリートは目地程度を施行したにすぎず、築石および張石が容易に抜き取られる状況である。

(363) 同

南巨摩郡中富町塩 の窪水路34年災害 復旧	中 富 町	2,350,000	2,115,000	2,115,000	1,838,000	1,654,200
-----------------------------	-------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

水路延長74メートルの復旧にあたり、護岸練積石垣454平米は控35センチメートルの雑割石を使用し、胴込コンクリート平米当り0.17立米総量77立米を配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際は築石は雑石程度のものを使用し、石積みの施行が粗雑となっているばかりでなく、胴込コンクリートは配合の悪いきわめて粗悪なもので目地程度を施行したにすぎず、築石が容易に抜き取られる状況である。

計		14,700,000	13,134,084	13,134,084	5,926,598	5,289,918
---	--	------------	------------	------------	-----------	-----------

(364) 長 野 県

南佐久郡八千穂村 林道大石川線開設	長 野 県	15,824,000	7,912,000	7,912,000	2,603,436	1,301,718
----------------------	-------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------

林道延長2,922メートルの開設にあたり、路側および法留めの練積石垣計1,069平米は控35センチメートルの雑割石を使用し、胴込コンクリート平米当り0.18立米また

都 道 県 名	工 事 事業主体	工 事 費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
		円	円	円	円	円

は0.1立米総量181立米を配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際はうち992平米の築石は大小不ぞろいの雑石程度のものを使用しているばかりでなく、胴込コンクリート167立米は水洗いの不十分な骨材を使用した配合の悪いきわめて粗悪なもので、胴込部分にぐり石をそり入し、コンクリートのつき固めも不十分であったため、半量程度の83立米を施行したにすぎず、練積石垣としての強度が著しく低下している。

(365) 長野県

飯田市新川(3)水路36年災害復旧	飯田市	10,873,000	9,573,284	9,573,284	607,000	545,797
-------------------	-----	------------	-----------	-----------	---------	---------

水路延長294メートルの復旧にあたり、護岸練積石垣1,716平米の胴込コンクリートは平米当り0.18立米総量308立米を施行したこととしているが、実際は胴込部分にぐり石をそり入し、コンクリートのつき固めも不十分であったため、3分の2程度の205立米を施行したにすぎず、工事費607,000円相当額が出来高不足となっている。

(366) 同

駒ヶ根市樋泉頭首工36年災害復旧	駒ヶ根市	2,789,000	2,571,450	2,571,450	866,332	798,758
------------------	------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

井ぞき延長48メートルの復旧にあたり、えん体74立米は配合比3:7の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は玉石を敷き並べた上に配合の悪い粗悪なコンクリートの層と玉石の層とに分離して打設し、これを厚さ10センチメートル程度のコンクリート総量12立米で被覆したにすぎず、すでに内部に通水している。また、護岸練積石垣182平米は平米当り胴込コンクリート0.12立米総量21立米、うち140平米に裏込コンクリート0.1立米総量14立米をいずれも配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際は胴込コンクリートは配合の悪い粗悪なもので半量程度の10立米を施行したにすぎないばかりでなく、裏込コンクリートは全く施行しておらず、工事費189,000円相当額が出来高不足となっている。

(367) 同

茅野市村田堰頭首工34年災害復旧	茅野市	2,781,000	2,398,590	2,398,590	1,213,669	1,046,793
------------------	-----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

井ぞき延長35メートルの復旧にあたり、えん体177立米は配合比3:7の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は40センチメートル程度に玉石を敷き並

都 道 県 名	工 事 事業主体	工 事 費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
		円	円	円	円	円

べた上に配合の悪いきわめて粗悪なコンクリートの層と玉石の層とに分離して打設しており、すでに内部に著しく通水している状況である。また、護岸練積石垣209平米の胴込コンクリートは平米当り0.18立米総量37立米を配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際は配合の悪い粗悪なコンクリートで半量程度の18立米を施行したにすぎず、工事費164,000円相当額が出来高不足となっている。

(368) 長野県

飯田市林道松川入線36年災害復旧	松川入森林組合	3,110,000	2,746,130	2,746,130	399,000	352,317
------------------	---------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

林道延長71メートルの復旧にあたり、橋りょうの右岸橋台56立米は配合比6:4の玉石コンクリート48立米を配合比1:3:6のコンクリート7立米で被覆したこととしているが、実際は玉石を多量に使用して施行しているばかりでなく、コンクリートのつき固めも不十分であったため内部に空げきを生じ、橋台としての強度が著しく低下しており、すでに中央部にき裂を生じている状況である。

(369) 同

上伊那郡辰野町林道小横川線36年災害復旧	辰野町	3,502,000	2,861,134	2,861,134	417,000	340,689
----------------------	-----	-----------	-----------	-----------	---------	---------

林道延長364メートルの復旧にあたり、路側および法留めの練積石垣計709平米の胴込コンクリートは平米当り0.12立米総量85立米を配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際は配合の悪い粗悪なもので半量程度を施行したにすぎず、工事費417,000円相当額が出来高不足となっている。

(370) 同

上伊那郡辰野町羽場下井頭首工36年災害復旧	辰野町	4,128,000	2,683,200	2,683,200	664,553	431,959
-----------------------	-----	-----------	-----------	-----------	---------	---------

井ぞき延長50メートルの復旧にあたり、止水壁69立米、木工沈床の元付け26立米および左岸護岸の元付け5立米はいずれも配合比2:8の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は止水壁のうち両岸取付部分の10立米および元付けはいずれも玉石を多量に使用し、その配列も粗雑となっているばかりでなく、コンクリートは配合の悪い粗悪なもので施行したため内部に空げきを生じており、すでに通水している。また、護岸練積石垣240平米の胴込コンクリートは平米当り

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

0.12立米総量28立米を配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際は配合の悪い粗悪なものでそのつき固めも不十分であったため半量程度の14立米を施行したにすぎず、すでに各所から漏水している。

(371) 長 野 県

上高井郡高山村林 道山田入線13号 工区34年災害復旧	高 山 村	2,380,000	2,142,000	2,142,000	736,000	662,400
-----------------------------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

林道延長85メートルの復旧にあたり、路側練積石垣294平米は控35センチメートルの雑割石を使用し、胴込コンクリート平米当り0.18立米総量52立米を配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際はうち175平米は石積みの施行が粗雑となっているばかりでなく、胴込コンクリート31立米は配合の悪いきわめて粗悪なもので半量程度を施行したにすぎず、練積石垣としての強度が著しく低下している。

(372) 同

上高井郡高山村林 道山田入線2工区 36年災害復旧	高 山 村	1,395,000	906,750	906,750	1,256,000	816,400
---------------------------------	-------	-----------	---------	---------	-----------	---------

林道延長83メートルの復旧にあたり、路側擁壁182立米は配合比6:4の玉石コンクリート123立米を配合比1:3:6のコンクリート厚さ10センチメートル総量58立米で被覆したこととしているが、実際は玉石の配列が粗雑となっているばかりでなく、コンクリートは配合の悪い粗悪なもので施行し、そのつき固めもきわめて不十分であったため内部に多くの空げきを生じており、擁壁としての強度が著しく低下している。

(373) 同

上水内郡信州新町 太田峰2号農道37 年災害復旧	信 州 新 町	639,000	415,350	415,350	540,000	351,000
--------------------------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

農道延長60メートルの復旧にあたり、路側および法留めの練積石垣計138平米は控40センチメートルの雑割石を使用し、平米当り胴込コンクリート0.2立米総量27立米を配合比1:3:6で、裏込り石0.45立米総量62立米を施行したこととしているが、実際は築石は控35センチメートル程度のものを使用し、石積みの施行も粗雑となっているばかりでなく、胴込コンクリートは配合の悪いきわめて粗悪なもので、胴

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

込部分にぐり石をそり入して半量程度の13立米を施行したにすぎず、また、裏込り石は土砂混りの粗悪なもので施行したにすぎないため、練積石垣としての強度が著しく低下している。

(374) 長 野 県

上水内郡信州新町 竹の田和農道36年 災害復旧	信 州 新 町	915,000	594,750	594,750	378,575	246,073
-------------------------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

農道延長25メートルの復旧にあたり、路側および法留めの練積石垣計208平米は控40センチメートルの雑割石を使用し、平米当り胴込コンクリート0.2立米総量41立米を配合比1:3:6で、裏込り石0.4立米総量83立米を施行したこととしているが、実際はうち102平米は石積みの施行が粗雑となっているばかりでなく、胴込コンクリート20立米は配合の悪い粗悪なもので、胴込部分にぐり石をそり入して半量程度の10立米を施行したにすぎず、また、裏込り石40立米は土砂混りの粗悪なもので施行したにすぎないため、練積石垣としての強度が著しく低下している。

(375) 同

北安曇郡白馬村飯 田頭首工36年災害 復旧	白 馬 村	2,794,000	1,816,100	1,816,100	955,531	621,095
-----------------------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

井ぞき延長20メートルの復旧にあたり、えん体53立米は配合比2:8の玉石コンクリート、水たたき25立米は配合比1:3:6のコンクリートで施行し、これらを控40センチメートルの練石張り106平米で被覆し、また、根固めコンクリートブロック10個18立米は配合比2:8の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際はコンクリートはいずれも配合の悪い粗悪なもので施行しているばかりでなく、えん体および根固めコンクリートブロックは野づら石を多量に混入して施行し、コンクリートのつき固めも不十分であったため内部に空げきを生じていてその強度が著しく低下しており、練石張りは張石の施行が粗雑となっているばかりでなく、胴込コンクリート21立米は配合の悪い粗悪なもので半量程度の10立米を施行したにすぎず、練石張りとしての強度が著しく低下している。また、護岸練積石垣204平米の胴込コンクリートは平米当り0.12立米総量24立米を配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際は配合の悪い粗悪なもので半量程度を施行したにすぎないなどのため工事費184,000

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 (うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)
			円	円	円	円	円

円相当額が出来高不足となっている。

(376) 長 野 県

下伊那郡上郷村林 道野底山線36年災 害復旧	上郷村	20,280,000	17,907,240	17,907,240	554,000	489,182
------------------------------	-----	------------	------------	------------	---------	---------

林道延長 1,613 メートルの復旧にあたり、法留練積石垣 1,055 平米の胴込コンクリートは配合比 1:3:6 で平米当り 0.18 立米総量 189 立米を施行したこととしているが、実際はうち 897 平米の胴込コンクリート 161 立米は配合の悪い粗悪なもので、胴込部分にぐり石をそり入して 3 分の 2 程度の 107 立米を施行したにすぎないなどのため、工事費 554,000 円相当額が出来高不足となっている。

(377) 同

下伊那郡豊丘村石 仏(2)水路36年災 害復旧	豊丘村	5,068,000	4,586,540	4,586,540	549,000	496,845
-------------------------------	-----	-----------	-----------	-----------	---------	---------

水路延長 1,234 メートルの復旧にあたり、護岸練積石垣 1,694 平米の胴込コンクリートは配合比 1:3:6 で平米当り 0.1 立米または 0.12 立米総量 196 立米を施行したこととしているが、実際は配合の悪い粗悪なもので、胴込部分にぐり石をそり入して半量程度の 98 立米を施行したにすぎず、工事費 549,000 円相当額が出来高不足となっている。

(378) 同

下伊那郡豊丘村寺 沢川尻農道36年災 害復旧	豊丘村	2,089,000	1,890,545	1,890,545	790,000	714,950
------------------------------	-----	-----------	-----------	-----------	---------	---------

農道延長 1,249 メートルの復旧にあたり、路側練積石垣 240 平米および橋りょうのそで護岸練積石垣 25 平米は控 30 センチメートルの野づら石を使用し、胴込コンクリート平米当り 0.1 立米総量 26 立米を施行し、また、橋台の練積石垣 20 平米は控 35 センチメートルの雑割石を使用し、胴込コンクリート平米当り 0.18 立米総量 3 立米を施行したこととしているが、実際はいずれも石積みの施行が粗雑となっているばかりでなく、胴込コンクリートは目地程度を施行したにすぎず、練積石垣としての強度が著しく低下している。

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 (うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)
			円	円	円	円	円

(379) 長 野 県

下伊那郡松川町小 萩渡水路36年災害 復旧	松川町	70,336,000	68,577,600	48,099,212	1,031,000	1,005,225 (1,005,225)
-----------------------------	-----	------------	------------	------------	-----------	--------------------------

水路延長 3,264 メートルの復旧にあたり、うち延長 1,411 メートルの護岸コンクリートブロック練積み 4,446 平米の胴込コンクリート 844 立米は配合比 1:3:6 で、また、落差工 8 箇所 604 立米は配合比 2:8 の玉石コンクリートでそれぞれ施行したこととしているが、実際は胴込コンクリートは配合の悪い粗悪なもので施行し、また、落差工のうち 1 箇所 79 立米は玉石を多量に使用して施行したため、工事費 1,031,000 円相当額が出来高不足となっている。

(380) 同

下伊那郡松川町塩 倉水路36年災害復 旧	松川町	21,444,000	20,907,900	20,907,900	2,301,884	2,244,336
----------------------------	-----	------------	------------	------------	-----------	-----------

水路延長 1,285 メートルの復旧にあたり、合流工延長 20 メートルの護岸コンクリートブロック練積み 90 平米の胴込コンクリート 16 立米および基礎ならびに底張りのコンクリート 64 立米、落差工 5 箇所 128 立米、床止工 55 箇所 97 立米計 306 立米は配合比 1:3:6 のコンクリートで施行したこととしているが、実際はいずれも配合の悪い粗悪なもので施行し、そのつき固めも不十分であったばかりでなく、冬期間の施行であるにもかかわらず養生が不十分であったため凍結し、強度が著しく低下しており、すでに合流工の基礎および底張りのコンクリート、床止工のコンクリートは表面が摩耗洗掘されている状況であり、落差工 5 箇所は現場付近で採取した玉石を多量に混入し、その配列が粗雑となっているばかりでなく、コンクリートのつき固めも不十分であったため内部に空げきを生じており、すでにいずれも漏水している。

(381) 同

下伊那郡松川町峠 下の沢水路36年災 害復旧	松川町	10,425,000	9,947,308	9,947,308	3,804,151	3,616,204
------------------------------	-----	------------	-----------	-----------	-----------	-----------

水路延長 1,116 メートルの復旧にあたり、うち延長 762 メートルの護岸コンクリートブロック練積み 1,423 平米は配合比 1:3:6 の基礎コンクリート 207 立米の上部に控 35 センチメートルのブロックをつき立て、胴込コンクリート 256 立米、底張りコン

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

クリート6立米計262立米を配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際はコンクリートはいずれも配合の悪い粗悪なもので施行し、そのつき固めも不十分であったため強度が著しく低下しており、また、コンクリートブロックはその積み方が粗雑で合はに間げきを生じているばかりでなく、ブロックのうち213平米は破損したりき裂を生じたりしている粗悪なものを使用しているため、コンクリートブロック護岸としての強度が著しく低下している。

(382) 長 野 県

下伊那郡松川町峠 北洞水路36年災害 復旧	松川町	9,900,000	9,652,500	9,652,500	2,413,744	2,353,400
-----------------------------	-----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

水路延長521メートルの復旧にあたり、えん堤2箇所142立米および落差工9箇所161立米は配合比2:8の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際はえん堤および落差工のうち6箇所247立米はいずれも玉石を多量に使用し、その配列が粗雑となっているばかりでなく、コンクリートのつき固めも不十分であったため内部に空げきを生じており、すでにいずれも各所から漏水している。また、護岸コンクリートブロック練積み1,007平米の胴込コンクリート191立米および基礎コンクリート138立米は配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際は延長253メートル479平米の胴込コンクリート91立米および基礎コンクリート56立米は配合の悪い粗悪なもので施行し、そのつき固めも不十分であったばかりでなく、冬期間の施行であるにもかかわらず養生が不十分であったため凍結し、コンクリートとしての強度が著しく低下しており、容易に破砕される状況である。

(383) 同

下水内郡豊田村日 向水路36年災害復 旧	豊田村	640,000	378,950	378,950	358,708	212,380
----------------------------	-----	---------	---------	---------	---------	---------

水路延長12メートルおよび井げき延長5メートルの復旧にあたり、水たたきは配合比1:3:6のコンクリートで厚さ80センチメートル総量12立米を施行したこととしているが、実際は下部20センチメートル程度3立米は玉石を混入したもので施行し、その上部に配合の悪い粗悪なコンクリートで厚さ30センチメートル程度総量5立米を施行したにすぎず、すでに通水している。また、護岸練積石垣62平米は控35

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

センチメートルの雑割石を使用し、胴込コンクリート平米当り0.18立米総量11立米を配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際は石積みの施行が粗雑となっているばかりでなく、胴込コンクリートは配合の悪い粗悪なもので、胴込部分にぐり石をそり入して半量程度の5立米を施行したにすぎず、練積石垣としての強度が著しく低下している。

(384) 長 野 県

小県郡青木村入奈 良本水路34年災害 復旧	青木村	15,052,000	13,243,930	13,243,930	826,000	726,833
-----------------------------	-----	------------	------------	------------	---------	---------

水路延長511メートルの復旧にあたり、護岸練積石垣1,168平米の胴込コンクリートは配合比1:3:6で平米当り0.18立米総量210立米を施行したこととしているが、実際は配合の悪い粗悪なもので施行し、そのつき固めも不十分であったため平米当り0.14立米程度総量168立米を施行したにすぎず、工事費826,000円相当額が出来高不足となっている。

(385) 同

小県郡武石村栗栗 頭首工36年災害復 旧	武石村	1,298,000	1,047,486	1,047,486	547,000	441,429
----------------------------	-----	-----------	-----------	-----------	---------	---------

井げき延長11メートルの復旧にあたり、護岸練積石垣261平米は控35センチメートルの雑石を使用し、平米当り胴込コンクリート0.12立米総量31立米を配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際は築石は控30センチメートル程度のものを使用し、胴込コンクリートは土砂を混入した配合の悪いきわめて粗悪なもので、胴込部分にぐり石をそり入して半量程度の15立米を施行したにすぎず、練積石垣としての強度が著しく低下している。

計		207,662,000	184,760,737	164,282,349	23,812,583	19,815,783 (1,005,225)
---	--	-------------	-------------	-------------	------------	---------------------------

(386) 岐 阜 県

加茂郡七宗村川並 地内崩壊地復旧	岐阜県	1,601,460	1,067,640	1,067,640	582,943	388,628
---------------------	-----	-----------	-----------	-----------	---------	---------

えん堤延長21メートルの新設にあたり、えん体は配合比6:4の玉石コンクリート114立米を控35センチメートルの雑割石の練積み194平米、練張り23平米で被覆したこととしているが、実際は玉石コンクリートは玉石の配列が粗雑となっているばかり

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

りでなく、コンクリートは配合の悪い粗悪なもので施行し、そのつき固めも不十分であつたため内部に空げきを生じており、すでに通水している。

(387) 岐 阜 県

本巣郡根尾村林道 能郷線34年災害 復旧	根尾村森林 組合	2,247,000	2,022,300	2,022,300	817,000	735,300
----------------------------	-------------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

林道延長141メートルの復旧にあたり、路側擁壁延長50メートル171立米は配合比6:4の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は玉石120立米を中詰めとし、これをコンクリート厚さ15センチメートル程度総量51立米で被覆したにすぎず、擁壁としての強度が著しく低下している。

計		3,848,460	3,089,940	3,089,940	1,399,943	1,123,928
---	--	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

(388) 静 岡 県

藤枝市滝沢農道 35年災害復旧	藤 枝 市	4,326,000	3,936,660	3,936,660	706,003	642,462
--------------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

農道延長339メートルの復旧にあたり、路側の河川に新設する床止工延長20メートル71立米は配合比3:7の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は玉石を多量に使用し、その配列が粗雑となっているばかりでなく、コンクリートのつき固めも不十分であつたため内部に多くの空げきを生じており、すでに通水している。なお、床止工の左岸側はその取付箇所地盤が土石のたい積した軟弱なものであるのに1メートル程度掘さくして取り付けたにすぎないため、たい積土石が流失してすでに幅7メートル程度の流路となっている状況で、床止工としての目的を達していない。

(389) 同

沼津市大平小山水 路36年災害復旧	沼 津 市	2,161,000	1,710,809	1,710,809	1,445,079	1,144,852
----------------------	-------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

水路延長120メートルの復旧にあたり、護岸練積石垣360平米は控35センチメートルの雑割石を使用し、胴込コンクリート平米当り0.18立米総量64立米を配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際は石積みの施行が粗雑となっており、胴込コンクリートは配合の悪い粗悪なもので、胴込部分にぐり石を多量にそう入し、コンクリートのつき固めも不十分であつたため、半量程度の32立米を施行したにすぎず、すでに石垣の下部は各所で通水しているばかりでなく、上流部の延長18メートル55平米は根入れが1メートル程度不足し37平米を施行したにすぎない状況である。

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

(390) 静 岡 県

磐田郡水窪町林道 白倉川線開設	水窪町森林 組合	14,000,000	8,400,000	8,400,000	3,883,000	2,329,800
--------------------	-------------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------

林道延長874メートルの開設にあたり、路側擁壁延長97メートル400立米は配合比6:4の玉石コンクリート297立米を配合比1:3:6のコンクリート厚さ10センチメートル総量102立米で被覆したこととしているが、実際は玉石コンクリートは玉石を多量に使用し、その配列が粗雑となっているばかりでなく、コンクリートのつき固めも不十分であつたため内部に多くの空げきを生じており、擁壁としての強度が著しく低下している。また、路側および法留めの練積石垣1,411平米は胴込コンクリート平米当り0.18立米または0.2立米総量270立米を施行したこととしているが、実際は平米当り0.13立米または0.15立米程度総量199立米を施行したにすぎないなどのため、工事費910,000円相当額が出来高不足となっている。

(391) 同

賀茂郡西伊豆町田 子漁港修築	西 伊 豆 町	4,500,000	1,500,000	1,500,000	1,387,198	462,399
-------------------	---------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------

護岸延長69メートルの新設にあたり、護岸の下部工は土砂949立米を掘さくして基礎ぐり石厚さ50センチメートル総量141立米を敷き並べ、その上にコンクリート方塊46個をすえ付けたこととしているが、実際は土砂807立米を掘さくしたにすぎないばかりでなく、基礎ぐり石を全く施行することなく土砂の上に方塊をすえ付けたため、方塊は著しく安定を欠いたものとなっている。

(392) 同

田方郡大仁町宗光 寺水路36年災害復 旧	大 仁 町	9,442,000	7,460,763	7,460,763	604,000	487,622
----------------------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

水路延長181メートルの復旧にあたり、落差工6箇所の練積石垣285平米の裏込コンクリートは平米当り0.1立米総量28立米、底練石張りの基礎コンクリートは厚さ30センチメートルから50センチメートル総量60立米を施行したこととしているが、実際は裏込コンクリートは全く施行していないばかりでなく、基礎コンクリートは厚さ20センチメートル程度で総量31立米を施行したにすぎず、工事費385,000円相当額が出来高不足となっている。また、水路の底練石張り380平米は基礎コンクリート厚

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち88年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

さ10センチメートル総量31立米を施行したこととしているが、実際は3分の1程度を施行したにすぎず、基礎コンクリートとしての効果が著しく減殺されている。

(393) 静岡県

田方郡土肥町小池 水路36年災害復旧	土肥町	7,248,000	7,074,048	7,074,048	350,687	342,270
-----------------------	-----	-----------	-----------	-----------	---------	---------

水路延長577メートルの復旧にあたり、第2、第3両工区延長210メートルの護岸練積石垣396平米の胴込コンクリートは平米当り0.18立米総量71立米を施行したこととしているが、実際は第3工区177平米の胴込コンクリート31立米は胴込部分に多量のぐり石をそり入し、コンクリートのつき固めも不十分であったため、3分の1程度を施行したにすぎず、その強度が著しく低下しており、また、第2工区219平米の胴込コンクリート39立米は胴込部分にぐり石をそり入し、平米当り0.12立米程度総量26立米を施行したにすぎないなどのため、工事費104,000円相当額が出来高不足となっている。

(394) 同

田方郡土肥町助治 郎川水路36年災害 復旧	土肥町	9,728,000	8,229,288	8,229,288	314,000	265,632
-----------------------------	-----	-----------	-----------	-----------	---------	---------

水路延長260メートルの復旧にあたり、うち延長120メートルの護岸練積石垣693平米の胴込コンクリートは平米当り0.18立米総量124立米を施行したこととしているが、実際は胴込部分にぐり石をそり入し、コンクリートのつき固めも不十分であったため、平米当り0.12立米程度総量83立米を施行したにすぎず、工事費314,000円相当額が出来高不足となっている。

(395) 同

田方郡戸田村妙仙 上流水路36年災害 復旧	戸田村	5,282,000	5,107,694	5,107,694	1,211,000	1,171,037
-----------------------------	-----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

水路延長60メートルの復旧にあたり、床止め延長15メートル144立米は配合比3:7の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は玉石を多量に使用し、その配列が粗雑となっているばかりでなく、コンクリートのつき固めも不十分であったため内部に多くの空けきを生じており、床止めとしての強度が著しく低下している。

計		56,687,000	43,419,262	43,419,262	9,900,967	6,846,074
---	--	------------	------------	------------	-----------	-----------

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち88年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

(396) 愛知県

蒲都市三谷漁港伊 勢湾高潮対策	愛知県	28,214,573	23,841,313	23,841,313	1,182,000	998,790
--------------------	-----	------------	------------	------------	-----------	---------

防潮堤延長265メートルおよび防波堤延長85メートルの復旧にあたり、防潮堤および防波堤の根固め被覆石1,947立米は上幅1.5メートルまたは2メートル、法長1.62メートルから8.35メートルで2,518平米を被覆ならししたこととしているが、実際は法面部分1,759平米の被覆ならしはその施行が粗雑で張石が互いにかみ合っておらず不陸を生じているばかりでなく、防潮堤のうち延長43メートルの法面下部101平米は被覆ならしを全く施行していないため、工事費1,182,000円相当額が出来高不足となっている。

(397) 同

北設楽郡稲武町林 道大見山線34年 災害復旧	稲武町森林 組合	3,666,000	3,299,000	3,299,000	637,000	573,300
------------------------------	-------------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

林道延長409メートルの復旧にあたり、路側練積石垣816平米の胴込コンクリートは配合比1:3:6で平米当り0.18立米総量146立米を施行したこととしているが、実際はうち延長147メートル422平米の胴込コンクリート76立米は配合の悪い粗悪なもので、胴込部分にぐり石をそり入し、コンクリートのつき固めも不十分であったため、平米当り0.06立米または0.09立米程度総量35立米を施行したにすぎず、その強度が著しく低下している。

(398) 同

中島郡祖父江町大 牧水路36年災害 復旧	領内川用悪 水土地改良 区	725,000	580,000	580,000	354,832	283,865
----------------------------	---------------------	---------	---------	---------	---------	---------

水路延長82メートルの復旧にあたり、護岸練積石垣218平米の胴裏込コンクリートは立米当りセメント277キログラム使いで平米当り0.28立米総量61立米を施行したこととしているが、実際は水洗いの不十分な骨材を使用したきわめて粗悪なもので施行し、そのつき固めも不十分であったためコンクリートとしての強度が著しく低下している。

計		32,605,573	27,720,313	27,720,313	2,173,832	1,855,955
---	--	------------	------------	------------	-----------	-----------

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円
(399) 三 重 県							
	三重郡楠町楠漁港	楠 町	3,487,000	2,325,000	2,325,000	358,000	238,786
	36年災害復旧 突堤延長29メートルの復旧にあたり、基礎根固め被覆石306立米は2トン内外のもので施行したこととしているが、実際はうち半量程度は1トン内外のものを混入して施行したにすぎず、工事費358,000円相当額が出来高不足となっている。						
(400) 同							
	安芸郡芸濃町符尾 氏石ノ元水路34年 災害復旧	芸 濃 町	1,859,000	1,564,360	1,564,360	690,000	563,000
	水路延長165メートルの復旧にあたり、水路の側壁コンクリート147立米は配合比3:7の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は玉石の配列が粗雑となっているばかりでなく、コンクリートは配合の悪いきわめて粗悪なもので施行しつき固めも不十分であったため、その強度が著しく低下している。						
(401) 同							
	度会郡南島町奈屋 浦漁港34年災害復 旧	南 島 町	2,774,000	2,704,650	2,704,650	261,000	254,475
	導流堤延長20メートルの復旧にあたり、捨石堤の被覆は1個当り1トン内外の割石で497立米を施行したこととしているが、実際はうち249立米は500キログラム内外のもので施行したにすぎず、工事費261,000円相当額が出来高不足となっている。						
(402) 同							
	度会郡南島町奈屋 浦漁港35年災害復 旧	南 島 町	3,774,000	3,399,210	3,399,210	223,000	200,853
	導流堤延長48メートルの復旧にあたり、捨石堤の被覆は1個当り1トン内外の割石で689立米を施行したこととしているが、実際はうち212立米は500キログラム内外のもので施行したにすぎず、工事費223,000円相当額が出来高不足となっている。						
(403) 同							
	度会郡南勢町宿田 會漁港修築	南 勢 町	11,000,000	4,400,000	4,400,000	737,139	294,855
	突堤延長35メートルの新設にあたり、突堤の両側護岸延長62メートルはコンクリート方塊140個を3層に積み重ね、上部に場所打ちコンクリートを施行したこととして						

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円
	いるが、実際は方塊のうち91個のすえ付けが粗雑で方塊と方塊との間に多くの間げきを生じており、工事費447,000円相当額が出来高不足となっている。また、旧堤との取付部延長10メートルの方塊4個20立米は配合比1:3:6のコンクリートで製作しすえ付けたこととしているが、実際は配合の悪いきわめて粗悪なもので施行し、そのつき固めも不十分であったため強度が著しく低下しており、すでに波浪により洗掘され空洞を生じているばかりでなく、すえ付けも著しく粗雑となっている。						
(404) 三 重 県							
	一志郡美杉村林道 牛谷線開設	下之川森林 組合	5,020,000	2,008,000	2,008,000	607,000	242,800
	林道延長380メートルの開設にあたり、路側練積石垣802平米は平米当り胴込コンクリート0.18立米総量144立米、裏込ぐり石0.35立米総量280立米を施行したこととしているが、実際は胴込コンクリートは平米当り0.13立米程度総量104立米、裏込ぐり石は石垣の上部に114立米程度を施行し、下部は現場付近で採取した岩くず166立米程度を充てんしたにすぎないなどのため、工事費506,000円相当額が出来高不足となっている。また、橋りょう1箇所の左岸橋台21立米は配合比6:4の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は玉石の配列が粗雑となっているばかりでなく、コンクリートのつき固めも不十分であったため内部に空けきを生じており、すでに通水している。						
	計		27,914,000	16,401,220	16,401,220	2,876,139	1,794,769
(405) 兵 庫 県							
	加古川市八幡町中 西条五ヶ井水路36 年災害復旧	加 古 川 市	9,404,000	6,112,600	6,112,600	811,000	527,150
	水路延長135メートルの復旧にあたり、護岸練石張り2,202平米の胴込コンクリート286立米および裏張りコンクリート440立米は配合比1:3:6で、阻水壁および床止めコンクリート計495立米は配合比1:3:6のコンクリートを使用したぐり石コンクリートで施行したこととしているが、実際はコンクリートはいずれも配合の悪い粗悪なもので施行し、そのつき固めも不十分であったばかりでなく、裏張りコンクリートはぐり石を混入して施行したため、工事費811,000円相当額が出来高不足となっている。						

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

(406) 兵 庫 県

美方郡浜坂町田君 梅谷口頭首工36年 災害復旧	浜 坂 町		777,000	472,500	472,500	468,385	284,778
-------------------------------	-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

井ぜき延長21メートルの復旧にあたり、えん体および水たたき計119立米は配合比2:8のぐり石コンクリートで施行したこととしているが、実際はぐり石を多量に使用し、その配列も粗雑となっているばかりでなく、コンクリートはかき込み砂利を使用した配合の悪い粗悪なもので施行し、そのつき固めも不十分であったため内部に多くの空げきを生じており、すでにえん体の各所から漏水している。また、えん体の根固め十字コンクリートブロック10個9立米は配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際はぐり石を混入した配合の悪い粗悪なもので施行したにすぎず、その強度が著しく低下している。

(407) 同

三原郡西淡町阿那 賀漁港36年災害復 旧	西 淡 町		7,376,000	7,051,000	7,051,000	355,000	339,380
----------------------------	-------	--	-----------	-----------	-----------	---------	---------

護岸延長76メートルの復旧にあたり、護岸根固めは土砂344立米を掘さくし、被覆石上幅2メートル、下幅5メートル、厚さ2.5メートル総量732立米を施行したこととしているが、実際は掘さくを全く施行することなく、被覆石は上幅3メートル、下幅7メートル厚さ1.5メートル程度で総量605立米を施行したにすぎず、工事費355,000円相当額が出来高不足となっている。

計			17,557,000	13,636,100	13,636,100	1,634,385	1,151,308
---	--	--	------------	------------	------------	-----------	-----------

(408) 奈 良 県

吉野郡東吉野村杉 谷地内崩壊地復旧	奈 良 県		10,304,000	6,869,333	6,869,333	10,304,000	6,869,333
----------------------	-------	--	------------	-----------	-----------	------------	-----------

えん堤3箇所の新設にあたり、1号えん堤235立米、2号えん堤371立米、3号えん堤396立米計1,004立米はいずれも配合比1:3:6のコンクリートで施行したこととしているが、実際は1号、2号両えん堤は配合の悪い粗悪なコンクリートで層間に砂利、砂を充てんして層状に打設し、これをコンクリート厚さ30センチメートル程度総量110立米で被覆したにすぎず、また、3号えん堤は岩くず198立米程度を混入して配合の悪い粗悪なコンクリートで施行しているばかりでなく、そのつき固めも不

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

分であったため内部に空げきを生じており、いずれもえん堤としての強度が著しく低下している。

(409) 奈 良 県

宇陀郡會爾村山粕 農地34年災害復旧	會 爾 村		4,655,000	4,189,500	4,189,500	1,257,000	1,131,300
-----------------------	-------	--	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

田18反、畑1.2反の復旧にあたり、排土2,076立米、切土4,917立米、盛土2,997立米を施行したこととしているが、実際は廢田を生じたり、田面地盤高の測量を誤ったりしたため排土1,923立米、切土3,039立米、盛土2,195立米を施行すれば足りたなどのため工事費407,000円相当額が設計過大となっており、また、野づら石から積石垣1,323平米の築石および裏込ぐり石のうち築石1,024平米、裏込ぐり石332立米はいずれも13キロメートルの地点から搬入使用したこととしているが、実際は築石は現場付近で採取した雑石を多量に混用し、裏込ぐり石は全量現場付近で採取した土砂混りのもので施行したにすぎないなどのため、工事費850,000円相当額が出来高不足となっている。

(410) 同

宇陀郡御杖村袖末 新道頭首工34年災 害復旧	御 杖 村		1,175,000	1,128,000	1,128,000	1,175,000	1,128,000
------------------------------	-------	--	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

井ぜき延長11メートルの復旧にあたり、えん体74立米は配合比3:7の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は玉石29立米を中詰めとし、これを配合の悪い粗悪なコンクリート厚さ30センチメートル程度総量45立米で被覆したにすぎず、すでに各所から漏水している。また、付帯護岸練積石垣140平米は控30センチメートルの雑石を使用し、胴込コンクリート平米当り0.1立米総量14立米を配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際は石積みの施行が粗雑となっているばかりでなく、胴込コンクリートはえん体と同様なもので施行し下部6平米は全く施行していない。

(411) 同

宇陀郡室生村石割 川水路34年災害復 旧	室 生 村		8,875,000	8,253,750	8,253,750	922,000	857,460
----------------------------	-------	--	-----------	-----------	-----------	---------	---------

水路延長389メートルの復旧にあたり、護岸練積石垣1,176平米の胴込コンクリート

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

は配合比1:3:6で平米当り0.15立米総量176立米を施行し、また、床止工8箇所111立米は配合比1:3:6のコンクリートを使用したぐり石コンクリートで施行したこととしているが、実際は練積石垣の胴込コンクリートは配合の悪い粗悪なもので3分の2程度の117立米を施行したにすぎず、また、床止工のコンクリートも胴込コンクリートと同様なもので施行したにすぎないなどのため、工事費922,000円相当額が出来高不足となっている。

(412) 奈 良 県

宇陀郡室生村サン ボウ川水路36年 災害復旧	室 生 村	2,122,000	1,954,362	1,954,362	713,559	657,187
------------------------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

水路延長106メートルの復旧にあたり、練積石垣329平米は控30センチメートルの雑石を使用し、胴込コンクリートおよび裏込コンクリート平米当りそれぞれ0.1立米総量65立米を配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際はうち延長49メートル215平米は大小不ぞろいな築石を使用し、裏込コンクリートは全く施行しておらず、胴込コンクリートは配合の悪いきわめて粗悪なもので、胴込部分にぐり石をそり入して半量程度を施行したにすぎず、築石が容易に抜き取られる状況である。

(413) 同

宇陀郡室生村庄屋 川上流水路34年 災害復旧	室 生 村	1,585,000	1,259,442	1,259,442	1,585,000	1,259,442
------------------------------	-------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

水路延長108メートルの復旧にあたり、護岸練積石垣277平米は控25センチメートルの雑石を使用し、平米当り胴込コンクリート0.08立米、裏込コンクリート0.02立米または0.04立米総量30立米を配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際は大小不ぞろいな築石を使用し、石積みの施行も粗雑となっているばかりでなく、胴込コンクリートおよび裏込コンクリートは配合の悪いきわめて粗悪なもので、胴、裏込部分にぐり石をそり入して平米当り0.05立米程度総量13立米を施行したにすぎず、築石が容易に抜き取られる状況である。また、床止工3箇所21立米は配合比4:6の玉石コンクリートで施行し、帯工27箇所および水そう2箇所計26立米は配合比1:3:6のコンクリートで施行したこととしているが、実際は床止工はぐり石12立米を中詰めとし、これを配合の悪いきわめて粗悪なコンクリート厚さ10センチメートル程度

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

総量9立米で被覆したにすぎず、帯工および水そうは配合の悪いきわめて粗悪なコンクリートで施行し、帯工にはぐり石を混入しており、いずれもその強度が著しく低下し、帯工および水そうはすでに洗掘されまたはき裂を生じている状況である。

(414) 奈 良 県

宇陀郡室生村林道 ハイタテ線1号箇 所34年災害復旧	室生森林組 合	851,000	765,900	765,900	319,000	287,100
----------------------------------	------------	---------	---------	---------	---------	---------

林道延長98メートルの復旧にあたり、路側練積石垣250平米は控30センチメートルの野づら石を使用し、胴込コンクリート平米当り0.1立米総量25立米を配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際はうち延長50メートル148平米は大小不ぞろいな築石を使用し、胴込コンクリートは配合の悪い粗悪なもので、胴込部分にぐり石をそり入して半量程度を施行したにすぎず、築石が容易に抜き取られる状況である。

(415) 同

高市郡明日香村ツ クダ頭首工36年 災害復旧	受益者共同 施行	762,000	641,604	641,604	272,280	229,259
------------------------------	-------------	---------	---------	---------	---------	---------

井ぞき延長7メートルの復旧にあたり、水たたきは配合比1:4:8の基礎コンクリート5立米の上部に配合比1:3:6のコンクリート厚さ65センチメートル総量24立米を施行したこととしているが、実際は基礎コンクリートは全く施行せず、上部コンクリートも配合の悪い粗悪なもので厚さ35センチメートル程度総量13立米を施行したにすぎず、水たたきとしての強度が著しく低下している。また、えん体20立米および付帯護岸擁壁35立米は配合比1:3:6のコンクリートで施行したこととしているが、実際はいずれも玉石コンクリートで施行したにすぎず、工事費77,000円相当額が出来高不足となっている。

(416) 同

吉野郡川上村林道 井光線13号箇所34 年災害復旧(1)	川上村森林 組合	6,406,000	6,063,529	6,063,529	289,000	273,549
------------------------------------	-------------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

林道延長270メートルの復旧にあたり、法留擁壁延長60メートル252立米は配合比7:3の粗石コンクリート217立米を配合比1:3:6のコンクリート厚さ10センチメートル総量35立米で被覆したこととしているが、実際はうち延長10メートル52

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

立米は粗石 37 立米を申請めとし、これをコンクリート厚さ表側 40 センチメートル、裏側 20 センチメートル程度総量 15 立米で被覆したにすぎず、擁壁としての強度が著しく低下している。

(417) 奈 良 県

吉野郡川上村林道 井光線13号箇所34 年災害復旧(2)	川上村森林 組合	8,974,000	8,494,240	8,494,240	945,000	894,479
------------------------------------	-------------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

林道延長 270 メートルの復旧にあたり、法留擁壁延長 201 メートル 986 立米は配合比 7 : 3 の粗石コンクリート 807 立米を配合比 1 : 3 : 6 のコンクリート厚さ 10 センチメートル総量 179 立米で被覆したこととしているが、実際はうち延長 21 メートル 164 立米は粗石 91 立米を申請めとし、これをコンクリート厚さ表側 40 センチメートル、裏側 20 センチメートル程度総量 72 立米で被覆したにすぎず、擁壁としての強度が著しく低下している。

(418) 同

吉野郡東吉野村青 竜水路34年災害復 旧	東吉野村	745,000	677,950	677,950	745,000	677,950
----------------------------	------	---------	---------	---------	---------	---------

水路延長 159 メートルの復旧にあたり、擁壁延長 159 メートル 110 立米および落差工 1 箇所 11 立米は配合比 3 : 7 の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は玉石の配列が粗雑となっているばかりでなく、コンクリートは配合の悪いきわめて粗悪なもので施行し、そのつき固めも不十分であったため内部に空けきを生じており、すでにいずれも通水している。

(419) 同

吉野郡東吉野村狭 戸水路34年災害復 旧	東吉野村	5,493,000	4,998,630	4,998,630	423,591	385,467
----------------------------	------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

水路延長 328 メートルの復旧にあたり、護岸根固め延長 70 メートル 63 立米は配合比 1 : 3 : 6 のコンクリートで施行したこととしているが、実際は配合の悪いきわめて粗悪なコンクリートに粗石を混入して施行しており、根固めコンクリートとしての強度が著しく低下している。

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

(420) 奈 良 県

吉野郡東吉野村ム ネナゲン水路34年 災害復旧	東吉野村	1,742,000	1,585,220	1,585,220	479,228	436,097
-------------------------------	------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

水路延長 75 メートルの復旧にあたり、擁壁延長 75 メートル 248 立米は配合比 3 : 7 の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際はうち延長 18 メートル 71 立米は玉石の配列が粗雑となっているばかりでなく、コンクリートのつき固めも不十分であったため内部に空けきを生じており、すでに通水している。

(421) 同

吉野郡東吉野村林 道麦谷線34年災害 復旧	四郷森林組 合	10,390,000	9,783,865	9,783,865	763,000	718,487
-----------------------------	------------	------------	-----------	-----------	---------	---------

林道延長 519 メートルの復旧にあたり、護岸基礎延長 191 メートル 158 立米は配合比 7 : 3 の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際はうち延長 90 メートル 93 立米は粗石 42 立米を申請めとし、これをコンクリート厚さ 20 センチメートル程度総量 51 立米で被覆したにすぎず、玉石コンクリートとしての強度が著しく低下している。

計		64,079,000	56,665,325	56,665,325	20,192,658	15,805,110
---	--	------------	------------	------------	------------	------------

(422) 和 歌 山 県

御坊市広芝漁港36 年災害復旧	御 坊 市	10,233,000	10,150,000	10,150,000	719,000	713,248
--------------------	-------	------------	------------	------------	---------	---------

護岸延長 95 メートルの復旧にあたり、擁壁 907 立米は陸上部分 746 立米を配合比 1 : 3 : 6、水中部分 160 立米を配合比 1 : 2 : 4 のコンクリートで施行したこととしているが、実際はうち延長 23 メートルの下部陸上部分 73 立米、水中部分 38 立米はいずれもコンクリートのつき固めがきわめて不十分であったため内部に多くの空けきを生じており、すでに通水している状況で、擁壁としての強度が著しく低下している。

(423) 同

有田郡金屋町中湯 頭首工35年災害復 旧	金 屋 町	1,853,000	1,575,050	1,575,050	348,000	295,800
----------------------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

井ぞき延長 13 メートルの復旧にあたり、えん体 119 立米は配合比 1 : 3 : 6 のコンクリートで、また、付帯護岸練積石垣 58 平米の胴込コンクリートは配合比 1 : 3 : 6 で

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

平米当り 0.15 立米総量 8 立米を施行したこととしているが、実際はコンクリートはいずれも配合の悪い粗悪なもので、えん体は玉石を混入して施行し、胴込コンクリートは半量程度を施行したにすぎないなどのため、工事費 348,000 円相当額が出来高不足となっている。

(424) 和歌山県

有田郡広川町唐尾 漁港36年災害復旧 (22号)	広川町	14,691,000	14,529,000	14,529,000	1,445,000	1,429,105
--------------------------------	-----	------------	------------	------------	-----------	-----------

防潮堤延長 210 メートルの復旧にあたり、堤体 1,680 立米はうち 442 立米を配合比 1:2:4、残りの 1,237 立米を配合比 1:3:6 のコンクリートで施行したこととしているが、実際はコンクリートはいずれも配合の悪い粗悪なもので施行しているばかりでなく、下部 909 立米は型わくの施行が粗雑となっており、工事費 1,445,000 円相当額が出来高不足となっている。

(425) 同

有田郡広川町唐尾 漁港36年災害復旧 (113号)	広川町	7,317,000	7,236,000	7,236,000	885,000	875,265
---------------------------------	-----	-----------	-----------	-----------	---------	---------

防波堤延長 57 メートルの復旧にあたり、堤体 645 立米はうち 121 立米を配合比 1:2:4、残りの 523 立米を配合比 1:3:6 のコンクリートで施行したこととしているが、実際はコンクリートはいずれも配合の悪い粗悪なもので施行しているばかりでなく、そのつき固めも不十分となっており、また、被覆捨石 478 立米は 1 個当り 1 トン内外のもので施行したこととしているが、実際はうち 400 立米程度は 200 キログラムまたは 500 キログラム程度のもので施行したにすぎず、工事費 885,000 円相当額が出来高不足となっている。

(426) 同

伊都郡かつらぎ町 東嶺背農道37年災 害復旧	かつらぎ町	580,000	377,000	377,000	580,000	377,000
------------------------------	-------	---------	---------	---------	---------	---------

農道延長 12 メートルの復旧にあたり、路側擁壁 97 立米は配合比 4:6 の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は玉石 69 立米を中詰めとし、これをコンクリート厚さ 15 センチメートル程度総量 27 立米で被覆したにすぎず、擁壁としての強度が著しく低下している。

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

(427) 和歌山県

日高郡印南町津井 漁港36年災害復旧	印南町	1,504,000	1,467,000	1,467,000	525,000	512,400
-----------------------	-----	-----------	-----------	-----------	---------	---------

護岸延長 39 メートル等の復旧にあたり、護岸擁壁 79 立米は配合比 1:3:6 のコンクリートで施行したこととしているが、実際は配合の悪いきわめて粗悪なもので施行し、そのつき固めが不十分であったため内部に空けきを生じており、すでに通水している状況で、擁壁としての強度が著しく低下している。

(428) 同

東牟婁郡熊野川町 大島頭首工36年災 害復旧	熊野川町	506,000	434,148	434,148	364,153	312,443
------------------------------	------	---------	---------	---------	---------	---------

井ぞき延長 19 メートルの復旧にあたり、水たたき 58 平米は控 35 センチメートルの雑割石を使用し、胴込コンクリート平米当り 0.18 立米総量 10 立米を施行した練石張りの上部に配合比 1:3:6 の上張りコンクリート厚さ 15 センチメートル総量 12 立米を施行したこととしているが、実際は練石張りを全く施行することなく、ぐり石等を敷き並べた上に水洗いの不十分な骨材を使用した配合の悪いきわめて粗悪なコンクリート厚さ 5 センチメートル程度総量 4 立米を施行したにすぎず、水たたきとしての強度が著しく低下している。

(429) 同

東牟婁郡古座川町 林道平井川線37年 災害復旧	七川森林組 合	1,269,000	824,850	824,850	535,000	347,750
-------------------------------	------------	-----------	---------	---------	---------	---------

林道延長 80 メートルの復旧にあたり、路側練積石垣 190 平米は控 35 センチメートルの雑割石または野づら石を使用し、平米当り 胴込コンクリート 0.18 立米 または 0.14 立米総量 33 立米を配合比 1:3:6 で、裏込ぐり石総量 66 立米を施行したこととしているが、実際は石積みの施行が粗雑となっているばかりでなく、うち 120 平米の築石は控 30 センチメートル程度のものを使用しており、胴込コンクリートは水洗いの不十分な骨材を使用した配合の悪いきわめて粗悪なもので、胴込部分にぐり石をそり入して半量程度の 16 立米を施行したにすぎず、また、裏込ぐり石は現場付近で採取した土砂混りの粗悪なもので施行しており、練積石垣としての強度が著しく低下している。

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

(430) 和 歌 山 県

日高郡美山村中谷 美 山 村 2,067,000 1,941,456 1,941,456 1,393,000 1,308,027
水路36年災害復旧

水路延長132メートルの復旧にあたり、護岸練積石垣558平米は控30センチメートルの雑割石を使用し、胴込コンクリート平米当り0.1立米総量55立米を配合比1:3:6で、また、2号、3号両床止工計63立米は配合比3:7の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は練積石垣は石積みの施行が粗雑となっているばかりでなく、胴込コンクリートは配合の悪いきわめて粗悪なもので、胴込部分に多量のぐり石をそり入して半量程度を施行したにすぎず、築石が容易に抜き取られる状況であり、また、床止めはいずれも配合の悪いきわめて粗悪なコンクリートに玉石を多量に使用し、その配列が粗雑となっているばかりでなく、コンクリートのつき固めも不十分であったため、内部に空けきを生じており、床止めとしての強度が著しく低下している。

(431) 同

日高郡竜神村芝向 竜 神 村 1,340,000 1,176,520 1,176,520 1,040,000 913,120
水路36年災害復旧

水路延長118メートルの復旧にあたり、護岸練積石垣297平米は控30センチメートルの雑割石を使用し、胴込コンクリート平米当り0.1立米総量29立米を配合比1:3:6で、また、うち82平米は裏込コンクリート平米当り0.2立米総量16立米を配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際は石積みの施行がきわめて粗雑となっているばかりでなく、胴込コンクリートは配合の悪い粗悪なもので半量程度の14立米を施行したにすぎず、裏込コンクリートは全く施行しておらず、築石が容易に抜き取られる状況である。

計 41,360,000 39,711,024 39,711,024 7,834,153 7,084,158

(432) 鳥 取 県

八頭郡佐治村河本 鳥 取 県 3,300,500 2,200,333 2,200,333 349,000 232,666
地内崩壊地復旧

えん堤1箇所の新設にあたり、えん堤408立米は配合比1:3:6の基礎コンクリート13立米の上部に配合比6:4の玉石コンクリート358立米を配合比1:3:6のコンクリート厚さ10センチメートル総量36立米で被覆したこととしているが、実際はコ

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

ンクリートはいずれも配合の悪い粗悪なもので施行しているばかりでなく、玉石コンクリートは玉石を多量に使用して施行したため、工事費349,000円相当額が出来高不足となっている。

(433) 鳥 取 県

八頭郡若桜町鳴谷 鳥 取 県 1,451,486 1,397,781 1,397,781 1,128,685 1,086,923
地内えん堤34年災害復旧

えん堤1箇所の復旧にあたり、えん体196立米は配合比6:4の玉石コンクリート158立米を配合比1:3:6のコンクリート厚さ20センチメートル総量38立米で被覆したこととしているが、実際は玉石コンクリートは玉石を多量に使用し、その配列も粗雑となっているばかりでなく、コンクリートのつき固めも不十分であったため内部に多くの空けきを生じており、えん堤としての強度が著しく低下している。

(434) 同

鳥取市青木頭首工 鳥 取 市 2,318,000 2,086,200 2,086,200 1,371,727 1,234,554
34年災害復旧

井ぞき延長57メートルの復旧にあたり、えん体107立米および水たたき139立米は配合比4:6の玉石コンクリート、阻水壁110立米は配合比1:3:6のコンクリートで施行したこととしているが、実際はコンクリートはいずれも配合の悪い粗悪なもので施行しているばかりでなく、えん体は玉石49立米を中詰めとし、これを玉石コンクリート厚さ30センチメートル程度総量58立米で被覆したにすぎず、また、水たたきは玉石の層とコンクリートの層とに分離して打設しており、いずれもすでに内部に通水している。

(435) 同

鳥取市下段角の古 鳥 取 市 1,519,000 1,367,100 1,367,100 1,011,268 910,141
瀬頭首工34年災害復旧

井ぞき延長45メートルの復旧にあたり、えん体176立米および水たたき87立米は配合比4:6の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際はえん体は配合の悪い粗悪なコンクリートで施行しているばかりでなく、玉石の配列が粗雑で内部に空けきを生じており、また、水たたきはぐり石70立米を中詰めとし、これを厚さ10センチメートル程度のコンクリート総量17立米で被覆したにすぎず、えん体および

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円
水たたきとしての強度が著しく低下している。							
(436)	鳥 取 県						
	鳥取市御子垣二番井手頭首工34年災害復旧	鳥 取 市	1,056,000	950,400	950,400	268,463	241,616
	井ぞき延長10メートルの復旧にあたり、えん体および水たたき48立米は配合比4:6の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際はコンクリートはかき込み砂利を使用した配合の悪いきわめて粗悪なもので施行しているばかりでなく、玉石コンクリートは玉石に代え雑石を使用し、その配列も粗雑で、コンクリートのつき固めも全く施行しておらず、容易に破砕される状況である。						
(437)	同						
	岩美郡岩美町大泓頭首工34年災害復旧	岩 美 町	1,054,000	948,600	948,600	645,675	581,107
	井ぞき延長40メートルの復旧にあたり、えん体および水たたき169立米は配合比4:6の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は玉石を多量に使用し、コンクリートはかき込み砂利を使用した配合の悪い粗悪なもので施行してそのつき固めも不十分であったため内部に空けきを生じており、すでに通水している。						
(438)	同						
	岩美郡国府町万水頭首工34年災害復旧	国 府 町	1,304,000	1,173,400	1,173,400	786,641	707,976
	井ぞき延長39メートルの復旧にあたり、えん体および水たたき182立米は配合比4:6の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は玉石の配列が粗雑であるばかりでなく、コンクリートは配合の悪いきわめて粗悪なもので施行し、そのつき固めも不十分であったため内部に空けきを生じており、すでに通水している。						
(439)	同						
	気高郡青谷町小畑口水路34年災害復旧	青 谷 町	1,132,000	1,018,800	1,018,800	913,110	821,799
	水路延長194メートルの復旧にあたり、護岸練積石垣528平米は控35センチメートルの雑割石を使用し、胴込コンクリート平米当り0.12立米総量63立米を配合比1:3:6						

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円
で施行したこととしているが、実際は築石は大小不ぞろいなものを使用し、胴込コンクリートは配合の悪い粗悪なもので施行してそのつき固めも不十分であったため半量程度の31立米を施行したにすぎず、すでに下部の胴込コンクリートは流失し、石垣の裏側に漏水している状況である。							
(440)	鳥 取 県						
	東伯郡羽合町羽合漁港34年災害復旧	羽 合 町	1,184,000	1,020,000	458,868	450,000	387,900 (387,900)
	防波堤延長21メートルの復旧にあたり、堤体は張石301立米を使用し、天ば幅3メートル、法長5.2メートルから8メートルで306平米の張立てを施行したこととしているが、実際は堤体の法長は3.6メートル程度で、張石は170立米を使用し、その張立ては191平米を施行したにすぎないため、工事費450,000円相当額が出来高不足となっている。						
	計		14,318,986	12,162,614	11,601,482	6,924,569	6,204,682 (387,900)
(441)	広 島 県						
	沼隈郡内海町内浦地内崩壊地復旧	広 島 県	1,803,000	1,202,000	1,202,000	418,311	278,874
	えん堤4箇所の新設にあたり、うち1号えん堤延長11メートルのえん体56立米は配合比7:3の玉石コンクリート45立米を配合比1:3:6のコンクリート厚さ10センチメートル総量11立米で被覆したこととしているが、実際は玉石コンクリートは玉石の層と玉石コンクリートの層とに分離して打設し、これをコンクリート厚さ20センチメートル程度総量20立米で被覆したにすぎず、えん堤としての強度が著しく低下している。						
(442)	山 口 県						
	柳井市平郡落屋地内溪流崩壊防止	山 口 県	1,218,000	812,000	812,000	1,218,000	812,000
	えん堤延長21メートルの新設にあたり、えん体154立米は配合比6:4の玉石コンクリート134立米を配合比1:3:6のコンクリート厚さ10センチメートル総量20立米で被覆したこととしているが、実際は玉石コンクリートは玉石の層とコンクリートの層とに分離して打設し、これをコンクリート厚さ25センチメートル程度総量61立米						

都道県名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

で被覆したにすぎないため、すでにえん体内部に通水している。

(443) 山 口 県

小野田市屋漁港 修築	小野田市	9,900,000	3,300,000	3,300,000	1,586,000	528,666
---------------	------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------

防波堤延長 80 メートルの新設にあたり、根固め被覆石は 1,093 立米を投入し、その
ならし 1,170 平米を施行したこととしているが、実際は被覆石は 765 立米程度を捨て
込んだだけでそのならしを全く施行していないため工事費 1,586,000 円相当額が出来
高不足となっている。

(444) 同

玖珂郡錦町野谷 1 号水路36年災害復 旧	錦 町	4,181,000	3,537,836	3,537,836	376,000	317,360
-----------------------------	-----	-----------	-----------	-----------	---------	---------

水路延長 369 メートルの復旧にあたり、練積石垣 930 平米の胴込コンクリートは平米
当り 0.18 立米総量 167 立米を施行したこととしているが、実際は平米当り 0.1 立米程
度総量 93 立米を施行したにすぎず、工事費 376,000 円相当額が出来高不足となっ
ている。

計		15,299,000	7,649,836	7,649,836	3,180,000	1,658,026
---	--	------------	-----------	-----------	-----------	-----------

(445) 徳 島 県

阿南市伊島地区 36年海岸災害復 旧	徳 島 県	1,000,000	973,000	973,000	1,000,000	973,000
--------------------------	-------	-----------	---------	---------	-----------	---------

護岸延長 18 メートルおよび排水路延長 48 メートルの復旧にあたり、護岸練積石垣
65 平米および練石張り 36 平米は控 45 センチメートルの雑石を使用し、胴込コン
クリート平米当り 0.15 立米総量 15 立米を施行したこととしているが、実際は築石は大
小不ぞろいなものを使用し、石積みの施行も粗雑となっているばかりでなく、胴込コン
クリートはほとんど施行していないため、築石が容易に抜き取られる状況である。さ
らに、排水路のうち延長 11 メートルは配合比 4 : 6 の基礎玉石コンクリート 15 立米
の上部にコンクリート・ヒューム管を布設し、これを配合比 1 : 3 : 6 のコンクリート
12 立米で被覆したこととしているが、実際は基礎部分およびヒューム管の周囲に玉
石 21 立米を充てんし、これを配合の悪い粗悪なコンクリート厚さ 10 センチメートル
程度総量 7 立米で被覆したにすぎず、また、遊水そう 12 立米は配合比 1 : 2 : 4 の鉄筋

都道県名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

コンクリートで施行したこととしているが、実際は配合の悪い粗悪なコンクリートに
ぐり石を混入し、コンクリートのつき固めも不十分であったため内部に空けきを生じ
ており、すでに上ぶたにはき裂を生じている状況である。

(446) 徳 島 県

阿南市伊島漁港 36年災害復旧	徳 島 県	67,230,000	57,955,794	57,955,794	993,000	877,237
--------------------	-------	------------	------------	------------	---------	---------

プレバクト・コンクリート 2,918 立米の注入モルタル 1,634 立米に使用する 機械損料
の積算にあたり、1日6時間か働 10 立米注入としてその損料は 1,298,176 円と算定す
べきものを、誤って 12 時間か働 10 立米注入としてその損料 2,596,623 円を計上した
ため、工事費 993,000 円相当額が積算過大となっている。

(447) 同

阿南市中林漁港 36年災害復旧	徳 島 県	14,960,524	12,766,351	12,766,351	4,212,124	3,425,338
--------------------	-------	------------	------------	------------	-----------	-----------

護岸延長 327 メートルの復旧にあたり、うち延長 218 メートルの法覆コンクリート
781 立米は配合比 1 : 3 : 6 で施行したこととしているが、実際は配合の悪い粗悪なも
ので施行しているばかりでなく、そのつき固めも不十分であったため内部に多くの空
けきを生じており、コンクリートとしての強度が著しく低下している。また、護岸根
固めのうち延長 109 メートルの捨石は 1 個当り 500 キログラム内外のもので 367 立米
を施行したこととしているが、実際は半量程度の 183 立米を施行したにすぎないばか
りでなく、その施行が粗雑で内部に多くの間げきを生じていて不安定な状態となっ
ている。

(448) 同

阿波郡阿波町大久 保地内崩壊地復旧	徳 島 県	1,365,000	910,000	910,000	753,746	502,497
----------------------	-------	-----------	---------	---------	---------	---------

えん堤 2 箇所の新設にあたり、1号えん堤延長 21 メートル 134 立米は配合比 1 : 3 : 6
のコンクリートで施行したこととしているが、実際は配合の悪いきわめて粗悪なも
ので施行し、そのつき固めも不十分であったため内部に多くの空けきを生じており、え
ん堤としての強度が著しく低下している。

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円
(449) 徳 島 県	麻植郡木屋平村南 張地区農地保全施 設36年災害復旧	徳 島 県	2,501,000	2,198,379	2,198,379	292,000	256,668
	えん堤1箇所および水路延長91メートルの復旧にあたり、えん体128立米は配合比3:7の玉石コンクリートで施行し、また、水路の底練石張り84平米は控30センチメートルの雑石を使用し、胴込コンクリート平米当り0.1立米総量8立米を配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際はえん体は配合の悪い粗悪なコンクリートに粗石を多量に使用して施行しており、また、底練石張りは張石に控25センチメートル程度のものを使用し、胴込コンクリートは配合の悪い粗悪なもので半量程度の4立米を施行したにすぎないなどのため、工事費292,000円相当額が出来高不足となっている。						
(450) 同	鳴門市北灘町大浦 漁港36年災害復旧	鳴 門 市	1,963,051	1,811,896	1,811,896	248,000	228,904
	護岸延長20メートルの復旧にあたり、擁壁164立米のうち127立米および根固め方塊20個20立米は配合比1:3:6のコンクリート、擁壁の残り37立米は立米当りセメント390キログラム使いのコンクリートで施行したこととしているが、実際はいずれも配合の悪い粗悪なコンクリートに玉石を混入して施行したため、工事費248,000円相当額が出来高不足となっている。						
(451) 同	鳴門市北灘町暮の 浦漁港36年災害復 旧	鳴 門 市	12,701,484	12,313,845	12,313,845	448,000	423,643
	防波堤延長40メートルの復旧にあたり、堤体の根固め被覆石は2トン内外のもので939立米を施行したこととしているが、実際は総量751立米を施行したにすぎないばかりでなく、うち225立米程度は1トン内外のものを使用したため、工事費448,000円相当額が出来高不足となっている。						
(452) 同	鳴門市瀬戸町日出 漁港36年災害復旧 (32号)	鳴 門 市	3,608,000	3,092,563	3,092,563	534,206	443,459

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円
(453) 徳 島 県	鳴門市瀬戸町日出 漁港36年災害復旧 (5号の1)	鳴 門 市	3,052,000	2,816,996	2,816,996	390,826	360,732
	防波堤延長25メートルの復旧にあたり、堤体325立米のうち225立米は配合比1:3:6のコンクリート、残り100立米は立米当りセメント390キログラム使いのコンクリートで施行したこととしているが、実際はうち延長5メートル65立米は型わくの施行が粗雑であったばかりでなく、配合の悪い粗悪なコンクリートで施行しそのつき固めも不十分であったため、すでに基礎部は深さ20センチメートルから50センチメートル程度洗掘されている状況である。						
	護岸延長43メートルの復旧にあたり、擁壁342立米のうち296立米および方塊17個17立米は配合比1:3:6のコンクリート、擁壁の残り46立米は立米当りセメント390キログラム使いのコンクリートで施行したこととしているが、実際はいずれも配合の悪い粗悪なもので施行したため、工事費240,000円相当額が出来高不足となっている。また、根固め捨石は厚さ1メートルで総量53立米を施行したこととしているが、実際は厚さ50センチメートル程度で総量26立米を施行したにすぎないばかりでなく、そのならしが粗雑であったため、すでに一部が散乱している状況である。						
(454) 同	鳴門市瀬戸町日出 漁港36年災害復旧 (5号の2)	鳴 門 市	4,203,000	2,802,000	2,802,000	602,477	401,651
	護岸延長51メートルの復旧にあたり、擁壁414立米のうち346立米および方塊38個38立米は配合比1:3:6のコンクリート、擁壁の残り68立米は立米当りセメント390キログラム使いのコンクリートで施行したこととしているが、実際はいずれも配合の悪い粗悪なもので施行したため、工事費301,000円相当額が出来高不足となっている。また、根固め捨石は厚さ1メートルで総量114立米を施行したこととしているが、実際は厚さ50センチメートル程度で総量57立米を施行したにすぎないばかりでなく、そのならしが粗悪であったため、すでに一部が散乱している状況である。						
計			112,584,059	97,640,824	97,640,824	9,474,379	7,893,129

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

(455) 愛 媛 県

上浮穴郡久万町東 明神地内崩壊地復 旧	愛 媛 県	1,209,000	806,000	806,000	1,084,000	722,666
---------------------------	-------	-----------	---------	---------	-----------	---------

えん堤2箇所等の新設にあたり、1号えん堤162立米は配合比6:4の玉石コンクリート136立米を配合比1:3:6のコンクリート厚さ10センチメートル総量26立米で被覆し、2号えん堤85立米は配合比6:4の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際はそれぞれ粗石130立米および74立米を中詰めとし、これを配合の悪いきわめて粗悪なコンクリート厚さ15センチメートルおよび8センチメートル程度の32立米および10立米で被覆したにすぎず、えん堤としての強度が著しく低下している。

(456) 同

越智郡岩城村岩城 漁港34年災害復旧 (68号)	岩 城 村	536,000	357,500	357,500	536,000	357,500
--------------------------------	-------	---------	---------	---------	---------	---------

物揚場護岸延長61メートルの復旧にあたり、護岸は厚さ30センチメートルの表面に高さ20センチメートル、幅30センチメートルの階段を設け、天ばは厚さ20センチメートルで総量87立米を配合比1:3:6のコンクリートで施行したこととしているが、実際はコンクリートは水洗いの不十分な骨材を使用した配合の悪い粗悪なもので、護岸は厚さ18センチメートル程度、天ばは厚さ10センチメートル程度総量60立米を施行したにすぎないため、すでに各所にき裂を生じている状況である。

(457) 同

越智郡岩城村岩城 漁港34年災害復旧 (70号)	岩 城 村	1,222,000	815,000	815,000	371,261	247,310
--------------------------------	-------	-----------	---------	---------	---------	---------

防波堤延長32メートルの復旧にあたり、堤体両側の法覆コンクリートは配合比1:3:6で上厚30センチメートル、下厚61センチメートルから66センチメートル総量112立米を施行したこととしているが、実際は配合の悪い粗悪なコンクリートで上厚15センチメートル、下厚35センチメートル程度総量58立米を施行したにすぎないなどのため、工事費296,000円相当額が出来高不足となっている。また、天ば舗装コンクリートは配合比1:3:6で厚さ30センチメートル総量16立米を施行したこととし

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

ているが、実際は配合の悪い粗悪なコンクリートで厚さ15センチメートル程度総量8立米を施行したにすぎず、すでに一部にき裂を生じている状況である。

(458) 愛 媛 県

越智郡生名村后農 道改修	生名土地改 良区	3,530,000	1,059,000	1,059,000	826,000	247,800
-----------------	-------------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

農道延長1,396メートルの改修にあたり、三面張りコンクリート側溝延長662メートル89立米は配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際は土砂を混入した配合の悪いきわめて粗悪なコンクリートで施行し、そのつき固めも不十分であったためコンクリートとしての強度が著しく低下しており、すでに各所にき裂を生じている状況である。また、路側から積石垣385平米、筋芝1,240平米を施行したこととしているが、実際はから積石垣307平米、筋芝1,136平米を施行したにすぎず、工事費170,000円相当額が出来高不足となっている。

(459) 同

上浮穴郡久万町赤 坂頭首工36年災害 復旧	久 万 町	516,000	441,696	441,696	445,000	380,920
-----------------------------	-------	---------	---------	---------	---------	---------

井ぞき延長12メートルの復旧にあたり、えん体64立米は配合比3:7の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は玉石20立米程度を中詰めとし、これをコンクリート厚さ25センチメートル程度総量43立米で被覆したにすぎず、すでに各所から漏水している。

(460) 同

喜多郡内子町林道 今岡線開設	大瀬森林組 合	5,200,000	2,080,000	2,080,000	1,154,000	461,600
-------------------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------

林道延長767メートルの開設にあたり、練積石垣1,034平米は控35センチメートルの雑割石を使用し、胴込コンクリート平米当り0.14立米総量144立米を配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際はうち延長123メートル311平米は控30センチメートル程度の雑割石を使用し、胴込コンクリートは配合の悪い粗悪なもので、胴込部分に石くずを多量にそう入して平米当り0.04立米程度総量12立米を施行したにすぎず、築石が容易に抜き取られる状況で、すでに数箇所にき裂を生じており、また、残り723平米のうち658平米の胴込コンクリート92立米は配合の悪い粗悪なもので

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

平米当り 0.09 立米程度総量 59 立米を 施行したに すぎず、工事費 278,000 円相当額が 出来高不足となっている。

(461) 愛 媛 県

北宇和郡津島町大 井手頭首工35年災 害復旧	津 島 町	1,023,000	664,950	664,950	320,000	208,000
------------------------------	-------	-----------	---------	---------	---------	---------

井ぜき延長 32 メートルの復旧にあたり、えん体 71 立米は 配合比 4 : 6 の 玉石コンク
リートで施行したこととしているが、実際は玉石 42 立米を 申請めとし、これを コン
クリート 厚さ 20 センチメートル 程度総量 29 立米で被覆したに すぎず、玉石 コンク
リートとしての強度が著しく低下している。

(462) 同

北宇和郡津島町須 下漁港36年災害復 旧	津 島 町	948,000	898,700	898,700	242,000	229,416
----------------------------	-------	---------	---------	---------	---------	---------

護岸延長 68 メートルの復旧にあたり、壁体の根固め部分は厚さ 50 センチメートル、
法長 1.7 メートルから 2.4 メートルで総量 71 立米、法覆部分は 上厚 30 センチメー
トル、下厚 50 センチメートル、法長 1.7 メートルで総量 55 立米を 配合比 1 : 3 : 6 の
コンクリートで施行したこととしているが、実際はいずれも配合の悪い粗悪なもので施
行し、根固め部分は 厚さ 30 センチメートル から 40 センチメートル 程度、法長 1.27
メートル から 1.98 メートル 程度で総量 39 立米を 施行したに すぎないため、工事費
242,000 円相当額が出来高不足となっている。

(463) 同

北宇和郡津島町漁 家漁港36年災害復 旧	津 島 町	1,588,400	1,505,800	1,505,800	363,000	344,984
----------------------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

護岸延長 99 メートルの 復旧にあたり、擁壁延長 91 メートルは 上幅 40 センチメー
トル、下幅 53 センチメートルから 75 センチメートルで総量 168 立米を 配合比 1 : 3 : 6
のコンクリートで施行したこととしているが、実際は うち延長 78 メートル 152 立米
は 下幅 40 センチメートル程度で 106 立米を 施行したに すぎず、工事費 280,000 円相
当額が出来高不足となっており、残りの 延長 12 メートル 15 立米は 配合の悪いきわ
めて粗悪なもので 上幅、下幅とも 25 センチメートル 程度で 7 立米を 施行したに すぎ
ず、擁壁としての強度が著しく低下している。

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

(464) 愛 媛 県

北宇和郡松野町鈴 井頭首工36年災 害復旧	松 野 町	2,214,000	1,724,369	1,724,369	288,000	224,409
-----------------------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

井ぜき延長 73 メートルの復旧にあたり、えん体および水た たき計 330 立米は 配合比
1 : 3 : 6 のコンクリートを使用した配合比 3 : 7 の玉石コンクリートで施行したことと
しているが、実際は配合の悪い粗悪なコンクリートに玉石を多量に使用して施行した
に すぎないなどのため工事費 288,000 円相当額が出来高不足となっている。

(465) 同

北宇和郡松野町梁 瀬頭首工36年災 害復旧	松 野 町	1,789,000	1,443,723	1,443,723	279,000	225,153
-----------------------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

井ぜき延長 75 メートルの復旧にあたり、えん体 521 立米は 配合比 1 : 3 : 6 のコンク
リートを使用した配合比 3 : 7 の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実
際は配合の悪いコンクリートに玉石を多量に使用して施行したため 工事費 279,000 円
相当額が出来高不足となっている。

(466) 同

周桑郡三芳町林道 黒谷線開設	三 芳 町	10,310,000	6,186,000	6,186,000	1,434,239	860,543
-------------------	-------	------------	-----------	-----------	-----------	---------

林道延長 690 メートルの開設にあたり、路側練積石垣および擁壁等を施行するもので、
路側練積石垣 2,690 平米は 控 35 センチメートルの雑割石を使用し、胴込コンクリー
ト 平米当り 0.14 立米総量 376 立米を 配合比 1 : 3 : 6 で施行したこととしているが、実
際は うち 2,595 平米の胴込コンクリート 363 立米は 胴込部分に ぐり石を そう入して 平
米当り 0.1 立米程度を 施行した 箇所が 1,916 平米あるため 総量 286 立米を 施行したに
 すぎないばかりでなく、配合の悪い粗悪なもので 施行したなどのため、工事費 691,000
 円相当額が出来高不足となっており、残りの 95 平米は 石積みの 施行が 粗雑となっ
 ているばかりでなく、胴込コンクリートは 全く 施行しておらず、築石が 容易に 抜き取ら
 れる 状況である。また、玉石コンクリート 擁壁 153 立米は 配合比 6 : 4 の玉石コンク
 リートで 施行したこととしているが、実際は 土砂を 混入した 配合の悪いきわめて粗
 悪なコンクリートで 施行しているため、擁壁としての 強度が 著しく 低下している。

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

(467) 愛 媛 県

西宇和郡伊方町九 町漁港36年災害 復旧(40号)	伊 方 町		6,733,800	5,760,500	5,760,500	1,036,000	885,912
---------------------------------	-------	--	-----------	-----------	-----------	-----------	---------

防潮堤延長93メートルの復旧にあたり、護岸の前面法覆コンクリートは厚さ50センチメートルで総量199立米を配合比1:3:6で、また、基礎部分は配合比1:3:6のコンクリートで場所打ち53立米および方塊68個を施行したこととしているが、実際は法覆コンクリートは配合の悪い粗悪なもので厚さ30センチメートルで総量123立米を施行したにすぎず、また、基礎の場所打ちコンクリートのうち32立米およびコンクリート方塊はいずれも配合の悪い粗悪なコンクリートに玉石を混入して施行しており、さらに根固め捨石は1個当り1トン内外のもので334立米を施行したこととしているが、実際は500キログラム程度のもので240立米程度を施行したにすぎないなどのため、工事費1,036,000円相当額が出来高不足となっている。

(468) 同

西宇和郡伊方町九 町漁港36年災害復 旧(41号)	伊 方 町		1,972,600	1,765,400	1,765,400	328,000	294,528
---------------------------------	-------	--	-----------	-----------	-----------	---------	---------

防潮堤延長42メートルの復旧にあたり、護岸の前面法覆コンクリートは厚さ50センチメートルで総量88立米、基礎コンクリートは70立米をいずれも配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際は法覆コンクリートは配合の悪い粗悪なもので厚さ25センチメートルまたは30センチメートル総量38立米を施行したにすぎず、また、基礎コンクリートは配合の悪い粗悪なものに玉石を混入して施行したにすぎないなどのため、工事費328,000円相当額が出来高不足となっている。

計			38,791,800	25,508,638	25,508,638	8,706,500	5,690,741
---	--	--	------------	------------	------------	-----------	-----------

(469) 福 岡 県

嘉穂郡二瀬町焼水 路37年災害復旧	飯 塚 市 (旧二瀬町)		1,658,000	1,077,700	1,077,700	372,000	241,800
----------------------	-----------------	--	-----------	-----------	-----------	---------	---------

水路延長207メートルの復旧にあたり、三面張りコンクリート103立米は配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際は配合の悪い粗悪なもので施行したにすぎないなどのため工事費372,000円相当額が出来高不足となっている。

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

(470) 福 岡 県

築上郡築城町一の 井頭首工36年災害 復旧	築 城 町		1,211,000	787,150	787,150	1,211,000	787,150
-----------------------------	-------	--	-----------	---------	---------	-----------	---------

井ぜき延長27メートルの復旧にあたり、えん体73立米および水たたき140立米は配合比4:6の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際はそれぞれ玉石66立米および118立米を申請とし、これを配合の悪い粗悪なコンクリート厚さ10センチメートル程度6立米および21立米で被覆したにすぎず、すでにえん体は各所から漏水し、水たたきは各所にき裂を生じている状況である。

(471) 同

田川郡方城町迫溜 池鉱害復旧	方 城 町		5,604,000	3,049,000	3,049,000	517,000	278,907
-------------------	-------	--	-----------	-----------	-----------	---------	---------

堤とう延長111メートルの復旧にあたり、波よけコンクリートブロック護岸は厚さ10センチメートルのもの555枚総量38立米を配合比1:2:4で製作しすえ付けたこととしているが、実際はブロックを製作することなく現場打ちで堤体盛土上に配合の悪い粗悪なコンクリート厚さ8センチメートル程度総量28立米を施行したため、その強度が著しく低下しており、容易に破砕される状況である。

(472) 同

糸島郡志摩村志摩 野水路34年災害復 旧	志 摩 村		5,309,000	4,778,100	4,778,100	385,000	346,500
----------------------------	-------	--	-----------	-----------	-----------	---------	---------

水路延長524メートルの復旧にあたり、三面張りコンクリートは底厚20センチメートルで総量571立米を配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際はうち下流側延長286メートル313立米のコンクリートは底厚12センチメートル程度で総量271立米を配合の悪い粗悪なもので施行したにすぎないなどのため工事費385,000円相当額が出来高不足となっている。

(473) 同

嘉穂郡稲築町楠木 地区鉱害復旧	日本炭業株 式会社		8,585,000	4,670,000	4,670,000	525,000	283,191
--------------------	--------------	--	-----------	-----------	-----------	---------	---------

田21反の復旧にあたり、水路延長731メートルの三面張りコンクリート228立米は配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際はうち延長240メートル71立米は

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

量159立米を施行したこととしているが、実際はうち延長145メートル235平米の胴込コンクリート54立米は裏型わくを全く使用しないで胴込部分に多量のぐり石をそり入して平米当り0.06立米程度総量14立米を施行したにすぎないばかりでなく、裏込ぐり石は全く施行しておらず、練積石垣としての強度が著しく低下している。

(481) 長 崎 県

北松浦郡生月町上 堤溜池改良	元触土地改 良区	熊本県	1,572,000	864,000	864,000	379,948	208,971
-------------------	-------------	-----	-----------	---------	---------	---------	---------

堤とう延長160メートルの施行にあたり、内堤から石張り306平米は控35センチメートルの雑石を使用し、胴込ぐり石平米当り0.12立米総量36立米を施行したこととしているが、実際はから石張りの一部に表面から岩くずをそり入している程度で胴込ぐり石はほとんど施行しておらず、張石工としての効果が著しく減殺されている。

計			35,762,000	33,516,379	29,987,359	4,574,888	4,257,794 (1,939,030)
---	--	--	------------	------------	------------	-----------	--------------------------

(482) 熊 本 県

熊本市島崎地内崩 壊地復旧	熊本県	熊本県	3,279,550	2,186,366	2,186,366	844,068	562,712
------------------	-----	-----	-----------	-----------	-----------	---------	---------

えん堤1箇所、床固工4箇所等の新設にあたり、1号床固工延長19メートル51立米および2号床固工延長16メートル45立米はそれぞれ配合比7:3の玉石コンクリート38立米および33立米を配合比1:3:6のコンクリート厚さ10センチメートル総量12立米および11立米で被覆したこととしているが、実際は両床固工の下部11立米および13立米は玉石を中詰めとし、これをかき込み砂利を使用した配合の悪い粗悪なコンクリート厚さ20センチメートル程度で被覆したにすぎないため、すでに内部に通水している。また、練積石垣250平米の胴裏込コンクリートは配合比1:3:6で平米当り0.3立米総量75立米を施行したこととしているが、実際は下部124平米の37立米はかき込砂利を混用した配合の悪い粗悪なコンクリートで施行したためその強度が著しく低下している。

(483) 同

菊池市荒谷地内崩 壊地復旧	熊本県	熊本県	1,860,000	1,240,000	1,240,000	1,279,366	852,910
------------------	-----	-----	-----------	-----------	-----------	-----------	---------

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

えん堤2箇所の新設にあたり、1号えん堤延長20メートル152立米および2号えん堤延長16メートル166立米はいずれも配合比6:4の玉石コンクリート127立米および140立米を配合比1:3:6のコンクリート厚さ10センチメートル総量それぞれ25立米で被覆したこととしているが、実際は両えん堤とも配合の悪い粗悪なコンクリートに玉石を多量に使用し、その配列が粗雑で玉石だけの層を生じているばかりでなく、コンクリートのつき固めも不十分であったため内部に空けきを生じており、えん堤としての強度が著しく低下している。

(484) 熊 本 県

菊池市丸山地内崩 壊地復旧	熊本県	熊本県	1,115,000	743,333	743,333	1,115,000	743,333
------------------	-----	-----	-----------	---------	---------	-----------	---------

えん堤延長21メートルの新設にあたり、えん堤218立米は配合比1:3:6の基礎コンクリート7立米の上部に配合比7:3の玉石コンクリート186立米を配合比1:3:6のコンクリート厚さ10センチメートル総量24立米で被覆したこととしているが、実際は基礎コンクリートは全く施行していないばかりでなく、えん体は雑石98立米を中詰めとし、これを配合の悪い粗悪なコンクリート厚さ45センチメートル程度総量98立米で被覆したにすぎず、すでに各所から漏水している。

(485) 同

玉名市青野地区土 砂崩壊防止	熊本県	熊本県	4,545,000	3,030,000	3,030,000	815,857	543,904
-------------------	-----	-----	-----------	-----------	-----------	---------	---------

えん堤延長60メートルの新設にあたり、えん体735立米は配合比5:5の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際はえん体下部の中央部分延長5メートル46立米は現場付近で採取した粗石42立米を中詰めとし、これを配合の悪いきわめて粗悪なコンクリート厚さ20センチメートル程度総量4立米で被覆したにすぎず、また、その両側延長13メートル108立米は配合の悪い粗悪なコンクリートで施行しているため容易に破碎される状況で、いずれもその強度が著しく低下している。

(486) 同

天草郡五和町二江 漁港修築	熊本県	熊本県	13,894,000	13,290,500	13,290,500	713,964	713,964
------------------	-----	-----	------------	------------	------------	---------	---------

導流堤延長136メートルおよび物揚場延長81メートルの新設にあたり、導流堤は長さ4メートルまたは5メートルのコンクリートシートパイル692枚を打込み、中詰めぐ

都道県名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 (うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)
			円	円	円	円	円

り石1,290立米を投入した基礎の上部に堤体コンクリート749立米を配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際はシートパイルの打込みが粗雑で前後に傾斜したり、相互に離間したりしているため、すでに申請めぐり石の一部が流失しているばかりでなく、堤体コンクリートのうち延長20メートル77立米は打設が粗雑であったため骨材が分離し、各所に砂利だけの層を生じており、すでに内部に通水している。

(487) 熊 本 県

球磨郡水上村林道 平畑不土野線開設	熊 本 県	10,000,000	6,000,000	6,000,000	926,418	555,850
----------------------	-------	------------	-----------	-----------	---------	---------

林道延長933メートルの開設にあたり、路側擁壁延長23メートル140立米は配合比7:3の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際はかき込み砂利を使用した配合の悪い粗悪なコンクリートに玉石を多量に使用して施行しているため玉石コンクリートとしての強度が著しく低下しており、すでにき裂を生じている状況である。また、床版橋延長5メートルの橋台67立米は配合比1:3:6のコンクリートで施行したこととしているが、実際はかき込み砂利を使用した配合の悪い粗悪なコンクリートに玉石を多量に混入して施行しているため容易に破碎される状況である。

(488) 同

本渡市佐伊津漁港 34年災害復旧	本 渡 市	9,350,000	8,573,000	8,573,000	370,000	339,252
---------------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

防波堤延長276メートルの復旧にあたり、根固め被覆石2,090立米は1個当り1トン内外のもので施行したこととしているが、実際は現場付近で採取した200キログラム程度のもの286立米を敷き並べ、その上部に500キログラム程度のもの120立米を混入して1,804立米を施行したにすぎず、工事費370,000円相当額が出来高不足となっている。

(489) 同

八代市古城町八の 字堰頭首工35年災 害復旧	麦島土地改 良区	8,942,000	5,805,860	5,805,860	322,743	209,550
------------------------------	-------------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

井ぜき延長76メートルの復旧にあたり、水たたき646立米は配合比1:3:6のコンクリートで施行したこととしているが、実際は水たたきのうち右岸側延長8メートル77立米のコンクリートは水洗いの不十分な骨材を使用した配合の悪い粗悪なもので

都道県名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 (うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)
			円	円	円	円	円

施行しているばかりでなく、コンクリートに足場丸太を埋め込んだままで行っている箇所もあり、その強度が著しく低下している。

(490) 熊 本 県

八代郡泉村林道五 家荘下屋敷線37年 災害復旧	泉 村	4,287,000	2,786,550	2,786,550	439,704	285,807
-------------------------------	-----	-----------	-----------	-----------	---------	---------

林道延長59メートルの復旧にあたり、路側擁壁延長36メートル280立米は配合比7:3の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は擁壁の下部72立米は玉石を多量に使用しているばかりでなく、配合の悪い粗悪なコンクリートに土砂を混入したもので施行し、そのつき固めも不十分であったため、容易に破碎される状況である。

計		57,272,550	43,655,609	43,655,609	6,827,120	4,807,282
---	--	------------	------------	------------	-----------	-----------

(491) 大 分 県

津久見市保戸島漁 港修築	大 分 県	28,134,000	27,500,000	27,500,000	3,138,474	3,138,474
-----------------	-------	------------	------------	------------	-----------	-----------

防波堤等の新設にあたり、防波護岸延長100メートルの擁壁コンクリート673立米は配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際は型わくの施行が粗雑となっているばかりでなく、配合の悪い粗悪なコンクリートで施行し、そのつき固めも不十分であったため内部に空げきを生じており、擁壁としての強度が著しく低下し、すでに通水している。

(492) 同

臼杵市成本頭首工 36年災害復旧	臼 杵 市	2,235,000	1,829,920	1,829,920	1,002,933	821,402
---------------------	-------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------

井ぜき延長31メートルの復旧にあたり、えん体および水たたき277立米は配合比3:7の玉石コンクリート、阻水壁36立米は配合比1:3:6のコンクリートでそれぞれ施行したこととしているが、実際はコンクリートはいずれも配合の悪い粗悪なもので施行し、えん体および水たたきは玉石の配列が粗雑となっており、コンクリートのつき固めも不十分であったため内部に空げきを生じているばかりでなく、水たたきは平均厚さ70センチメートルの設計に対し60センチメートル程度で施行したにすぎず、いずれもその強度が著しく低下しており、すでにえん体は各所から漏水している。

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

(493) 大 分 県

宇佐郡安心院町棚 頭首工36年災害 復旧	安心院町	1,743,000	1,411,830	1,411,830	600,390	486,315
----------------------------	------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

井ぞき延長34メートルの復旧にあたり、えん体205立米は配合比5:5の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は玉石を多量に使用しているばかりでなく、コンクリートは配合の悪い粗悪なもので、そのつき固めも不十分であったため内部に空げきを生じており、すでに通水している。

(494) 同

大野郡三重町塚田 頭首工36年災害 復旧	三重町	1,793,000	1,495,362	1,495,362	422,000	351,948
----------------------------	-----	-----------	-----------	-----------	---------	---------

井ぞき延長26メートルの復旧にあたり、えん体94立米は配合比3:7の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際はえん体の下部51立米は玉石を多量に使用し、その配列も粗雑となっているばかりでなく、コンクリートは配合の悪い粗悪なもので、そのつき固めも不十分であったため内部に空げきを生じており、すでに各所から漏水している。

(495) 同

西国東郡大田村落 合頭首工36年災害 復旧	大田村	1,718,000	1,388,144	1,388,144	487,000	393,496
-----------------------------	-----	-----------	-----------	-----------	---------	---------

井ぞき延長44メートルの復旧にあたり、えん体128立米は配合比5:5の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は玉石を多量に使用し、その配列が粗雑となっているばかりでなく、コンクリートは配合の悪い粗悪なもので、そのつき固めも不十分であったため内部に空げきを生じており、すでに各所から漏水している。

(496) 同

東国東郡安岐町乙 ヶ淵頭首工36年災 害復旧	安岐町	1,335,000	1,177,470	1,177,470	309,000	272,538
------------------------------	-----	-----------	-----------	-----------	---------	---------

井ぞき延長24メートルの復旧にあたり、えん体および水たたき69立米は配合比3:7の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際はいずれも配合の悪い粗悪なコンクリートに玉石を多量に使用して施行しているばかりでなく、コンクリートのつ

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

き固めもきわめて不十分であったためえん体内部に空げきを生じており、すでに通水している。

(497) 大 分 県

東国東郡安岐町中 園頭首工36年災害 復旧	安岐町	4,692,000	4,138,344	4,138,344	300,000	264,600
-----------------------------	-----	-----------	-----------	-----------	---------	---------

井ぞき延長65メートルの復旧にあたり、えん体235立米は配合比3:7の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は右岸側延長13メートル79立米は玉石を多量に使用して施行しているばかりでなく、コンクリートのつき固めもきわめて不十分であったため内部に空げきを生じており、すでに通水している。

(498) 同

東国東郡安岐町成 久頭首工36年災害 復旧	安岐町	5,220,000	4,604,040	4,604,040	281,000	247,842
-----------------------------	-----	-----------	-----------	-----------	---------	---------

井ぞき延長68メートルの復旧にあたり、えん体420立米は配合比3:7の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は玉石を多量に使用して施行したため工事費281,000円相当額が出来高不足となっている。

(499) 同

東国東郡安岐町野 々田頭首工36年災 害復旧	安岐町	1,746,000	1,539,972	1,539,972	361,000	318,402
------------------------------	-----	-----------	-----------	-----------	---------	---------

井ぞき延長16メートルの復旧にあたり、えん体81立米は配合比3:7の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は配合の悪い粗悪なコンクリートに玉石を多量に使用して施行しているばかりでなく、コンクリートのつき固めもきわめて不十分であったため内部に空げきを生じており、すでに通水している。

(500) 同

東国東郡安岐町山 の神頭首工36年災 害復旧	安岐町	1,187,000	1,046,934	1,046,934	922,810	813,918
------------------------------	-----	-----------	-----------	-----------	---------	---------

井ぞき延長18メートルの復旧にあたり、えん体および水たたき84立米、付帯護岸擁壁延長25メートル34立米はいずれも配合比3:7の玉石コンクリートで、阻水壁39立米は配合比1:3:6のコンクリートでそれぞれ施行したこととしているが、実際は

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

コンクリートはいずれも現場付近で採取した粗悪な砂を多量に混用した配合の悪いもので施行しているばかりでなく、玉石コンクリートは玉石を多量に使用し、その配列も粗雑であり、コンクリートのつき固めも不十分であったため内部に空げきを生じており、すでにえん体および擁壁は各所から漏水している。

(501) 大 分 県

東国東郡国東町神 田頭首工36年災害 復旧	国 東 町	1,058,000	915,170	915,170	337,000	291,505
-----------------------------	-------	-----------	---------	---------	---------	---------

井ぞき延長 20メートルの復旧にあたり、えん体および水たたき 75立米は配合比 3:7 の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際はいずれも配合の悪いきわめて粗悪なコンクリートに玉石を多量に使用し、その配列も粗雑となっているばかりでなく、コンクリートのつき固めも不十分であったため内部に空げきを生じており、すでに通水している。

(502) 同

東国東郡国東町西 田頭首工36年災害 復旧	国 東 町	1,100,000	951,500	951,500	261,287	226,013
-----------------------------	-------	-----------	---------	---------	---------	---------

井ぞき延長 24メートルの復旧にあたり、えん体 52立米は配合比 3:7 の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は玉石を多量に使用して施行しているばかりでなく、コンクリートのつき固めも不十分であったため内部に空げきを生じており、すでに通水している。

(503) 同

東国東郡国東町向 川原頭首工36年災 害復旧	国 東 町	1,035,000	895,275	895,275	256,000	221,440
------------------------------	-------	-----------	---------	---------	---------	---------

井ぞき延長 16メートルの復旧にあたり、えん体および水たたき 59立米は配合比 3:7 の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際はいずれも玉石を多量に使用し、その配列が粗雑となっているばかりでなく、コンクリートのつき固めもきわめて不十分であったため内部に空げきを生じており、すでに通水している。

(504) 同

東国東郡武蔵町直 さ頭首工36年災害 復旧	武 蔵 町	1,351,000	1,183,476	1,183,476	244,287	213,995
-----------------------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

井ぞき延長 15メートルの復旧にあたり、えん体および水たたき 54立米は配合比 3:7 の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際はいずれも配合の悪い粗悪なコンクリートに玉石を多量に使用し、その配列も粗雑となっているばかりでなく、コンクリートのつき固めもきわめて不十分であったため内部に空げきを生じており、すでに通水している。

(505) 大 分 県

東国東郡武蔵町前 田頭首工36年災害 復旧	武 蔵 町	1,053,000	922,428	922,428	340,000	297,840
-----------------------------	-------	-----------	---------	---------	---------	---------

井ぞき延長 11メートルの復旧にあたり、えん体および水たたき 73立米は配合比 3:7 の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際はいずれも配合の悪い粗悪なコンクリートに玉石を多量に使用し、コンクリートのつき固めもきわめて不十分であったため内部に空げきを生じており、すでに通水している。

(506) 同

南海部郡蒲江町カ バネ農道35年災害 復旧	蒲 江 町	2,559,000	1,663,000	1,663,000	535,000	347,750
-----------------------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

農道延長 294メートルの復旧にあたり、路面舗装および波返しコンクリート計 126立米は配合比 1:3:6 で施行したこととしているが、実際は配合の悪い粗悪なコンクリートで施行しているばかりでなく、そのつき固めも不十分であったためいずれも強度が著しく低下しており、すでに舗装コンクリートは各所にき裂を生じている状況である。

計		57,959,000	52,662,865	52,662,865	9,798,181	8,707,478
---	--	------------	------------	------------	-----------	-----------

(507) 鹿 児 島 県

阿久根市松元頭首 工34年災害復旧	阿 久 根 市	661,000	429,650	429,650	387,795	252,066
----------------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

井ぞき延長 18メートルの復旧にあたり、水たたき 81立米は配合比 1:3:6 のコンクリートで施行したこととしているが、実際はかき込み砂利を使用した配合の悪い粗悪なもので施行しているばかりでなく、その養生も不十分であったため、コンクリートとしての強度が著しく低下しており、すでに角落しの下流部は摩耗洗掘されている状況である。

都 道 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫補助金 相当額 (うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)
			円	円	円	円	円
(508) 鹿 児 島 県							
	熊毛郡上屋久町志 戸子漁港36年災害 復旧	上屋久町	2,277,269	1,821,815	1,821,815	300,000	240,000
	防波堤2箇所の復旧にあたり、旧堤体の被覆コンクリートは配合比陸上部分1:3:6、水中部分1:2:4のコンクリートで厚さ平均80センチメートル 総量435立米を施行したこととしているが、実際はコンクリートは配合の悪い粗悪なもので施行しているばかりでなく、型わくの施行も粗雑でコンクリートの表面が不陸となっており、工事費300,000円相当額が出来高不足となっている。						
(509) 同							
	熊毛郡南種子町大 川漁港36年災害復 旧	南種子町	3,289,700	3,006,785	3,006,785	957,000	874,698
	防潮堤延長125メートルの復旧にあたり、堤体は高さ4.5メートル、上幅50センチメートル、下幅1.6メートルで474立米、水たたきは幅1.5メートル、厚さ20センチメートル、水たたきの側壁は高さ1メートル、上幅20センチメートル、下幅40センチメートルで計55立米をいずれも配合比1:3:6のコンクリートで施行したこととしているが、実際はコンクリートはいずれも配合の悪いもので施行しているばかりでなく、堤体はコンクリートに玉石を混入して施行し、また、水たたきは厚さ16センチメートル程度、水たたきの側壁は高さ36センチメートル、下幅20センチメートル程度で計39立米を施行したにすぎないなどのため、工事費957,000円相当額が出来高不足となっている。						
計			6,227,969	5,258,250	5,258,250	1,644,795	1,366,764
合 計			1,142,627,238	910,558,139	873,034,306	196,237,019	150,930,643 (9,059,577)

別表第3 公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの(建設省)

道 府 県 名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫負担金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫負担金 相当額 (うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)
			円	円	円	円	円
(577) 北 海 道							
	空知郡富良野町布 部川36年災害復旧	富良野町	6,191,000	5,739,057	5,739,057	2,967,000	2,750,409
	護岸延長116メートルの復旧にあたり、練石張り825平米の基礎コンクリート244立米は配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際は多量の玉石を混入し、コンクリートのつき固めも不十分であったため内部に空げきを生じ、基礎コンクリートとしての強度が著しく低下している。						
(578) 岩 手 県							
	釜石市佐須川35年 災害復旧	釜石市	6,473,255	5,275,702	5,275,702	546,000	444,990
	護岸延長800メートルの復旧にあたり、練積石垣2,165平米の胴込コンクリートは平米当たり0.18立米総量389立米を、また、練積石垣359平米の裏込コンクリートは平米当たり0.1立米総量35立米を施行したこととしているが、実際は2,165平米の胴込コンクリートは平米当たり0.13立米程度で総量281立米を施行したにすぎず、また、359平米のうち278平米は裏込コンクリートを全く施行していないため、工事費546,000円相当額が出来高不足となっている。						
(579) 秋 田 県							
	秋田市旭川災害関 連	秋田県	6,084,191	3,965,705	3,965,705	625,000	407,377
	護岸延長150メートルの復旧にあたり、床止めの帯工1基のコンクリート105立米は配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際は玉石を混入し、コンクリートのつき固めも不十分であったため内部に空げきを生じ、帯工としての強度が著しく低下している。						
(580) 山 形 県							
	東田川郡朝日村大 鳥川34年災害復旧	山形県	4,943,949	3,317,389	3,317,389	301,000	201,971
	護岸延長100メートルの復旧にあたり、練石張り672平米は平米当たり胴込コンクリート						

道府県名	工事	事業主体	工事費	左に対する 国庫負担金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫負担金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

ト0.12立米または0.15立米総量87立米、裏込ぐり石0.4立米総量268立米を施行した
こととしているが、実際は胴込コンクリートは半量程度で総量42立米、裏込ぐり石
は不適格なもので総量134立米程度を施行したにすぎないなどのため、工事費301,000
円相当額が出来高不足となっている。

(581) 神奈川県

横浜市	横浜市	19,026,000	14,269,500	14,269,500	1,824,000	1,368,000
-----	-----	------------	------------	------------	-----------	-----------

横浜市道横浜厚木線舗装新設
道路延長671メートルのコンクリート舗装にあたり、路盤5,279平米の砂は厚さ
27センチメートルで総量1,425立米、碎石は厚さ20センチメートルで総量1,055立
米を施行したこととしているが、実際は砂は厚さ21センチメートル程度で総量1,150
立米、碎石は厚さ14センチメートル程度で総量770立米を施行したにすぎず、工事
費1,824,000円相当額が出来高不足となっている。

(582) 福井県

足羽郡美山村	福井県	1,110,000	1,074,480	1,074,480	905,000	876,040
--------	-----	-----------	-----------	-----------	---------	---------

足羽郡美山村足羽川36年災害復旧
護岸延長70メートルの復旧にあたり、練積石垣296平米は控35センチメートルの
雑割石を使用し、胴込コンクリート平米当り0.17立米総量50立米を施行したこと
としているが、実際は築石は控30センチメートル程度のものを使用し、胴込コンク
リートはほとんど施行していないなどのため、築石が容易に抜き取られる状況であ
る。

(583) 同

勝山市	勝山市	1,470,000	1,012,830	1,012,830	1,470,000	1,012,830
-----	-----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

勝山市大蓮寺川37年災害復旧
護岸延長76メートルの復旧にあたり、表練積石垣は法長4.4メートルから6.5メー
トルで427平米、裏から積石垣は法長4.4メートルから7メートルで254平米を施行し
たこととしているが、実際は表石垣は法長0.5メートルから1.5メートル程度、裏石
垣は法長0.3メートルから2.4メートル程度それぞれ根入れが不足していて、その一
部は基礎が露出している状況である。

計		2,580,000	2,087,310	2,087,310	2,375,000	1,888,870
---	--	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

道府県名	工事	事業主体	工事費	左に対する 国庫負担金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫負担金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円

(584) 岐阜県

土岐市	岐阜県	2,100,000	1,465,800	1,465,800	498,000	347,604
-----	-----	-----------	-----------	-----------	---------	---------

土岐市土岐川35年災害復旧
護岸延長100メートルの復旧にあたり、根固め三角すいブロック623個271立米は配
合比1:3:6のコンクリートで施行したこととしているが、実際はうち161個70立米
は泥土混りの骨材を使用した粗悪なコンクリートで施行したため強度が著しく低下
し、容易に破砕される状況である。

(585) 京都府

北桑田郡京北町	京都府	1,870,000	1,793,330	1,793,330	401,000	384,559
---------	-----	-----------	-----------	-----------	---------	---------

北桑田郡京北町里山山谷川35年災害復旧
護岸延長105メートルの復旧にあたり、床止め5基のコンクリート総量132立米は配
合比1:3:6で施行したこととしているが、実際は5基のえん体総量59立米は玉石
を混入し、コンクリートのつき固めも不十分であったため内部に空けきを生じ、強度
が著しく低下している。

(586) 同

久世郡城陽町	京都府	4,130,948	2,429,907	2,429,907	494,000	290,581
--------	-----	-----------	-----------	-----------	---------	---------

久世郡城陽町大谷川災害関連
護岸延長228メートルの復旧にあたり、コンクリート擁壁456立米は配合比1:3:6
で施行したこととしているが、実際はうち51メートルの間87立米は土混りの山砂を
使用した粗悪なもので施行したため擁壁としての強度が著しく低下し、容易に破砕さ
れる状況である。

計		6,000,948	4,223,237	4,223,237	895,000	675,140
---	--	-----------	-----------	-----------	---------	---------

(587) 兵庫県

津名郡淡路町	兵庫県	1,150,000	767,050	767,050	1,150,000	767,050
--------	-----	-----------	---------	---------	-----------	---------

津名郡淡路町茶間川36年災害復旧
えん堤延長41メートルのうち右岸側8メートルの復旧にあたり、えん体の玉石コン
クリート187立米は配合比5:5で施行したこととしているが、実際は山土の層また
は玉石混り砂の層とコンクリートの層とに分離して打設し、これを厚さ45センチメ
ートル程度の玉石コンクリートで被覆したにすぎず、強度が著しく低下している。

(588) 同

美方郡村岡町	兵庫県	4,568,000	4,371,576	4,371,576	415,000	397,155
--------	-----	-----------	-----------	-----------	---------	---------

道府県名	工事	事業主体	工事費	左に対する 国庫負担金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫負担金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円
	護岸延長	131メートルの復旧にあたり、根固め十字ブロック126個	99立米は	配合比	1:3:6のコンクリートで	施行したものであるが、うち54個	42立米は冬期間の施行であるにもかかわらず養生が不十分であったため凍結し、コンクリートとしての強度が著しく低下しており、容易に破砕される状況である。
計			5,718,000	5,138,626	5,138,626	1,565,000	1,164,205
(589)	奈良県						
	奈良市県道奈良津	奈良県	2,535,000	1,794,780	1,794,780	1,103,000	780,924
	線36年災害復旧						
	道路延長	35メートルの復旧にあたり、路側コンクリート擁壁333立米は	配合比	1:3:6で	施行したこととしているが、実際はうち13メートルの間	133立米は多量の玉石を中詰めとし、その前面を厚さ35センチメートル程度のコンクリートで被覆したにすぎず、擁壁としての強度が著しく低下している。また、14メートルの間	145立米は玉石58立米程度を混入しているため工事費110,000円相当額が出来高不足となっている。
(590)	同						
	吉野郡十津川村	奈良県	20,273,897	13,765,976	13,765,976	1,929,000	1,309,791
	2級国道新宮大和高田線33年災害復旧						
	道路延長	90メートルの復旧にあたり、路側法覆工はまるかご946本、だ円かご1,620本、ひし形ふとんかご44本および異形ふとんかご27本計2,637本をそれぞれ径4ミリメートルの鉄線で、また、まるかごの止めぐい1,892本を長さ1.8メートルの松丸太で施行したこととしているが、実際はまるかご908本、だ円かご1,329本、ひし形ふとんかご35本、異形ふとんかご23本計2,295本を施行したにすぎないばかりでなく、まるかご83本およびだ円かご68本計151本は径3.2ミリメートルの鉄線を使用し、また、まるかごの止めぐいは1メートル程度のもので1,325本を施行したにすぎず、工事費1,929,000円相当額が出来高不足となっている。					
(591)	同						
	宇陀郡榛原町初生	榛原町	10,276,000	8,672,944	3,958,360	811,000	684,484 (684,484)
	谷川36年災害復旧						
	護岸延長	427メートルの復旧にあたり、床止め7基および護岸擁壁のコンクリート総					

道府県名	工事	事業主体	工事費	左に対する 国庫負担金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫負担金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
			円	円	円	円	円
	量761立米は	配合比1:3:6で	施行したこととしているが、実際はうち床止め2基(4号、7号)49立米および擁壁15立米総量65立米は多量の粘土、土砂および玉石を混入しているため、いずれも強度が著しく低下しており、また、床止め3基(1号、5号、6号)の下部86立米および擁壁214立米総量301立米は玉石60立米程度を混入しているなどのため工事費147,000円相当額が出来高不足となっている。				
計			33,084,897	24,233,700	19,519,116	3,843,000	2,775,199 (684,484)
(592)	鳥取県						
	八頭郡若桜町二通	鳥取県	5,098,390	4,420,304	4,420,304	1,736,000	1,505,112
	川36年災害復旧						
	流路延長	98メートルの復旧にあたり、3号床止め400立米は	配合比	1:3:6のコンクリートで	施行したこととしているが、実際はうちえん体335立米は多量の玉石を混入し、コンクリートのつき固めも不十分であったため内部に空けきを生じ、強度が著しく低下している。		
(593)	島根県						
	飯石郡頓原町県道	島根県	600,000	468,000	468,000	600,000	468,000
	出雲三次線36年災害復旧						
	道路延長	20メートルの復旧にあたり、コンクリート擁壁86立米は	配合比	1:3:6で	施行したこととしているが、実際はうち下部30立米は多量の玉石を混入し、コンクリートのつき固めも不十分であったため内部に空けきを生じ、擁壁としての強度が著しく低下している。		
(594)	同						
	大原郡木次町坂水	木次町	6,867,000	6,386,310	6,386,310	407,000	378,510
	川36年災害復旧						
	護岸延長	290メートルの復旧にあたり、床止め4基の玉石コンクリート285立米は	配合比	4:6で	施行したこととしているが、実際はうち5号床止めのえん体および垂直壁計67立米は多量の玉石を中詰めとし、これを厚さ20センチメートル程度のコンクリートで被覆したにすぎず、強度が著しく低下している。		
計			7,467,000	6,854,310	6,854,310	1,007,000	846,510

道府県名	工事	事業主体	工事費	左に対する 国庫負担金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫負担金 相当額 (うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)
			円	円	円	円	円
(595)	広島県	沼隈郡内海町奥上 川災害関連	4,929,000	4,751,556	4,751,556	1,344,000	1,295,616
		流路延長154メートルの復旧にあたり、5号、6号両床止めのえん体および垂直壁の玉石コンクリート計128立米は配合比5:5で、また、5号床止めの側壁玉石コンクリート26立米は配合比4:6で施行したこととしているが、実際は5号床止めのえん体および側壁、6号床止めのえん体および垂直壁計136立米は玉石と玉石との間にコンクリートのつき固めが不十分であったため内部に空げきを生じ、また、5号床止めの垂直壁18立米は多量の玉石を申請めとし、これを厚さ15センチメートル程度のコンクリートで被覆したにすぎず、いずれも強度が著しく低下している。					
(596)	香川県	小豆郡内海町別当 川36年災害復旧	6,145,458	5,026,984	3,567,479	289,000	236,402 (236,402)
		えん堤延長136メートルの復旧にあたり、から石張り1,978平米は控45センチメートルの雑石を使用し、平米当り胴裏込ぐり石0.56立米総量1,107立米を施行したこととしているが、実際は築石は控35センチメートル程度のものを使用し、胴裏込ぐり石は平米当り0.44立米総量870立米を施行したにすぎず、工事費289,000円相当額が出来高不足となっている。					
(597)	同	香川郡塩江町町道 東山線36年災害復 旧	2,364,978	2,197,064	1,949,042	1,588,000	1,475,252 (248,022)
		道路延長43メートルの復旧にあたり、コンクリート擁壁269立米は配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際は配合の悪い粗悪なコンクリートに玉石を混入し、つき固めも不十分であったため内部に空げきを生じ、擁壁としての強度が著しく低下している。					
(598)	同	小豆郡土庄町東川 災害関連	11,416,756	10,112,735	10,112,735	288,000	255,104
		護岸延長445メートルの復旧にあたり、床止めのコンクリート垂直壁41立米は配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際は玉石を混入し、コンクリートのつき					

道府県名	工事	事業主体	工事費	左に対する 国庫負担金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫負担金 相当額 (うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)
			円	円	円	円	円
		固めも不十分であったため内部に空げきを生じ、垂直壁としての強度が著しく低下している。					
		計	19,927,192	17,336,783	15,629,256	2,165,000	1,966,758 (484,424)
(599)	福岡県	朝倉郡宝珠山村古 城原川鉱害復旧	2,665,000	1,066,000	1,066,000	667,000	266,800
		土留擁壁延長62メートルの復旧にあたり、擁壁の玉石コンクリート117立米は配合比5:5で施行したこととしているが、実際は多量の玉石を申請めとし、これを厚さ10センチメートル程度のコンクリートで被覆したにすぎず、擁壁としての強度が著しく低下している。					
(600)	佐賀県	鹿島市浜川災害関 連	1,020,000	578,971	578,971	753,000	427,416
		護岸延長37メートルの復旧にあたり、練積石垣116平米の基礎コンクリート80立米は配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際は多量の玉石を混入し、玉石の層とコンクリートの層とに分離して打設し、これを厚さ10センチメートル程度のコンクリートで被覆したにすぎず、基礎コンクリートとしての強度が著しく低下している。					
(601)	熊本県	山鹿市菊池川37年 災害復旧	8,652,000	6,549,564	6,549,564	461,000	348,977
		護岸延長274メートルの復旧にあたり、から石張り1,228平米の裏込ぐり石は平米当り0.4立米総量491立米を施行したこととしているが、実際は平米当り0.06立米程度総量73立米を施行したにすぎず、工事費461,000円相当額が出来高不足となっている。					
		(一般会計の分)合計	141,960,822	111,273,514	104,851,403	23,572,000	18,680,954 (1,168,908)
		(道路整備特別会計の分)					
(602)	青森県	北津軽郡鶴田町菖 蒲川新田子線街路 新設	8,263,266	5,508,844	5,508,844	857,000	571,333

道府県名	事業主体	工事費	左に対する 国庫負担金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫負担金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
工	事	費	円	円	円	円

街路延長316メートルの新設にあたり、路盤2,368平米の切込砂利は厚さ40センチメートルで総量947立米を施行したこととしているが、実際は厚さ20センチメートル程度で総量473立米を施行したにすぎず、工事費857,000円相当額が出来高不足となっている。

(603) 秋 田 県

仙北郡田沢湖町2 級国道秋田盛岡線 道路改良	秋 田 県	37,057,799	27,793,349	27,793,349	1,142,000	856,500
------------------------------	-------	------------	------------	------------	-----------	---------

道路延長698メートルの改良にあたり、土砂21,930立米、軟岩20,674立米、硬岩20,434立米の切取りを施行したこととしているが、実際は土砂20,864立米、軟岩18,678立米、硬岩20,183立米を施行したにすぎないため路面高が設計に比べて最高1.5メートル程度高くなっており、工事費1,142,000円相当額が出来高不足となっている。

(604) 熊 本 県

熊本市県道小山熊 本線舗装新設	熊 本 県	5,579,000	3,719,333	3,719,333	1,961,000	1,307,333
--------------------	-------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

道路延長595メートルのアスファルト舗装にあたり、路盤3,799平米は切込砂利厚さ15センチメートル総量569立米、碎石厚さ10センチメートル総量379立米を施行したこととしているが、実際はうち1,348平米は切込砂利および碎石を7割程度施行したにすぎないため路盤の支持力が低下し、舗装の各所にき裂を生じている状況である。

(道路整備特別会計の分)合計		50,900,065	37,021,526	37,021,526	3,960,000	2,735,166
----------------	--	------------	------------	------------	-----------	-----------

(治水特別会計の分)

(605) 青 森 県

青森市六枚橋川通 常砂防	青 森 県	4,710,720	3,140,480	3,140,480	942,000	628,000
-----------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

流路延長213メートルの新設にあたり、帯工1基のコンクリート121立米は配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際は多量の玉石を混入し、コンクリートのつき固めも不十分であったため内部に空げきを生じ、帯工としての強度が著しく低下している。

(606) 同

むつ市小荒川通常 砂防	青 森 県	5,014,225	3,342,816	3,342,816	455,000	303,333
----------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

道府県名	事業主体	工事費	左に対する 国庫負担金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫負担金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
工	事	費	円	円	円	円

えん堤延長60メートルの新設にあたり、水たたきの玉石コンクリート94立米は配合比5:5で施行したこととしているが、実際は玉石と玉石との間にコンクリートのつき固めが不十分であったため内部に空げきを生じ、水たたきとしての強度が著しく低下している。

(607) 青 森 県

三戸郡田子町杉倉 川通常砂防	青 森 県	3,940,600	2,627,066	2,627,066	3,940,600	2,627,066
-------------------	-------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

えん堤延長32メートルの新設にあたり、えん体の玉石コンクリート737立米は配合比5:5で施行したこととしているが、実際は玉石と玉石との間にコンクリートのつき固めが不十分であったため内部に空げきを生じ、強度が著しく低下している。

計		13,665,545	9,110,362	9,110,362	5,337,600	3,558,399
---	--	------------	-----------	-----------	-----------	-----------

(608) 岩 手 県

下閉伊郡川井村夏 屋川通常砂防	岩 手 県	5,777,468	3,851,645	3,851,645	2,215,000	1,476,666
--------------------	-------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

えん堤延長48メートルの新設にあたり、えん体の玉石コンクリート1,003立米は配合比5:5で施行したこととしているが、実際はうち右岸側451立米は玉石と玉石との間にコンクリートのつき固めが不十分であったため内部に空げきを生じ、強度が著しく低下している。

(609) 同

二戸郡安代町兄川 通常砂防	岩 手 県	5,202,484	3,468,322	3,468,322	1,852,000	1,234,666
------------------	-------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

えん堤延長66メートルの新設にあたり、えん体の玉石コンクリート797立米は配合比5:5で施行したこととしているが、実際はうち中央部374立米は玉石と玉石との間にコンクリートのつき固めが不十分であったため内部に空げきを生じ、強度が著しく低下している。

(610) 同

和賀郡和賀町鈴鴨 川通常砂防	岩 手 県	12,733,280	8,488,853	8,488,853	1,169,000	779,333
-------------------	-------	------------	-----------	-----------	-----------	---------

えん堤延長82メートルの新設にあたり、副えん体の玉石コンクリート609立米は配合比5:5で施行したこととしているが、実際はうち右岸側13メートルの間141立米は玉石と玉石との間にコンクリートのつき固めが不十分であったため内部に空げきを

道府県名	工事業主体	工事費	左に対する 国庫負担金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫負担金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
工	事	費	円	円	円	円
生じ、強度が著しく低下している。						
計		23,713,232	15,808,820	15,808,820	5,236,000	3,490,665
(611) 秋 田 県						
北秋田郡比内町長 内沢川通常砂防	秋 田 県	5,918,825	3,945,883	3,945,883	419,000	279,333
流路延長286メートルの新設にあたり、床止め1基のコンクリート182立米は配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際はうちえん体54立米は玉石を混入し、コンクリートのつき固めも不十分であったため内部に空げきを生じ、強度が著しく低下している。						
(612) 山 形 県						
東根市乱川通常砂防	山 形 県	5,937,883	3,958,588	3,958,588	1,304,000	869,333
流路延長116メートルの新設にあたり、床止め1基の水たたき玉石コンクリート274立米は配合比5:5で施行したこととしているが、実際は玉石の層とコンクリートの層とに分離して打設し、これを厚さ20センチメートル程度のコンクリートで被覆したにすぎず、水たたきとしての強度が著しく低下している。						
(613) 福 島 県						
南会津郡只見町餅 井戸川通常砂防	福 島 県	2,711,340	1,807,560	1,807,560	540,000	360,000
えん堤延長24メートルの新設にあたり、えん体の玉石コンクリート448立米は配合比5:5で施行したこととしているが、実際はうち中央部105立米は玉石の層とコンクリートの層とに分離して打設し、これを厚さ30センチメートル程度のコンクリートで被覆したにすぎず、強度が著しく低下している。						
(614) 栃 木 県						
鹿沼市ウトウ沢通 常砂防	栃 木 県	2,539,980	1,693,320	1,693,320	2,539,980	1,693,320
えん堤2基の新設にあたり、えん体の玉石コンクリート406立米は配合比5:5で施行したこととしているが、実際は粗悪なコンクリートを使用したりえ多量の玉石を混入し、玉石と玉石との間にコンクリートのつき固めが不十分なものを厚さ20センチメートル程度のコンクリートで被覆したにすぎず、えん堤としての強度が著しく低下している。						

道府県名	工事業主体	工事費	左に対する 国庫負担金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫負担金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
工	事	費	円	円	円	円
(615) 群 馬 県						
沼田市天狗滝川通 常砂防	群 馬 県	3,187,960	2,125,306	2,125,306	919,000	612,666
えん堤延長33メートルの新設にあたり、副えん堤の玉石コンクリート158立米は配合比5:5で施行したこととしているが、実際は多量の玉石を混入し、玉石と玉石との間にコンクリートのつき固めが不十分なものを厚さ25センチメートル程度のコンクリートで被覆したにすぎず、副えん堤としての強度が著しく低下している。						
(616) 福 井 県						
大野市湯の谷川特 殊緊急砂防	福 井 県	6,789,851	4,526,567	4,526,567	1,097,000	731,333
えん堤延長56メートルの新設にあたり、えん体の玉石コンクリート565立米は配合比5:5で施行したこととしているが、実際はうち下部170立米は玉石と玉石との間にコンクリートのつき固めが不十分であったため内部に空げきを生じ、強度が著しく低下している。						
(617) 岐 阜 県						
山県郡美山村神崎 川特殊緊急砂防	岐 阜 県	2,082,580	1,388,386	1,388,386	2,082,580	1,388,386
えん堤延長23メートルの新設にあたり、えん体の玉石コンクリート264立米は配合比5:5で施行したこととしているが、実際は玉石と玉石との間にコンクリートのつき固めが不十分であったため内部に空げきを生じ、強度が著しく低下している。						
(618) 兵 庫 県						
美方郡美方町猪之 谷川通常砂防	兵 庫 県	3,335,000	2,223,333	2,223,333	367,000	244,666
流路延長134メートルの新設にあたり、底張りの玉石コンクリートは配合比5:5で厚さ30センチメートル総量63立米、また、床止め3基の水たたきコンクリートは配合比1:3:6で厚さ50センチメートル総量13立米をそれぞれ施行したこととしているが、実際は底張りは径20センチメートル程度の玉石を基礎に敷き並べてその上に10センチメートル程度のコンクリートを打設したにすぎず、また、水たたきは径30センチメートル程度の玉石を敷き並べてその上に20センチメートル程度のコンクリートを打設したにすぎないため、いずれも強度が著しく低下している。						

道府県名	事業主体	工事費	左に対する 国庫負担金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫負担金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
工	事	費	円	円	円	円
(619)	鳥取県					
	西伯郡中山町甲川鳥取県 特殊緊急砂防	5,543,636	3,695,757	3,695,757	1,286,000	857,333
	えん堤延長64メートルの新設にあたり、えん体の玉石コンクリート980立米は配合比5:5で施行したこととしているが、実際は両そで部339立米のうち左岸側の一部38立米は玉石の層とコンクリートの層とに分離して打設し、残りの301立米は玉石と玉石との間にコンクリートのつき固めが不十分であったため内部に空げきを生じ、強度が著しく低下している。					
(620)	同					
	東伯郡東伯町加勢鳥取県 蛇川特殊緊急砂防	5,005,559	3,337,039	3,337,039	4,084,000	2,722,666
	えん堤延長50メートルの新設にあたり、えん体の玉石コンクリート866立米は配合比5:5で施行したこととしているが、実際はうち126立米は玉石の層とコンクリートの層とに分離して打設し、これを厚さ20センチメートル程度のコンクリートで被覆したにすぎず、また、残りの740立米は玉石と玉石との間にコンクリートのつき固めが不十分であったため内部に空げきを生じ、えん堤としての強度が著しく低下している。					
	計	10,549,195	7,032,796	7,032,796	5,370,000	3,579,999
(621)	島根県					
	稔地郡五箇村小路島根県 川通常砂防	2,611,042	1,740,694	1,740,694	1,734,000	1,156,000
	えん堤延長28メートルの新設にあたり、えん体のコンクリート198立米は配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際はコンクリートのつき固めが不十分であったため内部に空げきを生じ、えん堤としての強度が著しく低下している。					
(622)	同					
	稔地郡五箇村那久島根県 路川通常砂防	4,826,008	3,217,338	3,217,338	1,059,000	706,000
	流路延長183メートルの新設にあたり、6号、7号両床止めの玉石コンクリート計248立米は配合比5:5で施行したこととしているが、実際はうち6号床止め101立米は多量の玉石を中詰めとし、これを厚さ15センチメートル程度のコンクリートで被覆したにすぎず、また、7号床止めの水たたき41立米は玉石と玉石との間にコン					

道府県名	事業主体	工事費	左に対する 国庫負担金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫負担金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
工	事	費	円	円	円	円
	りートのつき固めが不十分であったため内部に空げきを生じており、いずれも強度が著しく低下している。					
	計	7,437,050	4,958,032	4,958,032	2,793,000	1,862,000
(623)	広島県					
	安芸郡下蒲刈町下島大川通常砂防	1,942,000	1,294,666	1,294,666	981,000	654,000
	流路延長70メートルの新設にあたり、玉石コンクリート擁壁123メートル119立米は配合比3:7で、また、床止めのえん体玉石コンクリート32立米は配合比5:5で施行したこととしているが、実際は擁壁のうち84メートルの間81立米の下部1メートル程度は多量の玉石を中詰めとし、その前面を厚さ20センチメートル程度のコンクリートで被覆したにすぎず、また、えん体は玉石の層とコンクリートの層とに分離して打設し、これを厚さ20センチメートル程度のコンクリートで被覆している状況で、いずれも強度が著しく低下している。					
(624)	徳島県					
	板野郡土成町宮河内谷川通常砂防	5,191,813	3,461,208	3,461,208	1,394,000	929,333
	床止め延長70メートルの新設にあたり、水たたきの玉石コンクリートは配合比5:5で厚さ1メートル総量315立米を施行したこととしているが、実際は下部60センチメートル程度は玉石と玉石との間にコンクリートのつき固めが不十分であったため内部に空げきを生じ、水たたきとしての強度が著しく低下している。					
(625)	同					
	麻植郡山川町大藤谷川通常砂防	2,315,649	1,543,766	1,543,766	635,000	423,333
	流路延長95メートルの新設にあたり、底張りの玉石コンクリート108立米は配合比5:5で施行したこととしているが、実際は玉石と玉石との間にコンクリートのつき固めが不十分であったため内部に空げきを生じ、強度が著しく低下している。					
	計	7,507,462	5,004,974	5,004,974	2,029,000	1,352,666
(626)	香川県					
	大川郡引田町大谷川通常砂防	2,680,000	1,786,666	1,786,666	463,000	308,666

道府県名	事業主体	工事費	左に対する 国庫負担金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫負担金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
工	事	費	円	円	円	円

えん堤延長36メートルの新設にあたり、えん体の玉石コンクリート513立米は配合比5:5で施行したこととしているが、実際はうち左岸側で部90立米は玉石の層とコンクリートの層とに分離して打設し、これを厚さ40センチメートル程度のコンクリートで被覆したにすぎず、強度が著しく低下している。

(627) 香 川 県

木田郡三木町吉田 川通常砂防	香 川 県	2,044,709	1,363,139	1,363,139	575,000	383,333
-------------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	---------

流路延長119メートルの新設にあたり、床止め1基の玉石コンクリート76立米は配合比5:5で施行したこととしているが、実際は玉石と玉石との間にコンクリートのつき固めが不十分であったため内部に空げきを生じ、床止めとしての強度が著しく低下している。また、練積石垣457平米は控35センチメートルの雑割石で施行したこととしているが、実際は控30センチメートル程度のもので行したにすぎないなどのため工事費117,000円相当額が出来高不足となっている。

(628) 同

小豆郡土庄町桂川 通常砂防	香 川 県	2,530,150	1,686,766	1,686,766	2,530,150	1,686,766
------------------	-------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

えん堤延長33メートルの新設にあたり、えん体の玉石コンクリート461立米は配合比5:5で施行したこととしているが、実際は玉石の層とコンクリートの層とに分離して打設し、これを厚さ20センチメートルから30センチメートル程度のコンクリートで被覆したにすぎず、えん堤としての強度が著しく低下している。

(629) 同

小豆郡土庄町東川 通常砂防	香 川 県	6,163,984	4,109,322	4,109,322	6,073,000	4,048,666
------------------	-------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

えん堤延長65メートルの新設にあたり、えん体の玉石コンクリート1,043立米は配合比5:5で施行したこととしているが、実際は多量の玉石を中詰めとし、これを厚さ20センチメートル程度のコンクリートで被覆したにすぎず、すでに両そで部にき裂を生じている状況で、強度が著しく低下している。

(630) 同

三豊郡財田村本篠 川通常砂防	香 川 県	1,517,561	1,011,707	1,011,707	1,517,561	1,011,707
-------------------	-------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

えん堤延長20メートルの新設にあたり、えん体の玉石コンクリート203立米は配合

道府県名	事業主体	工事費	左に対する 国庫負担金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫負担金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
工	事	費	円	円	円	円

比5:5で施行したこととしているが、実際は配合の悪い粗悪なコンクリートで施行しているため、えん堤としての強度が著しく低下している。

(631) 香 川 県

三豊郡高瀬町中寿 賀川通常砂防	香 川 県	4,221,856	2,814,570	2,814,570	4,203,000	2,802,000
--------------------	-------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

えん堤延長31メートルの新設にあたり、えん体の玉石コンクリート828立米は配合比5:5で施行したこととしているが、実際は玉石の層とコンクリートの層とに分離して打設し、これを厚さ20センチメートル程度のコンクリートで被覆したにすぎず、えん堤としての強度が著しく低下している。

計		19,158,260	12,772,170	12,772,170	15,361,711	10,241,138
---	--	------------	------------	------------	------------	------------

(632) 高 知 県

室戸市露ヶ谷川通 常砂防	高 知 県	3,736,226	2,490,817	2,490,817	2,492,000	1,661,333
-----------------	-------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

えん堤延長39メートルの新設にあたり、えん体の玉石コンクリート474立米は配合比5:5で施行したこととしているが、実際はうち下部235立米は玉石の層とコンクリートの層とに分離して打設し、これを厚さ40センチメートル程度のコンクリートで被覆したにすぎず、えん堤としての強度が著しく低下している。

(633) 同

吾川郡池川町小郷 川通常砂防	高 知 県	5,999,089	3,999,392	3,999,392	2,319,000	1,546,000
-------------------	-------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

えん堤延長49メートルの新設にあたり、えん体の玉石コンクリート353立米は配合比5:5で施行したこととしているが、実際はうち両そで部171立米は玉石の層とコンクリートの層とに分離して打設し、これを厚さ20センチメートル程度のコンクリートで被覆したにすぎず、また、水通し部182立米は配合の悪い粗悪なコンクリートを使用し、玉石と玉石との間にコンクリートのつき固めが不十分であったため内部に空げきを生じ、強度が著しく低下している。

計		9,735,315	6,490,209	6,490,209	4,811,000	3,207,333
---	--	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

(634) 長 崎 県

上県郡上県町飼所 川通常砂防	長 崎 県	3,407,000	2,271,333	2,271,333	3,407,000	2,271,333
-------------------	-------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

えん堤延長31メートルの新設にあたり、えん体の玉石コンクリート389立米は配合

道府県名	事業主体	工事費	左に対する 国庫負担金	左のうち37 年度までの 交付済額	工事費から 除外すべき 額	左に対する 国庫負担金 相当額 <small>(うち38年度 以降交付予 定額中減額 を要する額)</small>
工			円	円	円	円

比4:6で施行したこととしているが、実際は玉石の層とコンクリートの層とに分離して打設し、これを厚さ10センチメートル程度のコンクリートで被覆したにすぎず、えん堤としての強度が著しく低下している。

(635) 熊本県

阿蘇郡長陽村三王 谷川通常砂防	熊本県	2,264,000	1,509,333	1,509,333	562,000	374,666
--------------------	-----	-----------	-----------	-----------	---------	---------

えん堤延長19メートルの新設にあたり、えん体の玉石コンクリート123立米は配合比5:5で施行したこととしているが、実際は玉石と玉石との間にコンクリートのつき固めが不十分であったため内部に空けきを生じ、えん堤としての強度が著しく低下している。

(636) 同

下益城郡中央村下 草野川通常砂防	熊本県	2,200,000	1,466,666	1,466,666	367,000	244,666
---------------------	-----	-----------	-----------	-----------	---------	---------

えん堤延長36メートルの新設にあたり、えん体の玉石コンクリート413立米は配合比5:5で施行したこととしているが、実際はうち右岸側87立米は玉石と玉石との間にコンクリートのつき固めが不十分であったため内部に空けきを生じ、強度が著しく低下している。

計		4,464,000	2,975,999	2,975,999	929,000	619,332
(治水特別会計の分)合計		134,082,478	89,388,304	89,388,304	55,523,871	37,015,902
総合計		326,943,365	237,683,344	231,261,233	83,055,871	58,432,022 (1,168,908)

付表第1 昭和37年度一般会計決算未確認額表 (昭和38年12月2日現在)

歳出	所管、組織、項	証明	庁	金額	事	由
出				円		円
総	理		府			
(組織)	防衛本庁					
(項)	防衛本庁	防衛庁調達実施本部ほか1箇所		4,415,064,789	{前金払の精算未了 概算払の精算未了}	3,063,901,954 1,351,162,835
(項)	研究開発費	防衛庁調達実施本部		55,000,000	前金払の精算未了	
(項)	航空機購入費	同		17,371,146,935	{前金払の精算未了 概算払の精算未了}	329,391,535 17,041,755,400
(項)	艦船建造費	同		696,806,547	前金払の精算未了	
(項)	昭和35年度甲型警備艦建造費	同		1,685,305,918	{前金払の精算未了 概算払の精算未了}	305,305,918 1,380,000,000
(項)	昭和35年度潜水艦建造費	同		526,130,359	前金払の精算未了	
(項)	昭和36年度乙型警備艦建造費	同		737,105,509	同	
(項)	昭和36年度潜水艦建造費	同		417,412,857	同	
(項)	昭和37年度甲型警備艦建造費	同		336,710,000	同	
計				26,240,682,914	{前金払の精算未了 概算払の精算未了}	6,467,764,679 19,772,918,235

付表第2 既往年度一般会計決算未確認額表 (昭和38年12月2日現在)

年度、歳出、所管、組織、項	前年度までの 未確認額 円	本年度確認額 円	未 確 認 残 額			
			金 額 円	証 明 庁	事	由 円
昭和33年度						
歳 出						
総 理 府						
(組織) 防 衛 庁						
(項) 防 衛 庁	1,689,595,958	1,604,854,863	84,741,095	防衛庁調 達実施本 部	前金払の精算未了	
昭和34年度						
歳 出						
総 理 府						
(組織) 防 衛 本 庁						
(項) 防 衛 本 庁	4,512,038,953	3,525,828,874	986,210,079	防衛庁調 達実施本 部	前金払の精算未了	
(項) 昭和34年度 乙型警備艦 建造費	2,764,584	0	2,764,584	同	同	
計	4,514,803,537	3,525,828,874	988,974,663			
昭和35年度						
歳 出						
総 理 府						
(組織) 防 衛 本 庁						
(項) 防 衛 本 庁	9,384,796,496	3,855,654,764	5,529,141,732	防衛庁調 達実施本 部	前金払の精算未了	
(項) 艦船建造費	104,092,103	97,500,000	6,592,103	同	同	
(項) 潜水艦建造 費	552,193	0	552,193	同	同	
(項) 昭和35年度 潜水艦建造 費	253,657,714	0	253,657,714	同	同	
計	9,743,098,506	3,953,154,764	5,789,943,742			
昭和36年度						
歳 出						
総 理 府						
(組織) 防 衛 本 庁						
(項) 防 衛 本 庁	5,679,969,213	1,023,434,705	4,656,534,508	防衛庁調 達実施本 部	前金払の精算未了 4,390,534,508 概算払の精算未了 266,000,000	
(項) 航空機購入 費	11,816,369,848	5,357,130,614	6,459,239,234	同	前金払の精算未了 686,858,234 概算払の精算未了 5,772,381,000	

年度、歳出、所管、組織、項	前年度までの 未確認額 円	本年度確認額 円	未 確 認 残 額			
			金 額 円	証 明 庁	事	由 円
(項) 艦船建造費	812,977,463	793,050,000	19,927,463	防衛庁調 達実施本 部	前金払の精算未了	
(項) 昭和34年度 乙型警備艦 建造費	2,828,941	0	2,828,941	同	同	
(項) 昭和35年度 潜水艦建造 費	793,080,000	0	793,080,000	同	同	
(項) 昭和36年度 乙型警備艦 建造費	691,208,856	184,700,000	506,508,856	同	同	
(項) 昭和36年度 潜水艦建造 費	410,352,280	0	410,352,280	同	同	
(項) 施設整備等 附帯事務費	369,450	0	369,450	同	同	
計	20,207,156,051	7,358,315,319	12,848,840,732			
合 計	36,154,654,052	16,442,153,820	19,712,500,232			

付表第 3 既往年度各特別会計決算未確認額表 (昭和 38 年 12 月 2 日現在)

年度、所管、会計名、歳出、項	前年度までの 未確認額 円	本年度確認額 円	未 確 認 残 額		
			金 額 円	証 明 庁	事 由
昭 和 35 年 度					
農 林 省					
漁船再保険 歳 出					
特殊保険勘定					
(項) 漁船特殊再保険費	7,875,000	0	7,875,000	水産庁	回答済調査中

付表第 4 昭和 37 年度国税収納金整理資金受払計算書検査未完了額表

(昭和 38 年 12 月 2 日現在)

受 入、 款、 項	証 明 庁	金 額 円	事 由
受 入			
(款) 歳入組入資金受入			
(項) 各 税 受 入 金	麻布ほか 4 税務 署	15,245,640	質問に対する回答未 済

1911年11月11日

廣東省立第一師範學校

廣東省立第一師範學校

廣東省立第一師範學校

廣東省立第一師範學校

廣東省立第一師範學校

廣東省立第一師範學校

廣東省立第一師範學校

廣東省立第一師範學校

廣東省立第一師範學校

廣東省立第一師範學校

廣東省立第一師範學校

廣東省立第一師範學校

廣東省立第一師範學校

廣東省立第一師範學校

廣東省立第一師範學校

廣東省立第一師範學校

廣東省立第一師範學校

廣東省立第一師範學校

廣東省立第一師範學校

廣東省立第一師範學校

廣東省立第一師範學校

廣東省立第一師範學校

廣東省立第一師範學校

廣東省立第一師範學校

BZ

4

04



D0012797

(大蔵省印刷局製造)